

綾瀬市 地域防災計画

改定（案）

一本 編一

目次

第1章 総 則	13
第1節 計画の位置付け	13
1 計画の目的	13
2 計画の性格	13
3 計画の体系	13
4 他の計画との関係	14
5 計画の修正	15
6 地区防災計画の運用	16
第2節 防災ビジョン	17
1 基本理念	17
2 基本目標	17
第3節 災害対策計画の推進主体とその役割	18
1 防災関係機関の実施責任	18
2 市民等の役割	18
3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	20
第4節 本市の概況	21
1 自然的条件	21
2 社会的条件	22
第5節 災害の想定	25
第1 地震災害	25
1 地震災害	25
2 南海トラフ地震対策	26
3 地震災害対策計画策定のための条件	26
第2 風水害等災害	27
1 風水害	27
2 火山災害	27
3 雪害	27
4 事故災害	27
第2章 災害予防	29
第1節 ソフト対策	29
第1 防災教育	29
1 市民の防災意識の高揚 【市長室、福祉部、市民環境部、健康子ども部、都市部、教育部、消防本部】	29
2 市職員の防災行動力の向上 【全ての部】	30

目次

3 自主防災組織の強化 【市長室、市民環境部、教育部、消防本部】.....	31
4 民間団体・事業所等の防災体制の強化 【消防本部】.....	32
第2 防災訓練.....	33
1 綾瀬市総合防災訓練 【全ての部】.....	33
2 水防訓練 【消防本部】.....	33
3 多様な訓練の実施 【全ての部】.....	33
4 実践的な訓練の実施 【全ての部】.....	33
5 個別防災訓練 【全ての部】.....	34
第2節 ハード対策.....	35
第1 災害に強いまちづくりの推進.....	35
1 市街地の整備 【都市部、土木部】.....	35
2 都市公園の整備 【都市部、土木部】.....	35
3 農地・緑地の保全 【都市部】.....	35
4 オープンスペースの把握 【市長室】.....	36
5 道路・橋りょうの整備 【都市部、土木部】.....	36
6 がけ崩れ対策等の推進 【都市部】.....	37
7 ライフライン施設の安全対策 【企業庁、土木部、関係事業者】.....	37
8 建築物の安全確保対策 【都市部、教育部】.....	38
9 地籍調査の推進 【土木部】.....	38
10 節水型都市づくりの推進 【市長室】.....	38
第2 公共施設の防災機能の整備・強化.....	39
1 公共施設の防災対策 【総務部、福祉部、市民環境部、健康子ども部、教育部】.....	39
2 公共施設における防災機能の整備 【総務部、福祉部、健康子ども部、市民環境部、教育部】	39
3 行政情報の防災対策 【市長室、経営企画部】.....	39
第3節 活動体制の整備・強化.....	40
第1 災害対策本部等の活動体制.....	40
1 応急活動体制の充実・強化 【全ての部】.....	40
2 災害対応組織の充実・強化 【市長室、経営企画部】.....	40
3 災害対策本部等の配備人員報告 【全ての部】.....	40
4 非常時職員動員システムの構築 【市長室】.....	41
第2 災害時情報の収集・提供体制.....	41
1 防災通信網の充実・強化 【市長室、経営企画部、総務部】.....	41
2 通信の利用制限及び集中対策の周知 【市長室】.....	42
3 災害時の広報体制の強化 【市長室、経営企画部、福祉部】.....	43
4 非常時における広報活動マニュアルの作成 【市長室、福祉部、健康子ども部】.....	43
5 関係機関との災害時広報活動協力体制の確立 【市長室】.....	43

目次

6 ICT部門における業務継続体制の整備 【市長室】	44
第3 医療・救護活動体制	44
1 初動医療体制の整備 【健康こども部】	44
2 医療機関等との連携 【健康こども部、消防本部】	44
第4 救助・救急、消火活動体制	45
1 消防力の整備・強化 【消防本部】	45
2 救急体制の強化 【消防本部】	46
3 自動体外式除細動器(AED)の使用方法及び設置の普及 【消防本部】	46
4 出火の防止 【消防本部】	46
5 危険物等災害予防 【消防本部】	47
6 広域応援体制の受入等の整備 【消防本部】	47
7 自衛隊、警察などとの連携強化 【消防本部】	47
第5 避難体制	48
1 避難場所等の指定・整備 【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、教育部】	48
2 避難所運営委員会との連携 【福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、教育部】	51
3 避難経路の整備 【都市部、土木部、自主防災組織】	51
4 避難情報の発令基準の作成 【市長室】	51
5 関係機関・団体等との連携強化 【市長室】	51
6 市外県外への避難者の情報把握 【市長室】	52
7 避難所外避難者への対策 【市長室、健康こども部】	52
8 住民への周知 【市長室、消防本部】	52
9 避難訓練 【市長室】	53
10 ペット対策 【健康こども部】	53
第6 要配慮者支援体制	53
1 避難行動要支援者避難支援マニュアル等の作成 【福祉部】	53
2 社会福祉施設等との連携 【福祉部】	54
3 社会福祉施設等の対応 【社会福祉施設】	55
4 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保 【市長室、福祉部、社会福祉施設】	55
5 外国人市民への対応 【市長室、市民環境部、産業振興部】	56
第7 防疫・公衆衛生・清掃体制	56
1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備 【健康こども部】	56
2 遺体収容に関する事前対策 【福祉部】	57
3 し尿処理体制の整備 【市長室、市民環境部、土木部】	57
4 ごみ・がれきの収集運搬・処理体制の整備 【市民環境部】	58

目次

第8 応急給水体制	59
1 応急給水拠点及び給水源の確保 【市長室】.....	59
2 給水用資機材の整備・強化 【市長室】.....	60
3 非常時活動体制の整備・強化 【市民環境部、産業振興部、土木部】.....	60
4 協力体制の確立 【市民環境部、産業振興部、土木部】.....	60
第9 緊急物資調達体制	60
1 避難生活に必要な物資の備蓄 【市長室】.....	60
2 県央地区広域防災活動拠点との連携 【市長室】.....	61
3 緊急調達体制の整備 【市民環境部、産業振興部】.....	62
第10 学校防災体制	62
1 学校防災計画等の作成 【教育部】.....	62
2 学校施設の事前対策 【教育部】.....	62
3 防災教育の充実 【福祉部、健康こども部、教育部】.....	63
4 文化財の保護 【市民環境部】.....	63
第11 緊急輸送体制	63
1 緊急輸送道路の指定・整備 【都市部、土木部】.....	64
2 緊急通行(輸送)車両の事前届出 【総務部】.....	64
3 燃料の確保対策 【市長室、総務部】.....	64
4 臨時ヘリポートの指定 【市長室】.....	64
5 物資等集積場所等の指定 【市長室、市民環境部、産業振興部】.....	64
第12 災害時の相互協力・応援体制	65
1 近隣市町村との連携強化 【市長室、総務部】.....	65
2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等 【市長室、総務部】.....	65
3 自衛隊との連携 【市長室】.....	66
4 米海軍との連携 【市長室】.....	66
5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化 【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、土木部】.....	66
6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備 【市民環境部、福祉部】.....	66
7 応援・受援体制の整備 【市長室、総務部】.....	67
8 応急仮設住宅供給体制の整備 【都市部】.....	68
9 被災証明書発行体制の整備 【市長室、総務部】.....	68
第4節 事象別の災害予防	69
第1 地震災害予防	69
1 建築物等対策 【市長室、総務部、市民環境部、健康こども部、都市部】.....	69
2 液状化対策 【総務部、市民環境部、健康こども部、教育部】.....	70
3 ブロック塀等対策、建築物の安全確保対策 【市長室、市民環境部、福祉部、健康こども部、都市部、教育部】.....	70

目次

4 落下物等対策 【市長室、都市部】	71
5 復興に関する事前準備 【市長室、経営企画部、都市部】	72
6 地震防災緊急事業の推進 【市長室、経営企画部、福祉部、健康こども部、都市部、土木部、教育部、消防本部】	72
第2 火山災害予防	72
1 火山災害の応急対策への備え 【市長室、消防本部、健康こども部】	72
2 防災知識の普及 【市長室】	73
第3 風水害予防	73
1 治水対策 【土木部】	73
2 落下物対策 【市長室、都市部】	74
第4 雪害予防	75
1 雪害の応急対策への備え 【市長室、市民環境部】	75
2 救助・救急活動への備え 【消防本部】	75
第5 事故災害予防	75
1 航空災害の応急対策への備え 【市長室】	76
2 道路災害の応急対策への備え 【市長室】	76
3 放射性物質災害の応急対策への備え 【市長室、消防本部】	76
4 危険物等災害の応急対策への備え 【市長室、消防本部】	78
5 大規模火災の応急対策への備え 【市長室、消防本部】	80
第3章 災害応急対策	83
第1節 活動体制の確立	83
第1 地震災害時の活動体制の確立	83
1 地震に関する情報の収集、伝達 【市長室】	83
2 災害警戒本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	84
3 災害対策本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	85
第2 風水害時の活動体制の確立	88
1 気象情報等の収集・伝達 【市長室、福祉部、消防本部】	88
2 水防活動 【消防本部、市長室、産業振興部】	88
3 災害警戒本部の設置、運営、廃止(風水害対応) 【全ての部】	90
4 災害対策本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	91
第3 その他災害時の活動体制の確立	94
1 火山災害時の活動体制の確立 【全ての部】	95
2 雪害時の活動体制の確立 【全ての部】	96
3 航空災害時の活動体制の確立 【全ての部】	97
4 道路災害時の活動体制の確立 【全ての部】	99
5 放射性物質災害時の活動体制の確立 【全ての部】	100

目次

6 危険物等災害時の活動体制の確立 【全ての部】	101
7 大規模火災時の活動体制の確立 【全ての部】	102
8 その他の災害時の活動体制の確立 【全ての部】	103
第2節 災害対応の調整・組織間連携	106
第1 情報収集伝達	106
1 災害時の通信手段の確保 【事務局】	106
2 代替通信手段の確保 【事務局】	106
3 災害情報の収集及び報告 【全ての部】	107
第2 広報活動	107
1 災害広報 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】	108
2 報道機関への発表と資料の収集 【事務局】	109
第3 広聴活動	109
1 広聴窓口の設置 【避難・生活支援部】	109
2 要望等の取扱い 【避難・生活支援部】	110
3 臨時市民相談窓口の設置 【避難・生活支援部】	110
第4 災害救助法の適用	110
1 災害救助法の適用手続 【事務局、総務対策部】	110
2 災害報告及び救助実施状況報告 【総務対策部】	111
第5 緊急輸送	111
1 交通情報の収集、道路規制 【土木対策部】	112
2 交通規制に関する措置 【土木対策部、大和警察署】	112
3 緊急輸送道路の確保 【土木対策部】	112
4 道路等の障害物除去 【土木対策部】	113
5 緊急通行車両の確認申請 【総務対策部】	113
6 輸送手段の確保 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】	113
7 緊急輸送の実施 【総務対策部、避難・生活支援部】	115
8 物資等集積場所の設置 【避難・生活支援部】	116
第6 応援・受援	116
1 応援要請 【事務局、総務対策部、消防部】	116
2 受援体制の整備 【総務対策部】	117
3 災害派遣部隊及び応援職員の要請変更及び撤収 【事務局、総務対策部、消防部】	118
第3節 人命を守るための対策	119
第1 医療・救護対策	119
1 医療・救護体制の確立 【救護対策部】	119
2 応急救護所の設置 【救護対策部、消防部】	120
3 医療・救護活動 【救護対策部、消防部】	120
4 健康支援対策 【救護対策部】	121

目次

第2 消火・救急・救助対策	121
1 活動体制の確立 【消防部】.....	121
2 火災防ぎょ活動 【消防部】.....	122
3 救急・救助活動 【消防部】.....	122
4 消防相互応援 【消防部】.....	123
5 市民の防災活動.....	123
6 自主防災組織の活動.....	123
7 事業所の防災活動.....	124
第3 避難対策	124
1 避難指示等 【事務局】.....	124
2 避難誘導 【消防部、大和警察署】.....	125
3 広域避難の協議等 【事務局】.....	126
4 市民の避難対策.....	126
5 事業所の避難対策.....	126
第4 行方不明者、遺体対策	126
1 行方不明者の搜索 【大和警察署、避難・生活支援部】.....	127
2 遺体対策 【救護対策部、大和警察署】.....	127
3 遺体の引渡し 【救護対策部、大和警察署】.....	128
4 遺体の埋火葬 【救護対策部、避難・生活支援部】.....	129
第5 各種災害時の応急対策	130
1 南海トラフ地震の応急対策計画 【全ての部】.....	130
2 火山災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	133
3 雪害時の応急対策計画 【全ての部】.....	133
4 航空災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	134
5 道路災害時への応急対策計画 【全ての部】.....	135
6 放射性物質災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	136
7 危険物等災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	138
8 大規模火災時の応急対策計画 【全ての部】.....	138
9 その他の災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	139
第4節 生活を守るための対策	141
第1 避難生活支援対策	141
1 避難所の開設 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】.....	141
2 避難所の管理運営 【救護対策部、避難・生活支援部】.....	141
3 避難所の統合、閉鎖 【事務局、避難・生活支援部】.....	143
4 帰宅困難者への対応 【総務対策部、避難・生活支援部】.....	143
5 指定避難所外に避難する被災者への配慮 【救護対策部、避難・生活支援部】.....	144
第2 要配慮者対策	144

目次

1 要配慮者への支援活動 【救護対策部、避難・生活支援部】	145
2 避難行動要支援者の避難や安否確認等 【救護対策部】	145
3 要配慮者に対する避難所での応急支援 【救護対策部】	146
4 福祉避難所等の確保と移送 【救護対策部】	146
5 要配慮者への健康相談等 【救護対策部】	147
6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給 【救護対策部、土木対策部】	147
第3 飲料水及び生活用水の供給対策	148
1 飲料水の確保 【避難・生活支援部】	148
2 飲料水の供給 【避難・生活支援部】	148
3 飲料水以外の生活用水の供給 【避難・生活支援部】	149
第4 食料等供給対策	149
1 食料等の調達 【避難・生活支援部】	150
2 食料等供給計画 【避難・生活支援部】	150
3 炊き出しの実施、支援等 【避難・生活支援部】	151
第5 生活必需物資等供給対策	151
1 生活必需物資等の調達 【避難・生活支援部】	151
2 生活必需物資等の支給 【避難・生活支援部】	151
第6 ライフライン等の応急対策	152
1 情報連絡体制の確保 【事務局】	152
2 上水道の応急対策 【県企業庁海老名水道営業所・土木対策部】	153
3 下水道の応急対策 【土木対策部】	153
4 電気の応急対策 【東京電力パワーグリッド(株)】	154
5 ガスの応急対策 【東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者】	154
6 通信関係の応急対策 【NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)】	154
7 バス会社の安全措置 【神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)】	154
第5節 生活再建に向けた対策	156
第1 防疫・清掃対策	156
1 防疫等活動 【救護対策部】	156
2 災害用トイレの設置、管理 【避難・生活支援部、土木対策部】	158
3 災害廃棄物の処理 【避難・生活支援部】	158
第2 障害物の除去対策	159
1 河川等の障害物の除去 【土木対策部】	159
2 住家に係る障害物の除去 【土木対策部】	159
第3 文教対策	159
1 児童、生徒の安全確保 【避難・生活支援部】	160
2 文教施設等の応急対策 【救護対策部、避難・生活支援部】	160

目次

3 応急教育の実施 【避難・生活支援部】	160
4 学用品の調達・支給 【避難・生活支援部】	161
5 園児・児童などの安全確保 【救護対策部】	161
6 応急保育の実施 【救護対策部】	161
第4 警備対策	161
1 災害警備体制の確立 【大和警察署】	161
2 災害応急対策活動 【大和警察署】	162
3 防犯パトロール 【事務局、消防部、自治会】	162
第5 ボランティア活動支援対策	162
1 災害ボランティアセンターの設置 【救護対策部、市社会福祉協議会】	162
2 災害ボランティアセンターの運営 【救護対策部、市社会福祉協議会】	163
第6 住宅対策	163
1 震災建築物の応急危険度判定 【土木対策部】	163
2 被災宅地の危険度判定 【土木対策部】	164
3 被災住宅の応急修理 【土木対策部】	165
4 公共、民間住宅の確保 【土木対策部】	166
5 建設型応急住宅の用地確保、建設等 【土木対策部】	166
6 家屋の被害認定調査 【総務対策部】	167
第4章 災害復旧・復興対策	169
第1節 被災者の生活再建支援	169
1 被災者の経済的再建支援 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】	169
2 精神的支援 【救護対策部、避難・生活支援部】	171
3 要配慮者への支援 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】	172
4 社会福祉施設、社会復帰施設等 【救護対策部】	172
5 生活環境の確保 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】	173
6 教育の再建 【避難・生活支援部】	173
7 社会教育施設、文化施設、文化財等 【避難・生活支援部】	173
8 ボランティア活動支援 【救護対策部】	173
9 情報の提供 【事務局、総務対策部】	174
第2節 地域経済の復興支援	175
1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 【避難・生活支援部】	175
2 金融・税制面での支援 【避難・生活支援部】	175
3 事業の場の確保 【避難・生活支援部】	176
4 農林水産業者等に対する支援 【避難・生活支援部】	177
第3節 災害復旧	178

目次

1 公共施設の災害復旧事業計画 【総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】	178
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 【総務対策部】	178
3 産業の復旧 【避難・生活支援部】	178
4 激甚法による災害復旧事業 【総務対策部】	178
第4節 災害復興	180
1 復興計画策定に係る庁内組織の設置 【総務対策部】	180
2 人的資源の確保 【総務対策部】	180
3 復興対策の実施 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】	180

第1章 総 則

綾瀬市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び綾瀬市防災会議条例（昭和39年条例第6号）に基づく「綾瀬市地域防災計画」として、綾瀬市防災会議が策定した計画です。

第1節 計画の位置付け

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、綾瀬市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

2 計画の性格

(1) 計画の作成

市防災会議は、災害対策基本法第42条及び綾瀬市防災会議条例第2条の規定に基づき、本計画を作成します。

本計画の作成に当たっては、中央防災会議の防災基本計画、県の地域防災計画、指定地方公共機関や指定公共機関の防災業務計画と整合を図るとともに、市の総合計画や国土強靱化地域計画等と調和のとれたものとなるよう配慮します。

(2) 位置付け

本計画は、市及び防災関係機関の防災業務を明確にするとともに、関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、市内の災害全般に関して、総合的な指針となるものです。

3 計画の体系

(1) 本計画の体系

本計画の体系は、「本編」「手法編」「資料編」の3編で構成します。

◆ 本編

災害に対する予防策、応急対策及び災害復旧・復興対策の各計画が示されています。

第1章 総則

第1節 計画の位置付け

- ◆ 手法編
災害発生時に市職員等が必要とする情報を明確にするために、通常業務にはない災害時特有の対応業務の手順等を手法編として整理しています。
- ◆ 資料編
本編及び手法編に関連する資料がまとめられています。

(2) 細部計画の策定

本計画に基づく、防災上の諸活動を行うに当たっての必要な細部計画（マニュアル、チェックリスト等）については、それぞれの担当部などにおいてあらかじめ定めておくものとします。

4 他の計画との関係

(1) 国における防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、災害から市民等の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画並びに神奈川県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定めます。

(2) 綾瀬市総合計画2030との関係

総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されている、綾瀬市総合計画2030「支える3 大規模自然災害対策プロジェクト」においても、「地域の防災・減災力の向上」及び「復旧・復興対策の充実」として、市の防災施策について位置付けられており、これにより市の防災施策も実施されます。

- 1 本計画は、市総合計画に定められている防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策も含め、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものです。
- 2 市総合計画は、行政施策を主体とした計画であるのに対して、本計画は市域における災害から市民、事業所などの安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の果たすべき役割分担についても規程したものです。
- 3 本計画は、継続かつ恒久的に、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の拠り所となるべき、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープランを示すものであります。したがってその実現・実行に関しては、その都度綾瀬市総合計画、実施計画に位置付けられるべきものです。

(3) 綾瀬市消防計画との関係

綾瀬市消防計画は、消防組織法第4条第2項第15号に基づき制定された消防

第1章 総則

第1節 計画の位置付け

計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき策定されるもので、綾瀬市消防本部及び消防団の施設並びに人員を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民等の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とします。このため、地域防災計画が総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は、以下に示すとおり専門的、かつ限定的な計画です。

- 1 綾瀬市消防計画は、消防機関が分掌する事務に関し、組織内の活動を詳細に定めた計画です。
- 2 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、専任の組織として迅速に対応するための計画です。
- 3 市の総力を挙げて対処する必要がある大規模災害時に関しては、綾瀬市地域防災計画において示されている計画大綱と連携を行うことができるように計画されています。

(4) 綾瀬市国民保護計画との関係

地域防災計画は自然災害に対応する計画であるのに対して、国民保護計画は武力攻撃災害に対処する計画です。

特に留意すべき関係については、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定められている武力攻撃事態等が発生した場合は、綾瀬市国民保護計画に基づき対処を行います。政府において事態認定が行われるまでの間において、災害対策基本法に該当する災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置して対処する場合があります。なお、事態認定前で災害対策基本法に該当する災害への対応は、災害対策基本法に基づいて措置を行います。

(5) 綾瀬市国土強靱化地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平時から作り上げていこうとするものです。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そのような事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされています。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の地域防災計画に修正がある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行います。

そのため、各対策担当部・課及び防災関係機関は、関係のある事項に関して毎

第1章 総 則

第1節 計画の位置付け

年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年1月末日（緊急を要する事項については、その都度市防災会議が指定する期日。）までに、市防災会議事務局あてに提出しなければなりません。

6 地区防災計画の運用

綾瀬市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めます。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができます。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加のもと、具体的な事業に関する計画を定めることとします。

第2節 防災ビジョン

1 基本理念

本市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた、地域防災計画策定運用の指針として、以下の3点を計画の理念とします。

- 1 「災害に強い都市」となるようまちづくりを進めます。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛えます。
- 3 「災害に対するハード・ソフト両面にわたる備え」を怠りません。

2 基本目標

基本理念に基づき、「自らの身は自ら守る」、「皆のまちは皆で守る」、「行政機関、消防、警察による活動」という「自助・共助・公助」の3つの力を連携し、総合的な減災対策を推進するために、本計画で達成すべき基本目標を次の9項目とします。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化
- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

第3節 災害対策計画の推進主体とその役割

1 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を実施するに当たって、市、県、その他、関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

(1) 綾瀬市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施します。

(2) 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

(4) 指定公共機関及びその他の指定地方公共機関

指定公共機関及びその他の指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

2 市民等の役割

(1) 市民

ア 「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災の観点から、1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄や家具、

第1章 総則

第3節 災害対策計画の推進主体とその役割

ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。

- イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、習得した防災に関する知識、技能等を発生時に発揮できるよう努めます。
- オ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭などの開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めます。

(2) 企業

- ア 平時から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料・飲料水等の備蓄、消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、冷静かつ積極的な参画に努めます。
- イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための積極的な体制整備をするとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

(3) 災害救援ボランティア

- ア 災害救援ボランティアは、平時から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- イ 災害救援ボランティアは、災害時の活動の際には、災害救援に必要な物資に加え、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど、できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

第1章 総則

第3節 災害対策計画の推進主体とその役割

ウ 市及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

綾瀬市及び防災関係機関等は、災害の発生を防止又は被害を軽減し、市民の身体及び財産の保全のために、連携・協力して、地域防災活動を推進します。

なお、綾瀬市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は資料編に示します。

※防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱【資料編 資料2-1】



第4節 本市の概況

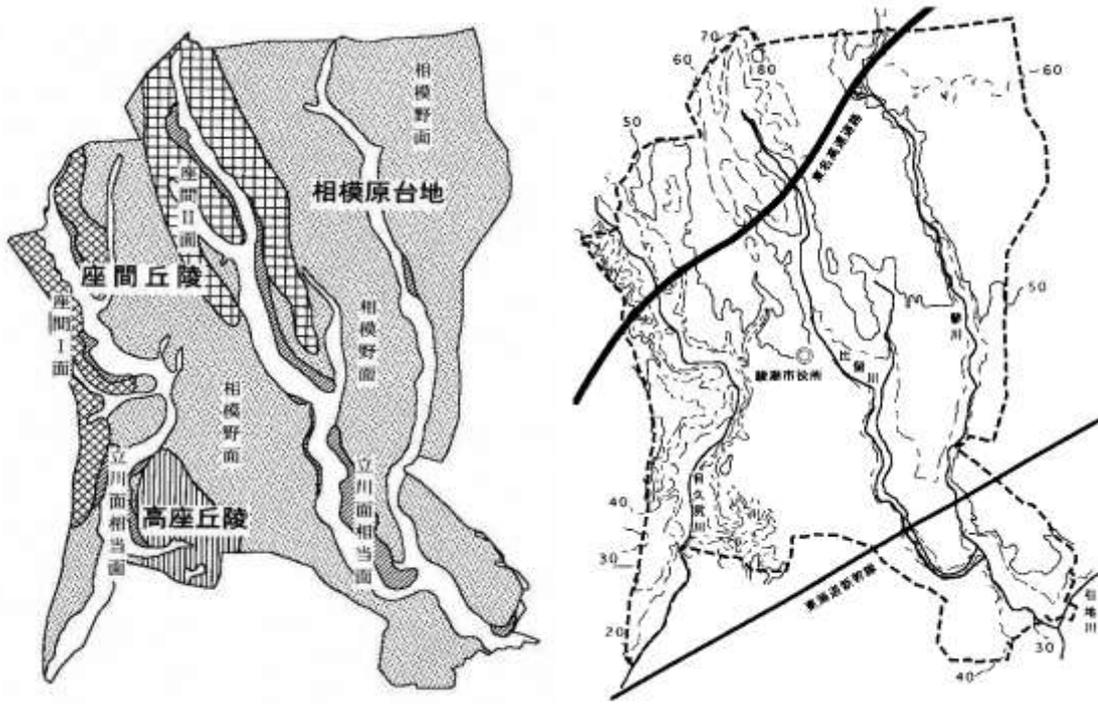
1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、座間丘陵、相模原台地の南部、高座丘陵北端にあたり、山間部を持ちません。これらの丘陵は西方に座間丘陵、東方に相模原台地、南方に高座丘陵がそれぞれ位置します。各丘陵の間には、比留川、目久尻川が南北に流れ、これらの河川が丘陵を開析しています。市内を流れる河川の水系は目久尻川が相模川水系、蓼川、比留川は引地川水系に含まれます。

面積	周囲	東西	南北	標高 (綾瀬市役所)
22.14 k m ²	25 km	4.2 km	7.6 km	48.7497 m

方位	経度	地名	方位	経度	地名
極東	東経 139° 27' 27"	上土棚中五丁目	極南	北緯 35° 24' 26"	上土棚南五丁目
極西	東経 139° 24' 09"	早川字祖師谷	極北	北緯 35° 28' 04"	厚木基地



(『綾瀬市史』 8 別編自然)

(2) 地質

本市の地質は、ほとんどが火山灰の風化によってできた未固結のロームで、まれに礫岩や未風化の火山灰があります。目久尻川の上流及び左岸で多摩ローム層が分布し、吉岡付近で下末吉ローム層が分布する以外、ほとんどが武蔵野ローム層から構成されています。本市の基盤は、新第三紀鮮新世から第四紀更新世前期にかけてできた、上総層群と呼ばれる地層です。この上総層群の上位に、海成層及び陸成層、テフラ（空中を飛来した火山噴出物）からなる相模層群や新期段丘堆積物が厚く堆積しています。なお、平成15年度神奈川県地域活断層調査の結果、市内で活断層は確認されていません。

(3) 気候

本市においては、冬季は空気が乾燥した晴天が続き、夏季は高温多湿な南西の風が吹く太平洋側気候に当てはまり、比較的温暖であります。冬季には、直接冷たい風が吹き付ける県中部にあるため気温が低くなります。

降水量は、台風と秋雨、梅雨の影響が大きく、ほとんどの年において9月が最大で、次いで7月、6月、10月となります。最小は、西高東低の冬型の気圧配置になり、晴天が続く12月から1月にかけてとなります。

※綾瀬市の地質【資料編 資料1-1】

※綾瀬市における気温と降水量【資料編 資料1-2】

2 社会的条件

(1) 市の沿革

本市は、明治22年に市制・町村制が施行され、8か村が合併し「綾瀬村」が誕生しました。その後、昭和20年に町制が施行されました。

昭和40年以降、高度成長期の人口増加は著しく、昭和35年に8,300人程度であった人口は、20年後の昭和55年には、およそ65,000人とおよそ8倍になりました。この間、自動車関連などの工業立地も進み、工業従事者の市内居住が進んでいきました。

一方、周辺都市では、鉄道駅を中心に都市開発が進みました。このため、市外の鉄道駅に近いところから市街地の形成が進みました。

昭和53年11月1日市制を施行し、綾瀬市となり、平成元年4月「綾瀬」誕生100年を迎えました。

現在では、人口8万3千人を超える県央の中堅都市として発展を続けており、令和3年に策定した市の総合計画である「綾瀬市総合計画2030」に基づき、「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を実現するため、以下の5つを基本目標に諸施策を推進しています。

- 1 人と自然がふれあう環境共生のまち
- 2 人の心がふれあう安心生活のまち
- 3 人と文化がふれあう個性尊重のまち
- 4 人と未来がふれあう産業創造のまち
- 5 人と人がふれあう交流拠点のまち

(2) 人口

本市の人口は、平成27年（2015年）国勢調査の84,460人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）国勢調査では83,913人となっています。

一方、世帯数は、増加傾向が続いており、令和2年（2020年）国勢調査では34,879世帯となっており、平成27年（2015年）国勢調査から1,523世帯の増加となっています。

(3) 土地利用概況

本市の都市計画区域は、行政区全域と同じ2,214haで、そのうち市街化区域は約1,034ha、市街化調整区域は約1,180haとなっています。また用途地域は、都市計画法で定める13種類のうち10種類を位置付け、土地利用を誘導するとともに、商業系及び住居系の用途地域で建ぺい率60%以上かつ容積率150%以上の地域614haを準防火地域に指定しています。

土地利用の現況としては、住宅用地22.1%、防衛用地17.1%、工業・運輸用地10.2%、公共公益用地5.8%、商業・業務用地3.6%、その他用地21.7%、農地や山林などの自然的土地利用が約19.4%となっています。

(4) 都市計画道路及び一般道路

令和7年4月1日現在の都市計画道路の整備状況を見ると、計画延長20,000mのうち、17,410m（87.05%）が整備済となっています。

また、幅員4m以上の市道の総延長は、265,709.7mとなっています。

(5) 都市公園

本市では、令和7年4月1日現在58.42ha（134箇所）の都市公園を開設しています。そのうち、緑地・緑道としては、8.5ha（23箇所）を開設しています。

(6) ライフラインの状況

◆ 電気

市内の電気普及率は、100%です。

◆ 上水道

市内における上水道の普及率は、100%です。

◆ 下水道

第1章 総則
第4節 本市の概況

下水道の整備状況は、2市町村以上が共同して行う流域関連公共下水道の「第1号公共下水道」と本市単独で行う公共下水道の「第2号公共下水道」を整備しており、総人口の94.6%（令和7年4月1日現在）の普及率となっています。

◆ 都市ガス

一般家庭用都市ガス施設の普及率は、約9,602世帯であり、本市全体の約26.8%（平成31年3月末日現在）となっています。

(7) 厚木基地の概要

厚木基地は、昭和16年に建設が開始され深谷、本蓼川のほか、大和市の一部約500haに設置され、現在米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっています。

※綾瀬市の人口【資料編 資料1-3】

※市街化区域及び準防火地域の指定状況【資料編 資料1-4】

※都市計画道路整備状況図【資料編 資料1-6】

※厚木基地の概要【資料編 資料1-7】

第5節 災害の想定

第1 地震災害

1 地震災害

(1) 神奈川県地震被害想定概要

令和5年度から令和6年度にわたって県が実施した被害想定調査等に基づいて、本市の地震被害を想定します。

県が実施した被害想定概要は、次のとおりです。

このうち、本市への影響が大きい、都心南部直下地震、大正型関東地震を計画上の被害想定に位置付けます。

想定する地震と条件

想定地震名	モーメントマグニチュード	震源域	地震の発生時期	風速風向	
① 都市南部直下地震	7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下	1 季節：夏、冬 日：平日 時刻：5時	近年の気象観測結果に基づく平均	
② 三浦半島断層群の地震	7.0	三浦半島断層帯	2 季節：夏、冬 日：平日 時刻：12時		
③ 神奈川県西部地震	6.7	神奈川県西部	3 季節：夏、冬 日：平日 時刻：18時		
④ 東海地震	8.0	駿河トラフ			
⑤ 南海トラフ巨大地震	9.0	南海トラフ			
⑥ 大正型関東地震	8.2	相模トラフ	※ おおむね全ての項目で被害が最大となる想定条件での結果を示します。		
参考	⑦ 元禄型関東地震	8.5			相模トラフ
	⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7			元禄型関東地震の震源域から関東北部まで

(2) 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で都心南部の直下を震源とする地震であり、地震発生 の切迫性が高いとされています。

このため、本市を含む県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

都心南部直下地震の被害想定結果は、大正型関東地震と比較すると本市の被害は大きくありませんが、当面の短期的な地震防災・減災対策（備蓄計画等）の目標として活用します。

(3) 大正型関東地震

1923 年の大正関東地震を再現した相模トラフを震源域とする地震であり、30 年以内の発生確率は低いとされています。

ただし、発生した場合は、本市に最大の被害をもたらすことが予想される地震であり、国でも長期的な防災・減災対策の対象としているため、大正型関東地震の被害想定結果は、中長期的な地震防災・減災対策の目標として活用します。

※神奈川県地震被害想定調査に基づく本市の被害【資料編 資料1-8】

※綾瀬市の災害記録【資料編 資料1-10】

2 南海トラフ地震対策

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方や避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めた南海トラフ地震防災対策推進計画を作成し、当該計画に基づき南海トラフ地震対策の推進を図ります。

3 地震災害対策計画策定のための条件

市は、想定される3つの地震に対し、より切迫性が高いものから短期的に対策を推進し、数百年先に発生 の可能性があるものについても、長期的な対策の推進を図ります。

目標	対象とする想定地震	対策の主眼
短期的目標 (5~10年以内)	都心南部直下地震 南海トラフ巨大地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心)
長期的目標 (10年以上)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上

第2 風水害等災害

1 風水害

伊勢湾台風相当の水害や土砂災害、市に影響を及ぼした昭和51年台風17号相当を想定した災害が発生した場合を想定します。近年の水害は、都市部において地表面のほとんどがアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水の流出率が増大するとともに、河道又は下水道（雨水管）への流出時間が短くなり、一度に多量の雨水が河川や下水道に集中して生じる都市型水害が深刻化しつつあります。

2 火山災害

本市の近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火災災害を引き起こすような火山はありませんが、市の西方に位置する富士山において、宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合の火山灰の降灰等による災害が発生した場合を想定します。

※富士山降灰予測図【資料編 資料1-9】

3 雪害

平成26年2月の大雪のように、異常な降雪や積雪により、都市機能の阻害及び道路の通行止めや公共交通機関の運休等による交通の途絶、停電、通信線の断線等による家屋等の被害が広範囲に及ぶ場合を想定します。

4 事故災害

(1) 航空災害

厚木基地航空機（米軍機、自衛隊機）又は民間航空機の市内への墜落等により多数の死傷者等が発生する災害が発生した場合を想定します。

(2) 道路災害

市内に道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により、市内に多数の死傷者等が発生した場合を想定します。なお、本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故のほかに、歩道上等において、多数の群衆で混雑し、転倒などにより多数の死傷者が発生するという雑踏事故を含めた想定とします。

(3) 放射性物質災害

核燃料物質等の運搬時における、放射性物質の放出による災害、放射性同位元素の取扱事業者からの放出による災害、放射性物質が不法投棄される事案及び市

第1章 総 則
第5節 災害の想定

外の原子力施設において発生する事故により放射性物質等が放出されたことによる災害等を想定します。

(4) 危険物等災害

市内の危険物貯蔵・取扱施設等における、火災・爆発等の発生を想定します。

(5) 大規模火災

建築物密集地区における大規模延焼火災が発生した場合を想定します。

第2章 災害予防

災害予防は、災害の発生を未然に防止し、被害を軽減するための活動であり、本章では、防災意識の向上、防災訓練の実施等のソフト対策をはじめ、施設や設備の整備等のハード対策、災害時の活動体制の整備に関する対策、各種災害固有の特徴に対応した対策等を定めています。

第1節 ソフト対策

第1 防災教育

関係機関

- 1 市民の防災意識の高揚
 - 【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、都市部、教育部、消防本部】
- 2 市職員の防災行動力の向上 ----- 【全ての部】
- 3 自主防災組織の強化 ----- 【市長室、市民環境部、教育部、消防本部】
- 4 民間団体・事業所等の防災体制の強化 ----- 【消防本部】

1 市民の防災意識の高揚 【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、都市部、教育部、消防本部】

(1) 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、県と協力し市民の防災意識の高揚を図るため、適切な手段や機会を通じて積極的に防災知識の普及を図ります。

ア 普及内容

- 1 災害の想定や想定される災害等に関する知識
- 2 地震、津波、浸水、急傾斜地崩落等に関する情報、知識
- 3 避難施設等に関する知識
- 4 各種防災用品や家庭での防災対策に関する情報、知識
- 5 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民など）への支援の重要性
- 6 平時及び災害発生時の行動に関する知識
- 7 避難時における、電気、ガスの出火防止等安全対策に関する知識
- 8 自主防災組織に関する情報、知識
- 9 帰宅困難者に関する情報、知識
- 10 南海トラフ地震臨時情報に関する情報、知識
- 11 その他防災意識高揚のために必要な情報、知識

イ 普及方法

- 1 広報誌、啓発冊子、ポスター、パンフレット等の発行と配布
- 2 講演会、研修会等の開催
- 3 自主防災組織、自治会等の活用
- 4 綾瀬市生涯学習お届けバラ講座を活用した防災に関する情報提供
- 5 市ホームページ等の活用
- 6 防災ビデオの貸出し
- 7 その他、効果的と思われる手段

(2) 防災教育の推進

県及び市は、学校、幼稚園・保育所等、社会福祉施設及び市内事業所等、それぞれの現場における生徒・児童・園児・従業員などの防災行動力の向上を図るため、防災教育の参考となる資料の作成や研修会を開催するなど、防災教育の充実を図ります。

(3) 防災ハザードマップの作成

市は、県と協力し地域住民の避難や防災活動に活用するため、防災ハザードマップを作成、更新し、配布するなど市民等に情報提供を行います。

(4) 地区防災計画の作成

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、災害時避難行動要支援者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めます。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととします。

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めます。

2 市職員の防災行動力の向上

【全ての部】

(1) 職員用防災マニュアルの作成・配布

市は、大規模災害時における職員としての行動基準や初動期活動要領等を内容とする、職員用防災マニュアル等を作成し、職員に配布するとともに、研修・訓練を通じ、災害対応についての習熟、徹底を図ります。

(2) 各部における災害対応マニュアルの作成

災害対策本部の各部は、災害発生時の各任務について、発災時に迅速かつ適切な応急活動を行えるよう、事前に部内の組織体制を検討しておくとともに、各部における迅速な非常時体制を確立するための災害時対応マニュアルを作成し、市職員としての責務と災害時対応について習熟、徹底を図ります。

(3) 職員研修・訓練の実施

市は、地域防災計画の内容や災害時の対応等、防災に関する研修項目を、階層別研修等に総合的に取入れ、各職員への周知及び習熟を図ります。

また、災害時に使用する防災関連機器について、担当部署へ使用方法等の講習会を行い、非常時に的確な操作が行えるよう、担当職員の習熟に努めます。

(4) タイムライン(防災行動計画)の作成

市は、風水害の発生に備え、気象情報をもとに、水門や排水機場の浸水防止施設の点検、危険箇所の確認、避難指示等のタイミングなど事前に実施すべき対応を整理したタイムライン(防災行動計画)を作成し、避難情報の発令時期を検討します。

3 自主防災組織の強化 【市長室、市民環境部、教育部、消防本部】

(1) 自主防災組織の育成

市は、地域防災活動の充実や地域コミュニティの維持を図るため、その重要な役割を担う自主防災組織について、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、更なる活性化を促進するとともに、自主防災組織等の防災訓練において、救出・救助、初期消火等、防災活動のための訓練指導や研修を実施します。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進します。

(2) 自主防災組織等のリーダーの養成と教育

市は、市民の防災意識と地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の指導や地域住民へのアドバイスなど、地域の防災活動に対して指導を行う、地域防災リーダーを養成し認定します。また、認定済のリーダーに対して、各種の研修会や講習会を実施し知識・技術の向上を図ります。

また、被災時の男女別ニーズに対応するため、女性リーダーの養成を進めます。

(3) 自主防災組織の機能強化

自主防災組織は、災害時の応急活動における地域での役割を果たすために、次のとおり機能の強化・充実を図ります。

- 1 情報の収集・伝達
- 2 地域住民相互による安否確認
- 3 初期消火
- 4 救出・救護
- 5 避難行動要支援者に対する安否確認、避難活動支援
- 6 避難経路の事前確認
- 7 避難の誘導
- 8 給食・給水・救援物資の配布等の協力
- 9 避難所運営委員会への参画

(4) 自主防災組織相互の連携

自主防災組織は、災害発生時において周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、近隣の自主防災組織と連携し、相互に協力し合える体制を築くとともに、消防団、学校、災害ボランティア、事業所など、地域の団体との有機的な連携に努め、活動の活性化を図ります。

※自主防災組織設置状況【資料編 資料7-9】

4 民間団体・事業所等の防災体制の強化

【消防本部】

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

消防法により防火管理者の選任を要する事業所は、災害に備えての事前計画、災害時の活動計画、施設再開までの復旧計画について、消防計画に定めるよう指導します。

(2) 防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所は、事業所防災計画の作成資料として「職場の災害対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成の指導を行います。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定促進

市は、県と連携して、市内企業に対して、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分周知するとともに、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

また、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援します。

第2 防災訓練

関係機関

- | | |
|-------------------|--------|
| 1 綾瀬市総合防災訓練 ----- | 【全ての部】 |
| 2 水防訓練 ----- | 【消防本部】 |
| 3 多様な訓練の実施 ----- | 【全ての部】 |
| 4 実践的な訓練の実施 ----- | 【全ての部】 |
| 5 個別防災訓練 ----- | 【全ての部】 |

1 綾瀬市総合防災訓練 【全ての部】

市は、防災関係機関等と連携し、毎年1回以上、「綾瀬市総合防災訓練」を実施します。なお、訓練の実施に当たっては、市の有する防災行動力の現状到達点や問題点を明らかにするため、防災関係機関の協力や広域的連携等、実際に即した各種訓練を総合的に実施します。

2 水防訓練 【消防本部】

市は、県及び厚木水防支部で実施する水防訓練等への参加や、河川周辺の地域を対象に水防訓練を実施します。

3 多様な訓練の実施 【全ての部】

(1) 市民等

市は、地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練やコミュニティレベルで、多様な場면을想定した防災訓練を実施します。

また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

(2) 職員等

市は、様々な場면을想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員参集メールを活用した緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報・警戒情報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応できるよう努めます。

4 実践的な訓練の実施 【全ての部】

市は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の

目的を設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

5 個別防災訓練

【全ての部】

(1) 情報受伝達訓練

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策の指令などの情報受伝達訓練を実施します。

(2) 災害対策本部運営訓練

市は、災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした災害対策本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、地域防災計画や各種マニュアルに基づく図上訓練や参集訓練を実施します。また、併せて市各部における災害時の分担任務に関する独自訓練の実施を促進します。

さらに、市庁舎が使用不能となった事態に備え、代替設置場所である消防本部における災害対策本部設置訓練に取り組みます。

(3) 消防訓練

市は、災害救助や有害物質の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、災害発生時の対応力の向上を図ります。

(4) 公共施設等の防災訓練

各施設管理者は、非常時における職員や施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成や防災訓練の定期的な実施を推進します。

また、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所について、障がい者や日本語が分からない外国人市民等に配慮したものとするよう努めます。

(5) 自治会(自主防災組織)等が行う訓練への支援

市は、自治会(自主防災組織)、学校等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言を行うとともに、要請により訓練用消火器の貸出し、防災ハザードマップ等の防災資料の提供など、必要な支援を行います。

第2節 ハード対策

第1 災害に強いまちづくりの推進

関係機関

- 1 市街地の整備 ----- 【都市部、土木部】
- 2 都市公園の整備 ----- 【都市部、土木部】
- 3 農地・緑地の保全 ----- 【都市部】
- 4 オープンスペースの把握 ----- 【市長室】
- 5 道路・橋りょうの整備 ----- 【都市部、土木部】
- 6 がけ崩れ対策等の推進 ----- 【都市部】
- 7 ライフライン施設の安全対策 ----- 【企業庁、土木部、関係事業者】
- 8 建築物の安全確保対策 ----- 【都市部、教育部】

1 市街地の整備

【都市部、土木部】

(1) まちの延焼拡大防止の推進

市は、土地利用の基本方針となる「あやせ都市マスタープラン」に基づき、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用によりまちの延焼拡大防止を総合的に推進します。

(2) 道路・河川の延焼遮断機能の強化

市は、道路及び河川の有する延焼遮断機能を強化するため、関係機関と連携し、沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹種による街路樹整備等の施策を総合的に推進します。

2 都市公園の整備

【都市部、土木部】

(1) 公園の防災機能の充実

市は、災害発生時の避難場所としての機能整備を進めます。また、施設周辺への延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図ります。

(2) 緊急輸送道路等の緑化推進

市は、緊急輸送道路等として位置付けられる道路については、必要に応じ、延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図ります。

3 農地・緑地の保全

【都市部】

市は、計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地や緑地等に対し、保全

のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、市民のための貴重な緑の空間やオープンスペースとしての保全を図っていきます。

また、緑を将来にわたって確保するため、保全すべき緑地については取得等をし、保全に努めます。

4 オープンスペースの把握

【市長室】

市は、市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握し、データベース化を図ります。

5 道路・橋りょうの整備

【都市部、土木部】

(1) 都市計画道路の整備

市は、現在、計画されている都市計画道路15路線については、早期事業化及び完成に努めます。

(2) 一般市道の整備

市は、地域住民の円滑な避難を確保するため、狭い道路の拡幅整備や舗装の打替えを行い、引き続き、避難路となる生活道路の整備を努めます。

(3) 橋りょうの補強

市は、橋りょうの補強については、防災面にも考慮し整備を行っているところですが、今後も引き続き計画的な整備に努めます。

(4) 人にやさしい道路環境の整備

市は、身体障がい者、高齢者、子ども等も安心して歩け、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅、段差の解消、道路の緑化を推進します。

(5) 道路標識の整備

市は、道路標識の設置や拡幅・改良工事に当たっては、災害時避難の安全確保の観点から必要な配慮を行います。

(6) 道路施設等の維持管理

市は、道路施設の防災対策について、橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を実施します。

特に、災害時においても緊急輸送路の通行機能を確保するため、沿道建築物の耐震化に向けた取組みや橋りょう等の耐震補強、路面下空洞調査等を実施します。

6 がけ崩れ対策等の推進

【都市部】

(1) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他該当警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。

なお、土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、土砂災害警戒区域で定めるものに加え、県により一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

また、防災ハザードマップをもとに、土砂災害の情報や避難場所など市民への周知徹底を行います。

(2) 防災パトロールの強化

市は、がけ崩れ等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるための事前措置として、平時から危険予想箇所のパトロール等を実施します。

(3) 大規模盛土造成地の情報提供

市は、国・県と連携した変動予測調査の結果、把握した大規模盛土造成地について、調査結果を公表するなど、市民に情報提供を行います。

7 ライフライン施設の安全対策

【企業庁、土木部、関係事業者】

(1) 上水道施設の安全化

県企業庁は、災害に強い水道とするため、主要水道施設の耐震化、給水区域全域に耐震継手管を採用し、耐震性の向上を図ります。

また、台風等により電力の供給が停止することもあるため、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や自家発電装置により、災害用指定配水池による飲料水の確保を図ります。

(2) 下水道施設の安全化

市は、公共下水道の施設に関しては、その重要性を勘案しながら耐震補強など安全強化対策を推進します。

また、ポンプ施設・処理施設は、非常用エンジンや自家発電機の設置を図るとともに、老朽化対策や施設の統廃合を進め、耐震・耐水化を含む災害時の処理機能の保持に努めます。

(3) 電力、ガス施設及び電話通信設備の安全化

各関係事業者は、液状化にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等

の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするためにも、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

また、通信事業者は、災害発生時の集中対策として災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話対応災害伝言板を提供します。

なお、市は、緊急輸送道路における電柱の倒壊や電線垂れ下がりなどからの交通の確保や危険を回避するため、一部の区間で、緊急輸送道路での無電柱化を進めます。

8 建築物の安全確保対策

【都市部、教育部】

(1) 不特定多数の者が使用する施設等の安全確保対策

市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等応急対策上重要な施設については、災害に対する安全性の確保に特に配慮します。

(2) 空き家対策

市は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び綾瀬市空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、流通促進及び適正管理の促進を図るとともに、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。

9 地籍調査の推進

【土木部】

市は、災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界面積等）について、復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査事業の推進を図ります。

10 節水型都市づくりの推進

【市長室】

市は、渇水に強い都市とするため、住民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水浸透施設を活用した地下水の保全や流出抑制、雨水貯留施設を設置した雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組みます。

第2 公共施設の防災機能の整備・強化

関係機関

- 1 公共施設の防災対策
----- 【総務部、福祉部、市民環境部、健康こども部、教育部】
- 2 公共施設における防災機能の整備
----- 【総務部、福祉部、市民環境部、健康こども部、教育部】
- 3 行政情報の防災対策 ----- 【市長室、経営企画部】

1 公共施設の防災対策 【総務部、福祉部、市民環境部、健康こども部、教育部】

市は、公共施設のうち老朽化した施設やトイレの洋式化が完了していないものについては、国庫負担金・交付金を活用しながら計画的な整備を行います。

また、被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設については、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進めます。

2 公共施設における防災機能の整備 【総務部、福祉部、健康こども部、市民環境部、教育部】

市は、災害によりライフラインが停止した場合に備え、市役所本庁舎、市公共施設（災害時活動拠点）において、必要最低限の機器などの機能確保が果たせるために、必要なバックアップ設備、資機材について検討し、その整備強化に努めます。なお、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの導入を促進します。

3 行政情報の防災対策 【市長室、経営企画部】

市は、各種の重要行政情報及び行政資料等は、災害発生時においても、その事務執行に支障がないよう、平時から安全管理体制の強化を図ります。また、災害によるOA機器の被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、バックアップデータの分散保管、非常電源の確保、機器類の安全確保を図ります。

第3節 活動体制の整備・強化

第1 災害対策本部等の活動体制

関係機関

- 1 応急活動体制の充実・強化 ----- 【全ての部】
- 2 災害対応組織の充実・強化 ----- 【市長室、経営企画部】
- 3 災害対策本部等の配備人員報告 ----- 【全ての部】
- 4 非常時職員動員システムの構築 ----- 【市長室】

1 応急活動体制の充実・強化

【全ての部】

災害時に迅速かつ適切な災害対策を行うため、各部は、災害発生時の各任務について、あらかじめ部内の活動体制を検討しておくとともに、各部・各課における迅速な非常時体制を確立するための災害対応マニュアルやチェックリストを作成し、所属職員に周知・徹底を行います。また、市災害対策拠点施設管理者においては、災害時に対応した施設の安全管理に関するマニュアル等を作成して、災害時に素早く対応できる体制を整備します。

※災害対応マニュアル一覧【資料編 資料12-1】

2 災害対応組織の充実・強化

【市長室、経営企画部】

災害時に迅速かつ的確な対応をとるため、市は、災害時、非常時対応のための研究・調査、企画・調整を専門的に行う担当を整備するなど、災害、非常時に即応できる組織を検討していきます。

また、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めます。

さらに、災害発生時にも必要とされる通常業務を継続するため、綾瀬市業務継続計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めます。

3 災害対策本部等の配備人員報告

【全ての部】

災害対策本部及び災害警戒本部における各部長は、綾瀬市災害対策本部規則に基づき毎年4月1日現在の所属職員配置表を4月20日までに災害対策本部事務局長（危機管理監）に提出します。また、人事異動等に伴い、職員配置に変更があった場合には、その後10日以内に新たな職員配置表を提出します。

4 非常時職員動員システムの構築 【市長室】

市は、災害等非常時の市職員動員計画や安否確認方法等について調査研究を行い、非常時における職員の人事管理を迅速かつ適切に行うためのシステム構築を推進します。

また、災害時の職員の長時間勤務やストレスを軽減するよう、健康管理や勤務管理のルールを作成するなど、具体的な勤務管理の方法を検討・検証します。

※綾瀬市災害対策本部規則【資料編 資料1 1 - 5】

※綾瀬市災害警戒本部設置要領【資料編 資料1 1 - 6】

第2 災害時情報の収集・提供体制

関係機関

- 1 防災通信網の充実・強化 ----- 【市長室、経営企画部、総務部】
- 2 通信の利用制限及び集中対策の周知 ----- 【市長室】
- 3 災害時の広報体制の強化 ----- 【市長室、経営企画部、福祉部】
- 4 非常時における広報活動マニュアルの作成
----- 【市長室、福祉部、健康こども部】
- 5 関係機関との災害時広報活動協力体制の確立 ----- 【市長室】
- 6 ICT部門における業務継続体制の整備 ----- 【市長室】

1 防災通信網の充実・強化 【市長室、経営企画部、総務部】

(1) 防災行政無線機能の充実

市は、市防災行政用無線（地域系、同報系）を定期的に点検し、計画的に更新します。なお、更新時は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現行通信網における課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達機能の強化を行います。

(2) インターネット通信等の活用

市は、被災者への情報提供及び災害対策本部、災害応急活動拠点等からの災害情報の収集、集計については、インターネット・イントラネット通信を活用した情報収集・伝達システムの早期導入を図ります。

(3) アマチュア無線団体との協力体制

市は、災害時に保有する通信システムが使用できなくなった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ります。このため、アマチュア無線団体などと連携して災害時の情報伝達に関する協力体制を確保します。

(4) 事業所等との協力体制の充実

市は、災害時における道路情報等の収集及び情報の伝達を確保するため、乗用旅客自動車協会（タクシー協会）や路線バスに搭載されている無線機等の活用による情報収集・伝達について協議・検討し、協力体制の強化を図ります。

(5) 災害時優先電話の申し出

市は、市各部、公共施設、小・中学校、その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話の申し出をNTT東日本（株）神奈川事業部に行い、災害時優先電話網の強化を図ります。

(6) 防災対策関係職員への非常連絡体制の整備

市は、職員の携帯電話番号などを把握・管理し、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めます。また、防災対策基幹職員に対しては、公用スマートフォンを配布し、災害優先電話として登録を推進するなど、初動体制を迅速に整えるための非常連絡体制の整備に努めます。

(7) 県防災行政通信網、県災害情報管理システムの活用

県は、大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信網、県災害情報管理システムを運用しています。

市は、県防災行政通信網、県災害情報管理システムを活用するとともに、定期的に点検等を行い、県に対して、適正な更新を要請します。

(8) その他の情報通信網の活用

市は、迅速かつ適切な情報収集・伝達方法を多様化した通信網として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール、市ホームページ、SNS等、放送内容を電話で確認できる音声応答装置、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、Lアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFMなどを活用します。

※綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【資料編 資料4-1】

※防災関係機関等連絡先【資料編 資料2-2】

2 通信の利用制限及び集中対策の周知

【市長室】

市、県及びNTT等関係機関は、災害発生直後の電話集中を防止するため、市民に対し、非常時における「留意事項」として、防災機関への通報で極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は控え、家族・知人の安否確認等には「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「携帯電話災害用伝言板」を活用するようPRに努め、その周知徹底を図ります。

3 災害時の広報体制の強化 【市長室、経営企画部、福祉部】

(1) 市防災行政用無線(地域系、同報系)の保守

市は、防災行政用無線(地域系、同報系)の無線設備について定期的に保守・点検を行い、災害時に備え、その機能確保を図ります。

また、防災行政用無線(地域系)については、各部災害対策要員に対して、操作研修、訓練での実践を通じて、無線機器の操作技能向上を図ります。

(2) 拡声器付車両等の整備

市は、拡声器付車両及びマイク・アンプ等の広報活動用資機材の増強を図ります。

(3) インターネットによる広報計画

市は、災害情報や被災者への支援情報等については、不特定多数の人が情報を得やすくなるようにインターネットの活用を図り、きめ細かな情報伝達体制を整備します。

(4) 非常時における多様な広報要員の確保

市は、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者に対する点字、手話、外国語など、広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図ります。

(5) 情報発信や案内看板等の多言語化

市は、外国人市民等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、情報発信や案内看板等の多言語化を進めます。

4 非常時における広報活動マニュアルの作成 【市長室、福祉部、健康こども部】

市は、災害時を想定し、状況別広報文例、協力機関リスト、要配慮者向け広報活動関係資料等を含む「災害時の広報活動マニュアル」を作成します。

5 関係機関との災害時広報活動協力体制の確立 【市長室】

(1) 災害臨時広報誌等の発行に関する協力体制の確立

市は、災害臨時広報誌を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進めます。

(2) 報道機関との協力体制の確立

市は、災害時に、各報道機関へ避難所情報や救援救護対策情報などの地域密着型生活情報の提供を行うとともに、それぞれの持つメディア特性を生かし、聴覚

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

障がい者・視覚障がい者や外国人市民等向けの広報媒体としても機能の活用強化を図るよう協力を求めます。

(3) その他、非常時における広報機能の整備

市は、災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として、インターネット、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段についても研究、検討を行います。

6 ICT部門における業務継続体制の整備 【市長室】

市は、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行います。

また、災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続きガバメントクラウドの導入やデータセンターの活用などを検討します。

第3 医療・救護活動体制

関係機関

- 1 初動医療体制の整備 ----- 【健康こども部】
- 2 医療機関等との連携 ----- 【健康こども部、消防本部】

1 初動医療体制の整備 【健康こども部】

市は、市医師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図ります。また、大規模災害時に設置される「医療救護本部」の円滑な活動体制を整えるための応急医療救護訓練や情報交換を行います。

2 医療機関等との連携 【健康こども部、消防本部】

(1) 医療機関との連絡体制等の整備

市は、大規模災害時における医療機関の状況把握、連絡方法等について事前協議を行い、連絡体制の整備に努めます。

(2) 厚木保健福祉事務所大和センターとの連絡体制等の整備

県は、医療救護活動を円滑に実施するため、救護所として県保健福祉事務所等を医療救護の支援拠点として位置付けています。これにより医療・救護の機能強

化が図られることから、市は、平時から連携を図り、連絡体制などの整備に努めます。

※災害時における医療・医薬品に関する協定【資料編 資料13-4-1】

第4 救助・救急、消火活動体制

関係機関

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| 1 消防力の整備・強化 ----- | 【消防本部】 |
| 2 救急体制の強化 ----- | 【消防本部】 |
| 3 自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及 ---- | 【消防本部】 |
| 4 出火の防止 ----- | 【消防本部】 |
| 5 危険物等災害予防 ----- | 【消防本部】 |
| 6 広域応援体制の受入等の整備 ----- | 【消防本部】 |
| 7 自衛隊、警察などとの連携強化 ----- | 【消防本部】 |

1 消防力の整備・強化

【消防本部】

(1) 消防力の充実・強化

市は、消防力等の整備・強化を図るため、綾瀬市消防計画及び消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）並びに消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防車両及び装備資機材、消防水利等を計画的に更新します。

また、災害時に防災拠点となる消防関係施設（消防団車庫を含む）の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設については計画的に改修や建替えを行い、機能維持を図ります。

(2) 消防団体制の強化

市は、消防団体制の充実を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車のほか、消防用資機材、救出用資機材等の配備を計画的に進めます。また、団員確保対策を積極的に進めるとともに、団員に対して必要に応じた教育訓練を実施します。

(3) 消防水利整備事業

市は、消防水利が不足している地域には、消火栓又は防火水槽を計画的に整備し、宅地等開発区域には、綾瀬市開発行為に関する指導要綱に基づき適正な消防水利の設備指導を行い、消防水利の充実強化を図ります。

(4) その他の消防水利の確保

市は、大規模災害時における多様な消防水利の確保を図る観点から、関係機関と連携し、特に建築物の焼失危険度が高い地域においては、建物等の保有水、プ

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

ール、雨水貯留施設、親水公園・水路、下水処理水等の利用を円滑に行うため消防法第21条に基づく消防水利の指定を積極的に進めます。

(5) ヘリコプターの活用

市は、災害時の救助及び重傷者の搬送に防災関係機関所有のヘリコプターやドクターヘリを活用し、救助・救急における機動性を高めます。

※消防組織と現勢【資料編 資料9-2】

2 救急体制の強化

【消防本部】

市は、救急体制を強化するため、救急救命士が行う高度救急救命処置の充実強化と、救急隊員の教育及び研修制度の充実を図ります。

3 自動体外式除細動器(AED)の使用方法及び設置の普及【消防本部】

市は、心肺蘇生や止血など、応急手当を確実に行うことができる市民を増やしていくため、救急法等の講習会を積極的に実施するとともに、自動体外式除細動器(AED)の使用方法及び設置の普及に努めます。

4 出火の防止

【消防本部】

(1) 火気使用設備・器具の安全化

市は、綾瀬市火災予防条例(昭和37年条例第9号)第18条に基づく液体燃料を使用する器具及びその他の火気使用器具の安全使用並びに出火防止対策の指導徹底を図ります。

(2) 危険物施設の安全化

市は、危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の促進、立入検査の強化などを行い、事故防止を図ります。

(3) 化学薬品の安全化

県及び市は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を推進します。

(4) 電気設備等の安全化

市は、変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の推進を図ります。

(5) 感震ブレーカー設置の普及

市は、通電火災の発生を抑制するため、広く感震ブレーカーの普及促進に努めます。

※綾瀬市火災警報規則【資料編 資料9-1】

5 危険物等災害予防 【消防本部】

県及び市は、危険物取扱事業者、高圧ガス及び火薬類取扱事業者、毒物及び劇物取扱事業者に対し、災害予防の推進を指導するとともに、これらの施設の自主保安体制の充実強化を指導し、危険物等の災害を予防します。

6 広域応援体制の受入等の整備 【消防本部】

市は、大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び緊急消防援助隊受援計画等に基づき、他の自治体への応援要請及び緊急消防援助隊への派遣要請などの手続や受入体制のマニュアル化を図るとともに、広域的な災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の継続充実を図ります。

※神奈川県下消防相互応援協定書【資料編 資料13-8-1】

※神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空機特別応援実施要領
【資料編 資料13-8-2】

※東名高速道路消防相互応援協定書【資料編 資料13-8-3】

7 自衛隊、警察などとの連携強化 【消防本部】

市は、自衛隊、警察など専門技術や資機材を持った防災機関と平時からできる限り情報の共有化を図り、災害時の円滑な消防活動の実施に努めるとともに、合同訓練等を実施して大規模災害に備え、連携強化を図ります。

※消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【資料編 資料13-8-4】

第5 避難体制

関係機関

- 1 避難場所等の指定・整備 -----
【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、教育部】
- 2 避難所運営委員会との連携 -----
【福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、教育部】
- 3 避難経路の整備 ----- 【都市部、土木部、自主防災組織】
- 4 避難情報の発令基準の作成 ----- 【市長室】
- 5 関係機関・団体等との連携強化 ----- 【市長室】
- 6 市外県外への避難者の情報把握 ----- 【市長室】
- 7 避難所外避難者への対策 ----- 【市長室、健康こども部】
- 8 住民への周知 ----- 【市長室、消防本部】
- 9 避難訓練 ----- 【市長室】
- 10 ペット対策 ----- 【健康こども部】

1 避難場所等の指定・整備【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、教育部】

(1) 風水害時避難所

市は、自主・事前避難のため災害発生前に風水害時避難所を開設します。
風水害時避難所は15箇所を確保しています。

(2) 一時避難場所の指定・整備

市は、災害発生時、広域避難場所や避難所へ避難する前に、家族や近隣の避難者が一時的に安全確保のために様子を見る場所又は避難のための集団を形成する場所として、都市公園等を一時避難場所として指定します。

一時避難場所は、防災マップやホームページ等を活用し、周知を図るとともに、各施設の管理者と連携して、円滑な避難のための条件整備に努めます。

なお、豪雨時等の避難などの急を要する場合は、自宅などから直接風水害時避難所、一次避難所に避難するため、一時避難場所は利用しません。

(3) 広域避難場所の確保

市は、市街地における大規模火災発生時、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するため、必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、広域避難場所を26箇所確保しています。今後も市街化の状況に応じ、安全な避難のための広域避難場所の確保及び環境整備に努めます。

○主な整備事項

- 1 初期消火・救助救援活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 夜間・休日に地域住民が広域避難場所として利用するために必要な準備措置等
- 3 災害対策本部との相互情報連絡手段の確保

(4) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害が発生又は発生するおそれがある際に円滑かつ迅速な避難を図るため、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する施設及び場所を施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定します。

指定緊急避難場所を指定したときは、市民に対して周知徹底を図るとともに、県知事に報告します。

(5) 指定避難所の指定

被災者が安全に一定期間滞在できるよう、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設やその他の施設を施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定します。

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに告示し、場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等を市民に周知します。

ア 一次避難所

市立小・中学校（15校）及び市内県立高校（2校）を指定し、市の防災ハザードマップの配布や地域の広報掲示板に避難所を表示するなどして市民への周知を図ります。

なお、風水害時は浸水のおそれのある綾南小学校を除き、その代替施設として南部ふれあい会館、落合自治会館及び上土棚自治会館を指定します。

イ 二次避難所

一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が難しい要配慮者（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等）が安心して避難生活を送ることができる場所として、公共施設（14施設）を二次避難所に位置付けます。

なお、風水害時は一次避難所として利用する南部ふれあい会館並びに浸水のおそれのある早園地区センター（建替え中）及び綾南地区センターを除いて開設します。

(6) 地域避難所の確保等

市は、指定避難所だけでは施設が不足する場合に備え、地域の事業所等の施設の一部を地域避難所として使用できるよう、事業所等に協力を要請します。

また、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

難者等の支援方策を検討するよう努めます。

(7) 福祉避難所の確保・指定

市は、国の「福祉避難所の確保・運営に関するガイドライン」を参考に福祉避難所を確保・指定します。民間の社会福祉施設等を福祉避難所とする場合は、協定を締結し、連携体制を構築します。

なお、福祉避難所を指定したときは、施設名称、所在地を公示し、さらに、受け入れる被災者を特定するときは、その旨を公示します。

また、必要に応じて、指定避難所内に多人数での共同生活が困難な障がい者等の収容や介護や医療相談等を受けることができる空間として、福祉避難室を整備することを想定し、空き教室等の独立した空間の確保に努めます。

(8) 避難所、福祉避難所の開設・運営に必要な資機材の備蓄

市は、独立した防災倉庫を各避難所（一次、二次避難所）に設置し、被災した市民のための避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行います。また、被害の状況により、指定する避難所だけでは避難者が収容できない場合に備えて、関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の提供・確保、野外受入施設用資材（テント・ビニールシート等）・車中泊等避難者用資機材確保・調達のための体制の確立を図ります。

さらに、指定した福祉避難所で要配慮者が必要な支援を受けられるよう、設備・資器材の整備及び物資の備蓄を推進します。

(9) 避難所の環境整備

市は、新型インフルエンザ等の感染症の流行及び拡大に留意しつつ、避難所の良好な生活環境を確保するため、施設管理者と十分調整を図り、指定避難所に次の施設や設備の整備に努めます。

○主な整備事項

- 1 テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等
- 2 天井や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止、非構造部材の耐震化
- 3 飲料水兼用耐震性貯水槽、井戸、給水タンク
- 4 仮設トイレ、マンホールトイレ、バリアフリートイレ
- 5 再生エネルギーの活用を含めた非常用発電設備
- 6 避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画
- 7 パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド
- 8 熱中症対策実行計画に基づくエアコンの設置

※避難所・避難場所の種類【資料編 資料7-1】

※避難所等一覧【資料編 資料7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 資料7-3】

※避難所想定区域図【資料編 資料7-4】

2 避難所運営委員会との連携 【福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、教育部】

市は、大規模な災害が発生した場合に備えて、市内一次避難所ごと（綾瀬高校、綾瀬西高校を除く）に、避難が想定される地域住民や施設管理者及び市職員による避難所運営委員会を組織します。

避難所運営委員会は、避難所運営調整会議を定期的開催し、平時から避難所運営マニュアルの作成や見直し、避難所内での要配慮者対策など、避難所の円滑な運営に向けた検討を行います。

また、自主防災組織や地域住民と連携し、防災に関する意識啓発活動や避難所運営に係る訓練を実施し、適切な支援が実施されるよう努めます。

※避難所運営マニュアル（標準形）【資料編 資料7-5】

3 避難経路の整備 【都市部、土木部、自主防災組織】

市は、避難経路となり得る道路について、計画的に整備を行います。特に幅員4m以下の狭あい道路については、避難、消防活動の支障となるおそれが強いいため、改善に努めます。

また、建物の倒壊等により閉塞するおそれのある避難路等について、実態調査を行い、必要に応じて、道路沿いの建築物の耐震化を推進するなど、避難路の確保に努めます。

なお、自主防災組織は、災害時に家屋の倒壊、延焼などにより避難経路が遮断される場合を考慮して、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。

4 避難情報の発令基準の作成 【市長室】

市は、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）等に基づき、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って、逃げ遅れのない適切な避難行動を主体的にとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供します。

災害時に関係機関等から情報を収集し、適時・適切な避難指示等を実施するため、避難指示等の発令の判断基準等をあらかじめ整理します。ただし、避難指示等の発令は、想定外の事態にも対応できるように総合的に判断します。

※避難情報等と住民等がとるべき行動【資料編 資料4-9】

5 関係機関・団体等との連携強化 【市長室】

市は、不特定多数の人が集まる施設や、災害が発生した場合の避難誘導を混乱なく行うため、警察、自主防災組織等との協力体制の確立を図り、その連携の強

化に努めます。

6 市外県外への避難者の情報把握 【市長室】

市は、大規模災害の発生により、市外、県外へ避難した市民を把握し、的確に行政情報を提供するため総務省の「全国避難者情報システム」を活用することについて周知を図ります。

7 避難所外避難者への対策 【市長室、健康こども部】

(1) 避難所外避難者の把握、物資等の供給及び健康確保

市は、避難所マニュアル策定指針などを参考に、車中泊など避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

(2) 分散避難対策

市は、避難所での人の過密状態及び感染症の拡大を防ぐため、在宅避難、親族・知人宅又は宿泊施設への避難、車中泊避難等の避難所以外の避難先をあらかじめ考える分散避難の普及啓発等に努めます。

また、地域の実情に応じて、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することや車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、在宅避難者や車中泊避難者の支援方策の検討に努めます。

8 住民への周知 【市長室、消防本部】

(1) 地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法

市は、災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、平時から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

(2) 誘導標識設置上の留意点

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

9 避難訓練

【市長室】

市は、緊急避難場所等への住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

10 ペット対策

【健康こども部】

(1) 普及啓発活動の実施

市は、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、飼い主に対し平時から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。

(2) 避難所運営マニュアルへの反映

市は、避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難のルールを地域住民に周知します。

また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置付けます。

第6 要配慮者支援体制

関係機関

- | | | |
|---|-----------------------------------|-------------------|
| 1 | 避難行動要支援者支援マニュアル等の作成 ----- | 【福祉部】 |
| 2 | 社会福祉施設等との連携 ----- | 【福祉部】 |
| 3 | 社会福祉施設等の対応 ----- | 【社会福祉施設】 |
| 4 | 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保
----- | 【市長室、福祉部、社会福祉施設】 |
| 5 | 外国人市民への対応 ----- | 【市長室、市民環境部、産業振興部】 |

1 避難行動要支援者避難支援マニュアル等の作成

【福祉部】

(1) 避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の更新

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」に基づいて整理した、資料編に示す「避難行動要支援者に係る全体的な考え方」にしたがい、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を必要に応じて、更新します。

(2) 避難行動要支援者支援マニュアルの更新

市は、災害時における在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析者、妊産婦、乳幼児等への対応を含めた支援体制を整備するため、県が作成した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や関係機関との連携をもとに、「災害時避難行動要支援者マニュアル」を必要に応じて、更新します。

また、災害時に当事者と支援者に必要となる事項をまとめた「防災ハンドブック」を活用し、災害への備えや障がいの種類別に気をつけることについて周知します。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、避難行動要支援者の情報を収集し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。名簿は、避難行動要支援者の同意を得たうえで、平常時から自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ情報提供を行い、避難支援体制の整備や避難行動要支援者の安全確保に活用します。

(4) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、本人・家族のほか、作成支援者による支援により、個別避難計画の作成に努めます。

また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者への制度の周知・啓発等に努めます。

さらに、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を検討します。

※避難行動要支援者に係る全体的な考え方【資料編 資料7-11】

2 社会福祉施設等との連携

【福祉部】

市は、二次避難所の施設では対応困難な場合を想定し、設備・体制が整った民間の社会福祉施設等と連携し、福祉避難所として受入れに関する協定を締結して要配慮者の支援体制強化に努めます。

また、あらかじめ協定を締結した施設管理者と福祉避難所の具体的運用について調整を実施するとともに、協定施設相互の連携体制を進め、支援体制の強化を図ります。さらに、公立の社会福祉施設についても確保し、民間の社会福祉施設等と同様に、要配慮者の受入れを行い、支援します。

3 社会福祉施設等の対応

【社会福祉施設】

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めます。また、ライフライン等の機能停止に備えて入居者の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備を行います。なお、必要に応じて、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、大規模停電・断水時に入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備及び給水施設の整備、水害対策のための改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておきます。特に職員が手薄な夜間は、照明の確保が困難であることを配慮した組織体制を確保します。

(3) 防災教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設職員や入所者が、防災についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。特に、自力避難が困難な入居者がいる施設では、夜間を想定した防災訓練も行うように努めます。

4 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保 【市長室、福祉部、社会福祉施設】

市は、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）を指定します。

また、要配慮者利用施設に対し、市防災行政用無線、あやせ安全・安心メール等により洪水予報等の情報を伝達します。

要配慮者利用施設は、洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、同計画に基づく訓練の実施状況を、市に報告します。

※要配慮者利用施設一覧【資料編 資料7-10】

5 外国人市民への対応 【市長室、市民環境部、産業振興部】

(1) 外国人市民への防災意識啓発

市は、外国人市民への防災パンフレットの作成については、やさしい日本語の活用や多言語化することで、避難行動や避難場所などの情報を提供します。

また、外国人市民を雇用している企業での防災教育や防災訓練を支援します。

(2) 外国人市民への防災行政用無線放送

市は、災害時に放送する緊急放送は、やさしい日本語や多言語での放送に努めます。

(3) 外国人市民を交えた防災訓練

市は、地域での防災訓練に外国人市民の参加を促進します。

※国別外国人人口【資料編 資料1-3(2)】

第7 防疫・公衆衛生・清掃体制

関係機関

- 1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備 ----- 【健康こども部】
- 2 遺体収容に関する事前対策 ----- 【福祉部】
- 3 し尿処理体制の整備 ----- 【市長室、市民環境部、土木部】
- 4 ごみ・がれきの収集運搬・処理体制の整備 ----- 【市民環境部】

1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備 【健康こども部】

(1) 防疫・衛生活動体制の整備

市は、災害時においては、感染症が発生しないように組織的な防疫活動を実施する必要があるため、「防疫班」を組織し、殺菌、消毒、ねずみ等の駆除、飲料水の水質検査などを迅速に行える体制整備に努めます。

なお、防疫・衛生活動の内容を検討、整理し、その実施計画の作成に努めます。

(2) 関係機関・民間業者等との協力体制の整備

市は、大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資機材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図ります。

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

(3) 防疫・衛生用資機材の確保

災害時における防疫・衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置・資機材等の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化に努めます。また、市有の資機材の備蓄では対応しきれない場合を想定し、県、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制の確立についても検討するとともに、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援に努めます。

(4) 感染症予防に関する普及啓発

市は、平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備えます。

2 遺体収容に関する事前対策

【福祉部】

(1) 遺体収容・埋葬マニュアルの作成

市は、大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、遺体収容所を設置し、警察による検視、医師の検案等、各防災関係機関等と連携して、迅速かつ適切に遺体の取扱いに関連する各種活動を行う必要があるため、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体の取扱いについて検討し、マニュアル等の作成に努めます。

(2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備

市は、災害時の遺体収容所設置及び遺体の取扱い等に関し、事前に県、警察署、その他の関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

(3) 広域火葬体制の強化

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体対策を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配に関する県との広域的な協力体制の強化に努めます。

(4) 身元不明遺体に必要な施設の確保

市は、大規模災害時に発生することが予想される遺体の火葬、埋葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、身元不明遺体に係る必要な施設の確保に努めます。

3 し尿処理体制の整備

【市長室、市民環境部、土木部】

(1) 災害時におけるトイレ等の確保

市は、大規模災害発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯用便器等の備蓄整備を進めます。

(2) 仮設トイレの確保体制の確立

市は、備蓄しているトイレでは対応しきれない場合に備え、レンタル会社との災害時における協力協定を締結し、バキュームカーやし尿処理資機材などを民間収集業者やレンタル会社からの資機材確保について検討するなど、災害時におけるし尿処理のための体制の確立に努めます。

(3) 災害時における「便所用水」確保等についての周知

市は、大規模災害に伴う上水道の破断によりトイレが使用不可能となる場合に備え、「風呂水のくみ置き」等、災害時に備えた便所用水・生活水の確保について、市民への周知を図ります。

(4) 大規模災害時を想定した「し尿処理・処分マニュアル」の作成

市は、大規模災害に伴う大量のし尿発生に備え、仮設トイレ等からのし尿の収集体制や処理施設の非常時処理方法等、適切かつ迅速な処理を行うための「し尿処理・処分計画」を検討し、マニュアル等の作成に努めます。

(5) 災害時相互応援協力体制の整備

市は、下水道事業の災害時相互応援については、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、災害時に迅速・的確な連携が図られるよう体制整備を進めます。

(6) 民間事業者等との協力協定の締結

市は、大規模災害時に発生が予想される、大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集・処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

4 ごみ・がれきの収集運搬・処理体制の整備

【市民環境部】

(1) 災害廃棄物処理計画等の作成

市は、大規模災害時に大量に発生することが想定される、ごみ・がれき等の災害廃棄物に迅速かつ適切に対応するため、ごみの収集運搬・処理体制の整備、一時集積場所や廃棄物の仮置場等の候補地の検討など、災害時を想定した災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の処理体制を構築します。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めます。

(2) 近隣市町村・民間事業者等との応援・協力体制の確立

市は、ごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処分するため、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理

施設への受入れについて協力が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

※綾瀬市災害廃棄物処理計画【資料編 資料10-4】

第8 応急給水体制

関係機関

- 1 応急給水拠点及び給水源の確保 ----- 【市長室】
- 2 給水用資機材の整備・強化 ----- 【市長室、市民環境部、産業振興部】
- 3 非常時活動体制の整備・強化 ----- 【市民環境部、産業振興部、土木部】
- 4 協力体制の確立 ----- 【市民環境部、産業振興部、土木部】

1 応急給水拠点及び給水源の確保 【市長室】

(1) 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

市は、大規模災害による上水道の断水及び道路輸送が困難となる事態を想定し、災害初期の応急飲料水を確保するため、公共施設の敷地内に飲料水兼用耐震性貯水槽（100m³）や受水槽の緊急遮断弁を計画的に整備し、維持管理に努めます。

(2) 県企業庁の災害用指定配水池

県企業庁は、災害初期の応急飲料水を確保するため、吉岡配水池を災害用の配水池として指定しています。また、吉岡配水池に替えて、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬調整池を応急飲料水の供給場所として指定することがあります。

市は、県企業庁と連携し、災害用指定配水池における応急給水訓練の実施に努めます。

○吉岡配水池確保水量 11,950 m³
 （神奈川県内広域水道企業団綾瀬調整池 確保水量 11,000 m³ 他市町供給分を含む）

(3) プール・受水槽等補給用給水源の指定・整備

市は、補完的な給水源として市立の小・中学校に配備しているろ水機等が災害時に確実に使えるよう、計画的な整備・点検を行い使用方法等の周知を図ります。

また、飲料用に使用される市内公共施設・事業所等の受水槽の活用による飲料水確保について、検討します。

(4) 災害対策用井戸の指定

市は、災害時の生活用水を確保するため、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の創設や井戸を所有する事業者との災害時応援協定の締結、所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

等について検討します。

また、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めます。

2 給水用資機材の整備・強化 【市長室】

市は、災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資機材の整備に努めており、引き続き計画的な整備を図ります。

3 非常時活動体制の整備・強化【市民環境部、産業振興部、土木部】

(1) 応急給水

市は、大規模災害時における応急給水体制の確保、搬送及び給水方法など、あらかじめ県企業庁や関係機関、応援協定団体等と調整し、災害時における応急給水マニュアル等の作成に努めます。

(2) 応急復旧

市は、大規模災害時の迅速な応急復旧を実施するため、県企業庁海老名水道営業所及び綾瀬市管工事業協同組合等と調整し、あらかじめその対策マニュアル等の作成に努めます。

4 協力体制の確立 【市民環境部、産業振興部、土木部】

市は、災害時における応急給水並びに応急復旧活動を円滑に確立するため、県企業庁、綾瀬市管工事業協同組合など関連団体等と連携・協力体制の確立を図り、非常時の活動体制の整備、強化に努めます。

※飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【資料編 資料7-8】

第9 緊急物資調達体制

関係機関

- 1 避難生活に必要な物資の備蓄 ----- 【市長室】
- 2 県央地区広域防災活動拠点との連携 ----- 【市長室】
- 3 緊急調達体制の整備 ----- 【市民環境部、産業振興部】

1 避難生活に必要な物資の備蓄 【市長室】

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

(1) 物資等の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の防災備蓄倉庫を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めます。

なお、必要な物資は、災害発生後に予想される輸送ルートの途絶や流通機能停止などを考慮して、一定品目・数量を市内防災活動拠点等に分散して備蓄を進めるとともに、アレルギー対策に配慮した非常用食料の備蓄を検討します。

(2) 物資等の備蓄目標

市は、避難生活に必要な物資の備蓄については、都心南部直下地震における想定避難者数とそれに対して必要となる備蓄量（約7日間）を推計し、ローリングストック方式で推計した必要備蓄量の確保を目指します。

(3) 物資等の備蓄状況の公表

市は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫、避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の情報を把握し、物資の備蓄状況について年に1回、広く住民に公表します。

(4) 流通備蓄の推進

市は、避難生活に必要な物資については、関連企業等と流通在庫を利用した協定の締結を推進し、確保に努めます。

また、協定締結業者とは定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行います。

(5) 自助努力の推進

市は、住民に対し、1週間分程度の飲料水・食料品等を各家庭で備蓄し、避難する際は少なくとも1日分の食料等を持って避難できるよう非常時持出袋等を準備するよう広報誌等を通じて指導、啓発を行います。

※防災倉庫設置場所一覧【資料編 資料7-6】

※各防災倉庫備蓄品【資料編 資料7-7】

2 県央地区広域防災活動拠点との連携

【市長室】

県では広域防災活動拠点（県立厚木高校、厚木市営厚木野球場）を整備し、救援物資の受入れ、集積・配分、市町村への防災資機材の貸出し並びに情報連絡活動を行います。

市はこの広域防災活動拠点と連携して、災害応急活動の充実を図ります。

3 緊急調達体制の整備

【市民環境部、産業振興部】

市は、応援協定業者、県、他市町村などからの救援物資等の調達方法、受入手順、供給方法等について検討し、非常時における物資供給活動を円滑に実施するため、物資等の調達・供給に関するマニュアル等の作成に努めます。

※災害時応援協定一覧【資料編 資料13-1】

第10 学校防災体制

関係機関

- | | | |
|---|------------------|------------------|
| 1 | 学校防災計画等の作成 ----- | 【教育部】 |
| 2 | 学校施設の事前対策 ----- | 【教育部】 |
| 3 | 防災教育の充実 ----- | 【福祉部、健康こども部、教育部】 |
| 4 | 文化財の保護 ----- | 【市民環境部】 |

1 学校防災計画等の作成

【教育部】

各学校は、災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、学校防災計画を作成し、災害時における迅速かつ的確な対応を図ります。

2 学校施設の事前対策

【教育部】

(1) 避難所としての学校施設の整備

市は、公立学校施設については、大規模災害発生時には避難所としても利用されることから、施設の耐震性等の安全確保を図るとともに、避難所として円滑に機能するように飲料水確保のための緊急遮断弁の設置のほか、非常電源や雨水などを有効利用した設備の充実に努めます。

(2) 避難所としての学校の支援対策

市は、公立学校施設を避難所として開設するときは、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、避難所運営委員会と連携して、避難所開設・運営マニュアルを整備するなど、避難所運営の組織が円滑に機能するよう体制づくりに努めます。

(3) 教育再開への環境整備

市は、大規模災害発生時においても早期に教育が再開されるように、教育施設、学用品などの確保に努めます。

また、私立学校は災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難

訓練の実施を行います。

(4) 教職員の確保

市は、大規模災害による被災又は交通網の遮断等により、教職員が参集できない場合に備えて、臨時教職員の確保に努めます。

3 防災教育の充実 【福祉部、健康子ども部、教育部】

(1) 応急教育対策用カリキュラムの策定

市教育委員会は、大規模災害の発生を想定し、応急教育対策用カリキュラムを策定します。また、災害時に教職員が指示を誤らないように、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会の開催などにより、防災教育の充実を図ります。

児童・生徒への防災教育としては、教科、特別活動など、学校教育全体を通して災害に対する正しい知識、対処法などの指導を行い、防災（避難）訓練を計画的に実施します。

なお、児童・生徒が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努めます。

(2) こころのケア等に関する研究

市は、被災者に対するメンタルケア対策及び児童・生徒の教育的ケア等に関する研究を推進します。

4 文化財の保護 【市民環境部】

市は、市内にある文化財を保存・継承するため、防災関係機関等と情報を共有化し、災害時にも被害を最小限にとどめるような震災対策を検討するとともに、その予防策の推進を図ります。

※指定文化財一覧【資料編 資料12-17】

第11 緊急輸送体制

関係機関

- | | | | |
|---|-----------------|-------|-------------------|
| 1 | 緊急輸送道路の指定・整備 | ----- | 【都市部、土木部】 |
| 2 | 緊急通行（輸送）車両の事前届出 | ----- | 【総務部】 |
| 3 | 燃料の確保対策 | ----- | 【市長室、総務部】 |
| 4 | 臨時ヘリポートの指定 | ----- | 【市長室】 |
| 5 | 物資等集積場所等の指定 | ----- | 【市長室、市民環境部、産業振興部】 |

1 緊急輸送道路の指定・整備

【都市部、土木部】

市は、県が指定する緊急輸送道路に防災活動上必要な路線を加え、「市指定緊急輸送道路補完道路」として指定します。

指定した路線については、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進します。

また、指定した路線の沿線地域については、建築物の耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努めます。

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料8-1】

2 緊急通行(輸送)車両の事前届出

【総務部】

市は、災害発生時に緊急通行車両として使用する予定のある車両については、緊急通行車両等確認事務を迅速に行えるように、あらかじめ県公安委員会（県警本部）に事前届出を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の交付を受けます。

3 燃料の確保対策

【市長室、総務部】

市は、大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定締結先との連携強化を図るとともに、多様な燃料の確保について調査を行います。

4 臨時ヘリポートの指定

【市長室】

市は、災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、臨時ヘリポートを指定し、そのアクセス道路について平時から整備等を図り、非常事態に備えます。

※市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧【資料編 資料8-3】

5 物資等集積場所等の指定

【市長室、市民環境部、産業振興部】

市は、協定団体等や市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、次の施設を物資等集積場所等として指定を行います。また、施設案内標識の設置や施設利用計画の策定など、物資等集積場所として必要な環境整備を図るとともに、平時から災害物資の集積拠点の管理・運営や受入・輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図ります。

また、必要に応じて、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ拠点についての整備を検討します。

第2章 災害予防
第3節 活動体制の整備・強化

物資等集積場所 (候補地)	綾瀬市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	綾瀬市文化会館	綾瀬市深谷中 1-3-1
	協定業者の施設	---
運送用車両基地	綾瀬市民スポーツセンター 駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
	綾瀬市民文化センター 第1駐車場	綾瀬市深谷中 1-3-1
	綾瀬市役所	綾瀬市早川 550
物資等一時集積場所	避難所、広域避難場所	---

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料8-1】

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 資料2-3】

第12 災害時の相互協力・応援体制

関係機関

- 1 近隣市町村との連携強化 ----- 【市長室、総務部】
- 2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等 ----- 【市長室、総務部】
- 3 自衛隊との連携 ----- 【市長室】
- 4 米海軍との連携 ----- 【市長室】
- 5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化
【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、土木部】
- 6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備 -- 【市民環境部、福祉部】
- 7 応援・受援体制の整備 ----- 【市長室、総務部】
- 8 応急仮設住宅供給体制の整備 ----- 【都市部】
- 9 り災証明発行体制の整備 ----- 【市長室、総務部】

1 近隣市町村との連携強化 【市長室、総務部】

市は、広域的な受援・応援を円滑に行うため、相互応援協定を締結している近隣市町村や県内市町村と情報交換等による連携の強化を図ります。

2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等 【市長室、総務部】

市は、相互応援協定を締結している県の区域を越えた遠方の市町村と情報交換等による連携の強化を図ります。また、災害時に連絡・連携が可能な遠隔地の自治体について検討を行い、更なる応援協定の締結を図るなど、災害時の相互応援

体制の強化に努めます。

3 自衛隊との連携

【市長室】

市は、大規模な災害発生時に、被害の状況等に応じて迅速・的確に自衛隊の災害派遣を要請することができるよう、自衛隊災害派遣要請マニュアルを作成し、迅速・的確な災害派遣要求に備えるとともに、災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

4 米海軍との連携

【市長室】

市は、平時より、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づく災害救援や事前対策の協力体制について、米海軍と相互に確認します。

5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化 【市長室、福祉部、市民環境部、健康こども部、産業振興部、都市部、土木部】

(1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化

市は、現在協定を締結している団体、事業者等が災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、協力要請に係るマニュアル等の作成に努め、市の関係各部との調整を図りながら災害時協力、連携体制の強化を図ります。

(2) 民間団体・事業者等との応援協力協定の拡充

市は、災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項について検討し、関係団体・事業者等に協定締結についての理解を求め、応援協力体制の拡充を図ります。

また、特に防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、個々の協定を締結するなどの連携強化に努めます。

6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備 【市民環境部、福祉部】

(1) 災害時におけるボランティア等受入体制の整備

市は、災害時にボランティア等に広く協力を求めるため、平時から市民活動を

第2章 災害予防

第3節 活動体制の整備・強化

促進・支援します。また、ボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受入方法及び活動内容等について検討し、体制の整備を図ります。

さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するために必要な措置を講じます。

(2) 専門ボランティアの連携・協力体制の整備

市は、災害時のボランティア活動のうち、一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう登録制度の導入検討など、専門ボランティアのネットワーク化等の整備に努めます。

(3) 人材の育成と活用

市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

また、特に避難生活支援リーダーやサポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めます。

(4) マニュアルの作成等

市は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、社会福祉協議会等と協働して、綾瀬市災害ボランティア運営マニュアル等を作成します。

また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した綾瀬市災害ボランティア運営マニュアルの検証・見直しを行います。

7 応援・受援体制の整備

【市長室、総務部】

市は、国や他市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「受援計画」の策定を進めるとともに、受援体制の整備に努めます。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行います。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めます。

また、応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めます。

※災害時における相互応援協力に関する協定【資料編 資料13-2-3】

※災害時応援協定一覧【資料編 資料13-1】

8 応急仮設住宅供給体制の整備

【都市部】

(1) 建設型応急住宅の建設候補地の把握

市は、あらかじめ、都市公園、公共空き地等の候補地の中から、建設型応急住宅の建設候補地を選定し、県と協力してデータベース化して管理します。

建設候補地は、災害に対する安全性が確保され、ライフラインの整備や資機材の搬入が容易な場所とし、早期着工可能地を選定します。

(2) 賃貸型応急住宅の利用への備え

市は、県、協定団体等と協力して災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の供給に関する訓練を実施し、災害時に賃貸型応急住宅を迅速に供給できる体制の整備に努めます。

(3) 応急仮設住宅の入居に係る相談窓口の設置準備

市は、応急仮設住宅が用意された場合は、要配慮者を優先し、可能な限り従前の生活圏域で入所できるようにする必要があるため、福祉部と連携して、災害時に入居可能な応急仮設住宅の情報や入居希望者の相談・申込みに対応する一元的な相談体制を整備します。

9 り災証明書発行体制の整備

【市長室、総務部】

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や土地家屋調査士、不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、合同研修・訓練の実施、応援の受入れ体制の構築など計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

第4節 事象別の災害予防

第1 地震災害予防

関係機関

- 1 建築物等対策 ---- 【市長室、総務部、市民環境部、健康子ども部、都市部】
- 2 液状化対策 ----- 【総務部、市民環境部、健康子ども部、教育部】
- 3 ブロック塀等対策、建築物の安全確保対策
----- 【市長室、市民環境部、福祉部、健康子ども部、都市部、教育部】
- 4 落下物等対策 ----- 【市長室、都市部】
- 5 復興に関する事前準備 ----- 【市長室、経営企画部、都市部】
- 6 地震防災緊急事業の推進
【市長室、経営企画部、福祉部、健康子ども部、都市部、土木部、教育部、消防本部】

1 建築物等対策【市長室、総務部、市民環境部、健康子ども部、都市部】

(1) 危険度判定士(応急危険度判定、被災宅地危険度判定)の養成・確保

県及び市は、地震の発生により被災した住居や宅地を調査し、余震等による二次災害を防止するための判定を実施する「震災建築物応急危険度判定士」、「被災宅地危険度判定士」の登録や養成を促進しています。

(2) 判定実施のために必要な資機材等の整備

県及び市は、災害時に危険度判定が円滑に実施できるように、建物関係書類や各物件を示す住宅地図等についてバックアップ措置を講じておくとともに、地域の地理に不案内な判定士のための地図、調査票、調査結果を示すステッカーなど必要な資機材等の整備に努めます。

(3) 危険度判定活動の体制整備

市は、大規模な地震災害発生後に速やかに危険度判定活動が実施できるよう、活動マニュアルの作成・更新や訓練を実施し、あらかじめ活動体制の整備に努めます。

(4) 災害時における住宅供給・補修体制等の整備

ア オープンスペースの把握

市は、市内の公園、公有地等を中心として、災害時に利用可能なオープンスペースの把握に努め、そのデータベース化を図るなどして、大規模災害時における迅速な住宅供給及びその他の災害対策に活用します。

第2章 災害予防

第4節 事象別の災害予防

イ 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保

市は、大規模災害発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について協議・検討し、必要な体制の確立に努めます。

※危険度判定士登録状況【資料編 資料12-6】

2 液状化対策 【総務部、市民環境部、健康こども部、教育部】

地盤の液状化による公共土木構造物の機能障害を最小限のものとするため、市の各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮し、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策に努めます。

市は、液状化による建築物の被害を少しでも軽減できるよう、土地（地盤）の安全性の確保について、市民への周知を行います。

3 ブロック塀等対策、建築物の安全確保対策 【市長室、市民環境部、福祉部、健康こども部、都市部、教育部】

(1) ブロック塀等の安全化指導

市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてのPRに努め、安全対策実施の促進を図ります。

また、既存の危険なブロック塀等を撤去し、安全な工作物等を設置するための「綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業」制度を活用し、耐震化の促進を図ります。

(2) 学校等公共施設における生垣化の推進

市は、小・中学校、保育所、綾瀬市民文化センター等、公共施設の接道部について、倒壊による被害の軽減を図るため、生垣化の推進に努めます。

(3) 生垣設置奨励金交付制度の活用

市は、沿道の緑化の推進のため、生垣設置費用の一部を補助する「生垣設置奨励金交付制度」を活用し、ブロック塀等の倒壊の被害を軽減するために、生垣化を推進します。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者が多数利用する公共社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に実施します。また、民間福祉施設について、同様の措置を講ずるよう要請します。

(5) 民間建築物等の耐震化

市は、綾瀬市耐震改修促進計画に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPRに積極的に取り組み、建築物の安全確保に関し、普及・啓発を行うとともに耐震化を促進します。

(6) 木造住宅の耐震補強等に対する助成

市は、耐震性が不十分な在来工法による市内の木造住宅について、所有者が耐震補強等を実施する場合に費用の一部を補助する「綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金」制度を活用し、住宅の耐震化を促進し、地震時における住宅の安全に対する市民の意識向上と災害に強いまちづくりを推進します。

※綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業【資料編 資料12-3】

※生垣設置奨励事業【資料編 資料12-4】

※綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱【資料編 資料12-5】

4 落下物等対策

【市長室、都市部】

(1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止

市は、大規模小売店舗等、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対し、地震時の落下物等による被害を防止するため、措置を講ずるよう協力要請を行います。

(2) 家具類の固定PR等屋内落下物被害の防止

市は、大規模地震の発生に備え、屋内における家具等の転倒、落下物等被害防止のためのPRに努め市民への周知を図ります。

また、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進します。

(3) 屋外広告物に対する規制

市は、地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、「神奈川県屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する点検及び改善指導を一層強化するよう努めます。

(4) 自動販売機の転倒防止

市は、自動販売機の設置時は、日本産業工業規格の据付基準（JIS B 8562）や「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）に基づき転倒防止対策を講ずるよう、設置者に対して基準遵守の啓発を図ります。

5 復興に関する事前準備 【市長室、経営企画部、都市部】

市は、震災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めます。

6 地震防災緊急事業の推進 【市長室、経営企画部、福祉部、健康こども部、都市部、土木部、教育部、消防本部】

市は、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進します。

第2 火山災害予防

関係機関

- 1 火山災害の応急対策への備え ----- 【市長室、消防本部、健康こども部】
- 2 防災知識の普及 ----- 【市長室】

1 火山災害の応急対策への備え【市長室、消防本部、健康こども部】

(1) 情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

(2) 情報提供の多元化

市は、避難情報、救護活動など市民等への情報提供については、市ホームページの活用など、各種の通信手段の活用を図ります。

(3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

イ 消火活動

市は、平時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強

第2章 災害予防

第4節 事象別の災害予防

化及び消防水利の整備に努めます。

また、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

ウ 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

(4) 避難誘導

市は、避難場所をあらかじめ指定し、平時から市民への周知徹底に努め、避難行動要支援者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

※箱根山及び富士山の火山活動の概要【資料編 資料4-12】

※火山現象に関する情報の発表と伝達系統と噴火警戒レベル【資料編 資料4-13】

2 防災知識の普及

【市長室】

市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

※降灰に関する情報【資料編 資料4-14】

第3 風水害予防

関係機関

- 1 治水対策 ----- 【土木部】
- 2 落下物対策 ----- 【市長室、都市部】

1 治水対策

【土木部】

(1) 河川・水路の整備

市は、洪水などの災害を防止するため、所管する中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、住宅地の雨水浸透施設の設置を住民に周知します。

また、必要に応じて、県管理河川の改修事業の推進について県に要請します。

(2) 治水対策の推進

市は、近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、雨水管渠の整備と合わせ、河川管理者、防災部局や市民との連携によるソフト対策や、道路・各戸等の雨水貯留浸透施設設置促進など、総合的な浸水対策に取り組みます。

(3) 河川・気象情報提供の強化

市は、あらかじめ災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の作成・更新を、国・県に対して要望していくとともに、公表された浸水想定区域を市民に対して周知します。

また、洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うため、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を県に要望します。

(4) 河川管理施設の維持管理

市は、老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行います。

また、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行います。

(5) 安全性等に配慮した指導

市は、土地区画整理事業等の実施に伴い、必要となる雨水流出抑制対策の方法として、事業地内において調整池の設置、浸透性舗装の促進や斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画など、事業者への指導を実施します。

(6) 浸水想定区域における避難の確保

市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を定めるとともに、平時から洪水による浸水の危険性などについて周知、啓発に努めます。

2 落下物対策

【市長室、都市部】

(1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止

市は、大規模小売店舗等、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対し、落下物等による被害を防止するため、措置を講ずるよう協力要請を行います。

(2) 屋外広告物に対する規制

台風などの際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想されます。このため、市は、「神奈川県屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する改善指導を一層強化していくよう努めます。

(3) 自動販売機の転倒防止

市は、自動販売機の設置時は、日本産業規格の据付基準（J I S B 8 5 6 2）や「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）に基づき転倒防

止対策を講ずるよう、設置者に対して基準遵守の啓発を図ります。

第4 雪害予防

関係機関

- 1 雪害の応急対策への備え ----- 【市長室、市民環境部】
- 2 救助・救急活動への備え ----- 【消防本部】

1 雪害の応急対策への備え 【市長室、市民環境部】

(1) ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上・下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

(2) 情報の収集・連絡

市は、大雪時における関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

(3) 通信手段の確保

市は、非常時に備え、情報通信手段について平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

2 救助・救急活動への備え 【消防本部】

市は、救急車等車両の積雪、凍結への対策及び救急措置等に必要な資機材の整備を図ります。

第5 事故災害予防

関係機関

- 1 航空災害の応急対策への備え ----- 【市長室】
- 2 道路災害の応急対策への備え ----- 【市長室】
- 3 放射性物質災害の応急対策への備え ----- 【市長室、消防本部】
- 4 危険物等災害の応急対策への備え ----- 【市長室、消防本部】
- 5 大規模火災の応急対策への備え ----- 【市長室、消防本部】

1 航空災害の応急対策への備え

【市長室】

市は、厚木基地航空機（米軍機・自衛隊機）、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故に備え、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

2 道路災害の応急対策への備え

【市長室】

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

(2) 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。また、道路施設等の安全を確保するため、体制の整備に努めます。

(3) 災害情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

※本市における主な道路網【資料編 資料1-5】

3 放射性物質災害の応急対策への備え

【市長室、消防本部】

(1) 安全確保

ア 放射性物質取扱事業者等に対する指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

第2章 災害予防

第4節 事象別の災害予防

- 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- 自主防災体制の強化
- 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施

イ 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項、事故発生時の連絡通報体制や応急措置に関する事項等を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

ウ 放射性物質に関する教育及び知識の普及

市、県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他の関係機関と連携して、関係職員や市民に対し次の事項について教育を実施します。

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- その他必要と認める事項

(2) 放射性物質災害の応急対策への備え

ア 放射性物質取扱事業所等の把握

市及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

イ 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。

また、職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、市、県等との連携体制の確立を図ります。

さらに、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

また、放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- 消防機関、県警察等への通報連絡体制
- 消火、延焼防止の措置
- 現場周辺への関係者以外立入禁止措置
- 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- 放射性防護資機材の整備
- その他放射線障害の防止のために必要な事項

ウ 市及び県の防災体制の整備

市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平時から県と相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

また、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含みません。以下同じ。）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

エ 情報伝達体制の充実・強化

市は、放射性物質災害発生時、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。また、夜間、休日の場合においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

オ 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民その他の要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平時から広報手段の整備に努めます。

カ 放射能測定の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ放射能の測定を実施します。

市は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めるとともに、必要に応じて、モニタリングを実施します。

キ 救助・救急、消火及び医療救護活動

市、県及び県警察は、救助・救急、医療活動に必要な資機材（体表汚染を防ぐ放射性防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材を含む）等の把握・整備に努めます。

ク 避難誘導

市は、市民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制の整備に努めます。

ケ 訓練の実施

市、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射線物質に係る事故を想定した訓練の実施に努めます。

4 危険物等災害の応急対策への備え

【市長室、消防本部】

(1) 安全確保

ア 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、

第2章 災害予防

第4節 事象別の災害予防

市は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

イ 自主保安体制の整備

市及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

また、都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

- 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- 危険物、高圧ガス、火薬及び毒劇物関係団体の組織の育成

ウ 保安思想の啓発、訓練

消防機関及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図ります。

- 各種講習会、研修会の充実
- 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- 事業所における危険物の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- 移動途上での災害を想定した訓練の充実

エ 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

(2) 危険物等災害の応急対策への備え

ア 災害情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

イ 救助・救急、消火活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

また、平時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備、化学消防力の強化に努めます。

ウ 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備します。

(3) 危険物施設の耐震化の促進

市は、災害時に屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火等によ

る爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進するとともに、予防規程等に基づき、危険物の漏洩等の防災に関する教育・訓練や資機材の整備など保安体制の強化を促進します。

(4) 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

有害物質等の公共用水域への流出もしくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設は、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図るとともに、緊急時の訓練、資機材の整備や関係機関との連絡体制の確保など安全対策の強化を図ります。

5 大規模火災の応急対策への備え

【市長室、消防本部】

(1) 安全確保

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

イ 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

(2) 大規模火災の災害応急対策への備え

ア 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

イ 消火活動への備え

市は、県の必要な指導・支援を受けて、消防力の整備強化に努めます。

ウ 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

エ 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防施

設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

(4) 予防査察等による指導

市は、綾瀬市火災予防査察規程に基づく施設を対象として、予防査察により防火安全対策について適切な指導を行います。また、防火対象物の定期点検報告制度、消防設備点検制度等により状況を把握し、火災の発生のおそれがある施設等については、施設管理者等に防火対策の万全を期するよう指導します。

第3章 災害応急対策

災害が発生した場合には、迅速、適切な対応を行うため、速やかに体制を整え、県、防災関係機関と協力して応急対策活動を実施します。

応急対策活動に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、救助・救急・消火及び医療・救護活動や二次災害の防止活動を進めるとともに、ライフラインの応急復旧活動及び被災者の生活支援対策を進めます。

第3章「災害応急対策」は、このような被害が多発した場合の、本市及び各防災関係機関がとるべき応急の災害対策について計画したものです。

第1節 活動体制の確立

第1 地震災害時の活動体制の確立

関係機関

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1 地震に関する情報の収集、伝達 ----- | 【市長室】 |
| 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止 ----- | 【全ての部】 |
| 3 災害対策本部の設置、運営、廃止 ----- | 【全ての部】 |

1 地震に関する情報の収集、伝達

【市長室】

(1) 地震に関する情報の把握、収集

市は、市内に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市内の震度情報を把握します。

また、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表したときは、その情報を把握します。

- | |
|-------------------------|
| 1 全国瞬時警報システム（Jアラート） |
| 2 緊急地震速報 |
| 3 気象情報提供会社からのメールの自動配信 |
| 4 綾瀬市消防本部に設置された計測震度計 |
| 5 県防災行政通信網 |
| 6 その他（ラジオ、テレビ、インターネット等） |

(2) 地震に関する情報の伝達

市は、市職員に対して、庁内放送、庁内電話、庁内ネットワーク、職員参集確認メール、口頭等により速やかに地震に関する情報を伝達します。

また、市民等に対しては、防災行政用無線（同報系）、市ホームページ、広報車等により伝達します。

※南海トラフ地震に関連する情報【資料編 資料4-15】

2 災害警戒本部の設置、運営、廃止 【全ての部】

(1) 職員の配備

市は、市域に震度4の地震が観測され、局所的な被害の発生などにより、被害状況の把握や災害への警戒活動が必要であると危機管理監が判断した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害警戒本部体制の配備職員を動員します。

動員の伝達は、庁内放送、職員参集メール等を使用して行います。

災害警戒本部体制の配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

(2) 災害警戒本部の設置

市は、市域に震度4の地震が観測され、局所的な被害の発生などにより、被害状況の把握や災害への警戒活動が必要であると危機管理監が判断した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、危機管理監を災害警戒本部長とした綾瀬市災害警戒本部（以下、「災害警戒本部」といいます。）を市役所1階J1-1会議室又は3階庁議室に設置します。

(3) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行います。

- 1 災害の情報収集及び連絡
- 2 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 3 住民等への災害情報の伝達
- 4 警戒活動
- 5 軽微な災害の応急復旧

イ 活動状況の報告

災害警戒本部の各部は、随時あるいは特に指示があった場合、活動状況等について災害警戒本部長へ報告します。

災害警戒本部長は、各部からの報告及び収集情報等を集約して、随時、総合的に市長へ報告します。

ウ 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

災害警戒本部は、活動状況を整理して、県に報告します。また、必要に応じて、県及び防災関係機関等との通信・連絡を行います。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

(4) 災害警戒本部の廃止等

災害警戒本部長は、次の災害状況等により災害警戒本部を廃止します。

- 1 市域に災害の発生する危険が解消したと認めた場合
- 2 災害警戒活動がおおむね完了したと認めた場合
- 3 災害対策本部を設置した場合

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料3-1】

※綾瀬市災害警戒本部体制図【資料編 資料3-2】

※綾瀬市災害警戒本部事務分掌【資料編 資料3-3】

※綾瀬市災害警戒本部設置要領【資料編 資料11-6】

3 災害対策本部の設置、運営、廃止

【全ての部】

(1) 職員の配備

ア 配備職員の動員

市は、次の参集区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

ただし、市内各地における支援・救護等の拠点として速やかな活動が必要となるため、各避難所配備職員は、担当地区の一次避難所に参集します。

1 自動参集

ア 1号配備（警戒態勢）

- ・横浜地方気象台が市域に「震度5弱」を観測、発表した場合

イ 3号配備（非常態勢）

- ・横浜地方気象台が市域に「震度5強」以上を観測、発表した場合

2 指令参集

ア 1号配備（警戒態勢）

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

イ 3号配備（非常態勢）

- ・横浜地方気象台が市域に「震度5弱」を観測、発表した場合で、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の総力を挙げて応急対策の全てを行う場合

※地震災害においては、原則2号配備は行わない。

イ 配備指令の伝達

災害対策本部事務局は、配備態勢の決定がなされたときは、災害対策本部各部に対し、職員参集確認メール、電話、防災行政無線等を使用して、動員の伝達を行います。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

ウ 職員配備の報告

災害対策本部の各部長は、配備指令を伝達した場合、職員配備状況を所定の職員配備報告書に記録し、災害対策本部事務局へ報告します。

災害対策本部事務局は、全体の配備状況を取りまとめ、災害対策本部長へ報告します。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市は、次の設置基準に該当する場合、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長を災害対策本部長とした綾瀬市災害対策本部（以下、「災害対策本部」といいます。）を設置します。

なお、市長不在時、又は連絡の取れない状況でその職務の執行が不可能な場合は、災害対策本部長の職務は、副市長、経営企画部長の順に代理することとします。

- 1 横浜地方気象台が市域に「震度5弱」以上を観測、発表した場合
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

イ 災害対策本部組織

災害対策本部は、次の構成員で組織することとします。

組織の詳細は、「綾瀬市災害対策本部条例」及び「綾瀬市災害対策本部規則」の定めるところにより、資料編に示す「綾瀬市災害対策本部体制図」のとおりとします。

本部長：市長
副本部長：副市長
本部員：災害対策本部組織の各部長及び副部長
連絡員：本部員が指名した職員
部員：上記以外の職員

ウ 災害対策本部各部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、資料編に示す「綾瀬市災害対策本部の分掌事務」のとおりとします。

なお、災害応急対策の実施については、被害状況に応じて柔軟な対応を行うため災害対策本部長により変更される場合があります。

エ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所 1 階 J 1 - 1 会議室又は 3 階庁議室に設置します。

ただし、建物の損壊等により機能を全うできない場合は、消防庁舎 3 階講堂に設置します。

(3) 災害対策本部の運営

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

ア 災害対策本部会議

災害対策本部は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、「本部会議」を開催します。

イ 関係機関からの連絡員の派遣

災害対策本部は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所、自衛隊、警察、県央地域県政総合センター、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部会議事務局に派遣するよう要請します。

なお、各機関の連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡にあたります。

ウ 防災会議の招集

市は、市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、防災会議会長（市長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催します。

エ 災害対策本部の設置の通知等

市は、災害対策本部を設置したときは、全庁職員に周知し、直ちに県へ報告するとともに災害対策本部入口に標識を掲示します。

また、必要に応じて、次の関係機関等に通知、公表を行います。

- 1 近隣市町村
- 2 防災会議委員
- 3 防災関係機関
- 4 応援協定団体等
- 5 市民
- 6 報道関係機関

(4) 災害対策本部の廃止

市は、次の状況の場合、災害対策本部を廃止します。なお、災害対策本部を廃止したときは、設置時と同様に廃止の通知、公表を行います。

- 1 本市域において災害の危険がなくなった場合
- 2 本市域において災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料3-1】

※綾瀬市災害対策本部体制図【資料編 資料3-4】

※綾瀬市災害対策本部事務分掌【資料編 資料3-5】

※綾瀬市防災会議条例【資料編 資料11-1】

※綾瀬市防災会議運営要綱【資料編 資料11-2】

※綾瀬市防災会議委員名簿【資料編 資料11-3】

※綾瀬市災害対策本部条例【資料編 資料11-4】

※綾瀬市災害対策本部規則【資料編 資料11-5】

※災害対策本部会議実施概要【資料編 資料3-6】

第2 風水害時の活動体制の確立

関係機関

- 1 気象情報等の収集・伝達 ----- 【市長室、福祉部、消防本部】
- 2 水防活動 ----- 【消防本部、市長室、産業振興部】
- 3 災害警戒本部の設置、運営、廃止（風水害対応） ----- 【全ての部】
- 4 災害対策本部の設置、運営、廃止 ----- 【全ての部】

1 気象情報等の収集・伝達 【市長室、福祉部、消防本部】

(1) 気象情報等の収集

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想される場合は、市域に係る次の情報の発表状況を確認するとともに、県災害情報管理システム等により雨量や河川水位観測情報等を収集します。

- 1 特別警報、警報、注意報
- 2 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報、土砂災害緊急情報
- 3 水防活動用気象等警報及び注意報
- 4 水防警報
- 5 河川の水位情報（氾濫警戒情報）
- 6 火災気象通報
- 7 その他気象情報（顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等）

(2) 気象情報等の伝達

市は、大雨等に関する特別警報、大雨警報等の気象に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

※気象庁注意報・警報の種類及び発表基準等【資料編 資料4-16】

※気象等に関する情報【資料編 資料4-17】

2 水防活動 【消防本部、市長室、産業振興部】

(1) 水防体制(災害警戒体制)

市は、台風、豪雨等により災害発生のおそれがある場合は、水防が十分に行われるよう次の事項の体制整備を確立します。

水防体制（災害警戒体制）については、警戒活動等を実施する水防活動及び災害警戒本部の二段階で対応し、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

部を設置して応急対策を実施します。

なお、水防体制（災害警戒体制）は、消防長が指揮し、平時における行政組織に基づき所管業務等により行います。

- 1 水防体制の確立
- 2 情報、通信連絡システムの確立
- 3 平時における河川、堰等の巡視
- 4 水防時における的確な水防活動の実施

(2) 水防活動

市は、県厚木土木事務所東部センター水防支部長により水防警報が発表された場合は、水防実施要領に基づき、次の主な水防活動を行います。

- 1 警戒、応急対策の実施
- 2 消防団の出動体制の確保
- 3 水防資機材の整備点検、調達及び輸送の確保
- 4 雨量、水位の的確な観測
- 5 農業用取水堰等の操作の確保
- 6 住民の水防活動従事の指示
- 7 水防解除の指示
- 8 水防てん末報告書の提出
- 9 県厚木土木事務所東部センター水防支部との連携による重要水防箇所の警戒

(3) 調整会議

市は、災害警戒本部の設置前に次の構成員による調整会議を開催し、災害警戒本部や災害対策本部の設置を検討します。

- 調整会議構成員
危機管理監、市長室長、消防長、経営企画部長、総務部長、福祉部長、健康こども部長、市民環境部長、産業振興部長、都市部長、土木部長、教育部長
- 事務局
危機管理課

(4) 水防体制(災害警戒体制)の廃止等

市は、市域に発表された気象警報や水防警報が解除された場合や災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合に水防体制（災害警戒体制）を廃止します。

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料3-1】

※重要水防箇所等【資料編 資料5-1】

※市内の取水堰及び堰【資料編 資料5-2】

※水位観測所【資料編 資料5-3】

※水防活動用の注意報及び警報【資料編 資料5-4】

※水防警報の種類、内容及び発令基準、伝達系統【資料編 資料5-5】

3 災害警戒本部の設置、運営、廃止(風水害対応) 【全ての部】

(1) 職員の配備

市は、次の「災害警戒本部設置基準」に定める気象状況を確認した場合、災害警戒本部体制の配備職員を動員します。

動員の伝達は、庁内放送、職員参集メール等を使用して行います。

災害警戒本部体制の配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- 1 県及び横浜地方気象台から市域に「大雨」「洪水」「暴風」警報のいずれかが発表され、かつ、水防体制指標3（1時間雨量30mm以上の降雨の予測）が発表された場合
- 2 厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川又は蓼川に係る水防警報の「出動」が発表された場合
- 3 県及び横浜地方気象台から市域に「土砂災害警戒情報」が発表された場合
- 4 次の基準値を超える降雨の場合
 - ・1時間雨量が30mmを超える
 - ・3時間雨量が60mmを超える
 - ・24時間雨量が100mmを超える
 - ・前日までの連続雨量が100mm以上で、当日の雨量が50mmを超える
 - ・前日までの連続雨量が40mmから80mmで、当日の雨量が80mmを超える
- 5 台風の上陸もしくは接近又は台風並みに発達した低気圧の通過が予想される場合
- 6 集中豪雨等により、河川、排水路等の溢水及び道路冠水等の被害が予想される場合

(2) 災害警戒本部の設置

市は、台風・集中豪雨等により災害が発生し、又はそのおそれがあり、上記の設置基準に該当する場合は、危機管理監を災害警戒本部長とした災害警戒本部を市役所1階J1-1会議室又は3階庁議室に設置します。

(3) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行います。

- 1 気象情報等の収集、伝達
- 2 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 3 消防署による救助活動等
- 4 市民への気象情報等の伝達

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

- 5 河川、下水道、道路、がけ地等の危険箇所の安全確保
- 6 土砂災害警戒情報の要配慮者利用施設への伝達
- 7 避難対策
- 8 市民等からの通報に基づく現地確認などの対応
- 9 その他災害への警戒活動に必要な事項

イ 活動状況の報告

災害警戒本部の各部は、随時あるいは特に指示があった場合、活動状況等について災害警戒本部長へ報告します。

災害警戒本部長は、各部からの報告及び収集情報等を集約して、随時、総合的に市長へ報告します。

ウ 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

災害警戒本部は、活動状況を整理して、県に報告します。また、必要に応じて、県及び防災関係機関等との通信・連絡を行います。

(4) 災害警戒本部の廃止等

災害警戒本部長は、次の災害状況等により災害警戒本部を廃止します。

- 1 市域に災害の発生する危険が解消したと認めた場合
- 2 災害警戒活動がおおむね完了したと認めた場合
- 3 災害対策本部を設置した場合

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料3-1】

※綾瀬市災害警戒本部体制図【資料編 資料3-2】

※綾瀬市災害警戒本部事務分掌【資料編 資料3-3】

※綾瀬市災害警戒本部設置要領【資料編 資料11-6】

4 災害対策本部の設置、運営、廃止

【全ての部】

(1) 職員の配備

ア 配備職員の動員

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

ただし、市内各地における支援・救護等の拠点として速やかな活動が必要となるため、各避難所配備職員は、担当地区の一次避難所に参集します。

1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員

・厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川あるいは蓼川の避難判断水位に達した場合で、今後もされに降雨（1時間雨量30mmを超える）が予想

される場合

- ・ 台風の上陸又は接近が予想され、かつ相当の被害及び降雨が見込まれる場合
- ・ 暴風（竜巻）などにより災害が発生した場合
- ・ その他、風水害等により相当の被害が発生した場合及び相当の災害が見込まれる場合

2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員

- ・ 台風の上陸、直撃、異常豪雨等により、現に相当の被害が発生し、今後も危険な状態の場合
- ・ 相当の災害発生、あるいは相当の被害が見込まれる場合

3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員

- ・ 台風の直撃、異常豪雨等により、大災害が発生しあるいは大災害の発生が見込まれる場合

イ 配備指令の伝達

災害対策本部事務局は、配備態勢の決定がなされたときは、災害対策本部各部に対し、職員参集確認メール、電話、防災行政無線等を使用して、動員の伝達を行います。

ウ 職員配備の報告

災害対策本部の各部長は、配備指令を伝達した場合、職員配備状況を所定の職員配備報告書に記録し、災害対策本部事務局へ報告します。

災害対策本部事務局は、全体の配備状況を取りまとめ、災害対策本部長へ報告します。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市は、次の設置基準に該当する場合、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長を災害対策本部長とした綾瀬市災害対策本部（以下、「災害対策本部」といいます。）を設置します。

なお、市長不在時、又は連絡の取れない状況でその職務の執行が不可能な場合は、災害対策本部長の職務は、副市長、経営企画部長の順に代理することとします。

- 1 厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川あるいは蓼川の避難判断水位に達した場合で、今後もされに降雨（1時間雨量30mmを超える）が予想される場合
- 2 台風の上陸又は接近が予想され、かつ相当の被害及び降雨が見込まれる場合
- 3 暴風（竜巻）などにより災害が発生した場合
- 4 その他、風水害等により相当の被害が発生した場合及び相当の災害が見込

まれる場合

5 その他、市長が設置を認めた場合

イ 災害対策本部組織

災害対策本部は、次の構成員で組織することとします。

組織の詳細は、「綾瀬市災害対策本部条例」及び「綾瀬市災害対策本部規則」の定めるところにより、資料編に示す「綾瀬市災害対策本部体制図」のとおりとします。

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：災害対策本部組織の各部長及び副部长

連絡員：本部員が指名した職員

部員：上記以外の職員

ウ 災害対策本部各部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、資料編に示す「綾瀬市災害対策本部の分掌事務」のとおりとします。

なお、災害応急対策の実施については、被害状況に応じて柔軟な対応を行うため災害対策本部長により変更される場合があります。

エ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所 1 階 J 1 - 1 会議室又は 3 階庁議室に設置します。

ただし、建物の損壊等により機能を全うできない場合は、消防庁舎 3 階講堂に設置します。

(3) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部会議

災害対策本部は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、「本部会議」を開催します。

イ 関係機関からの連絡員の派遣

災害対策本部は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所、自衛隊、警察、県中央地域県政総合センター、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部会議事務局に派遣するよう要請します。

なお、各機関の連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡にあたります。

ウ 防災会議の招集

市は、市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、防災会議会長（市長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催します。

エ 災害対策本部の設置の通知等

市は、災害対策本部を設置したときは、全庁職員に周知し、直ちに県へ報

告するとともに災害対策本部入口に標識を掲示します。

また、必要に応じて、次の関係機関等に通知、公表を行います。

- 1 近隣市町村
- 2 防災会議委員
- 3 防災関係機関
- 4 応援協定団体等
- 5 市民
- 6 報道関係機関

(4) 災害対策本部の廃止

市は、次の状況の場合、災害対策本部を廃止します。なお、災害対策本部を廃止したときは、設置時と同様に廃止の通知、公表を行います。

- 1 本市域において災害の危険がなくなった場合
- 2 本市域において災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料3-1】

※綾瀬市災害対策本部体制図【資料編 資料3-4】

※綾瀬市災害対策本部事務分掌【資料編 資料3-5】

※綾瀬市防災会議条例【資料編 資料1-1-1】

※綾瀬市防災会議運営要綱【資料編 資料1-1-2】

※綾瀬市防災会議委員名簿【資料編 資料1-1-3】

※綾瀬市災害対策本部条例【資料編 資料1-1-4】

※綾瀬市災害対策本部規則【資料編 資料1-1-5】

※災害対策本部会議実施概要【資料編 資料3-6】

第3 その他災害時の活動体制の確立

関係機関

- 1 火山災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 2 雪害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 3 航空災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 4 道路災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 5 放射性物質災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 6 危険物等災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 7 大規模火災時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】
- 8 その他の災害時の活動体制の確立 ----- 【全ての部】

1 火山災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 火山情報の収集・伝達

市は、富士山、箱根山に関する次の情報の発表状況を確認します。
県から予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び市民に伝達します。

- 噴火警報・噴火予報
- 噴火警戒レベル
- 噴火速報
- 火山の状況に関する解説情報
- 降灰予報
- 火山ガス予報
- その他の情報

(2) 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、臨時火山情報等の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められるときは、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

なお、災害警戒本部の設置、運営、廃止等は、「第3章第1節第2」に準じます。

(3) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- 1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員
 - ・火山災害が発生し又は発生の危険が予想される場合
- 2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
 - ・火山災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合
- 3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
 - ・火山災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合

イ 災害対策本部の設置

市は、大規模な火山災害が発生し又は火山災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

2 雪害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 気象情報の収集・伝達

市は、大雪や暴風雪に関する特別警報や警報等の気象に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められるときは、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

なお、災害警戒本部の設置、運営、廃止等は、「第3章第1節第2」に準じます。

(3) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

集めます。

- 1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員
 - ・災害が発生し又は発生の危険が予想される場合
- 2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
 - ・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合
- 3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
 - ・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合

イ 災害対策本部の設置

市は、大雪により災害が発生し又は大雪による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

3 航空災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達

市は、航空機事故の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努めます。

航空機事故に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、安

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- | |
|---|
| <p>1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員</p> <ul style="list-style-type: none">・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 <p>2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員</p> <ul style="list-style-type: none">・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合 <p>3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員</p> <ul style="list-style-type: none">・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合 |
|---|

イ 災害対策本部の設置

市は、航空災害が発生し又は航空災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策の総合調整に関すること。○ 職員の配備体制に関すること。○ 避難指示等に関すること。○ 関係機関との連絡調整に関すること。○ 関係機関の応援要請に関すること。○ 災害対策に要する経費の処理に関すること。○ その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。 |
|--|

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

4 道路災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達

市は、大規模な道路事故等の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努めます。

大規模な道路事故の発生に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。また、市民等に対して、市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- | |
|--|
| 1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員
・災害が発生し又は発生の危険が予想される場合 |
| 2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合 |
| 3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合 |

イ 災害対策本部の設置

市は、道路災害が発生し又は道路災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策の総合調整に関すること。○ 職員の配備体制に関すること。○ 避難指示等に関すること。○ 関係機関との連絡調整に関すること。○ 関係機関の応援要請に関すること。○ 災害対策に要する経費の処理に関すること。○ その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。 |
|--|

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

5 放射性物質災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達

市は、大規模な放射性物質事故の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努めます。

大規模な放射性物質事故の発生に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員

・災害が発生し又は発生の危険が予想される場合

2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員

・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合

3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員

・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合

イ 災害対策本部の設置

市は、大規模な放射性物質災害が発生し又は放射性物質災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次

の事項を協議します。

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

6 危険物等災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達

市は、大規模な危険物等の火災、爆発、漏洩・流出等の事故発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努めます。

大規模な危険物等の事故の発生に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- 1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員
 - ・災害が発生し又は発生の危険が予想される場合
- 2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
 - ・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合
- 3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
 - ・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

イ 災害対策本部の設置

市は、大規模な危険物災害が発生し又は危険物災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

7 大規模火災時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 大規模火災に関する情報の収集・伝達

市は、大規模火災の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努めます。

大規模火災の発生に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

- ・災害が発生し又は発生の危険が予想される場合
2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
- ・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合
3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
- ・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合

イ 災害対策本部の設置

市は、大規模火災が発生し、又は大規模火災による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

8 その他の災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) その他災害情報の収集・伝達

市は、その他気象現象に伴う災害に関する警報や注意報等の気象に関する情報を受理した場合は、市職員に伝達します。

また、市民等に対して、市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達します。

(2) 災害警戒本部の設置、運営、廃止

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

事前対策の必要が認められるときは、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

なお、災害警戒本部の設置、運営、廃止等は、「第3章第1節第2」に準じます。

(3) 災害対策本部の設置、運営、廃止

ア 職員の配備

市は、次の動員区分にしたがい、災害対策本部体制の配備職員を動員します。

各号配備職員は、配備指令にしたがい、原則として、平時の勤務場所へ参集します。

- | |
|--|
| 1号配備（警戒態勢）：災害対策本部1号配備員
・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 |
| 2号配備（活動態勢）：災害対策本部2号配備員
・災害が発生し、さらに被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合 |
| 3号配備（非常態勢）：災害対策本部3号配備員
・大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする場合 |

イ 災害対策本部の設置

市は、大規模な災害が発生し又は災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

なお、災害対策本部組織、各部の分掌事務、災害対策本部の設置場所等は、「第3章第1節第2」に準じます。

ウ 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催し、次の事項を協議します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策の総合調整に関すること。○ 職員の配備体制に関すること。○ 避難指示等に関すること。○ 関係機関との連絡調整に関すること。○ 関係機関の応援要請に関すること。○ 災害対策に要する経費の処理に関すること。○ その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。 |
|--|

エ 災害対策本部の廃止

市は、災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止します。

また、本部を設置した場合、もしくは廃止した場合は、直ちに県及び関係

機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

第2節 災害対応の調整・組織間連携

第1 情報収集伝達

関係機関

- | | | | |
|---|-------------|-------|---------|
| 1 | 災害時の通信手段の確保 | ----- | 【事務局】 |
| 2 | 代替通信手段の確保 | ----- | 【事務局】 |
| 3 | 災害情報の収集及び報告 | ----- | 【全ての部】 |
| 4 | 家屋の被害被害調査 | ----- | 【総務対策部】 |

1 災害時の通信手段の確保

【事務局】

市は、災害に関する情報や災害情報を的確に収集及び伝達するため、状況に応じて、次の通信手段を確保します。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 綾瀬市防災行政用無線（同報系・地域系） |
| 2 | 災害時優先電話 |
| 3 | 一般加入電話（携帯電話含む） |
| 4 | 消防無線 |
| 5 | 神奈川県防災行政通信網 |
| 6 | 神奈川県災害情報管理システム |
| 7 | 綾瀬市ホームページ等 |
| 8 | あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール |
| 9 | その他の通信設備 |

※綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【資料編 4-1】

※綾瀬市防災行政用無線系統図【資料編 4-2】

※神奈川県防災行政無線系統図【資料編 4-3】

2 代替通信手段の確保

【事務局】

(1) 非常無線通信の利用

市は、防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合は、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用することにより通信を確保します。

(2) 放送機関への依頼

市は、防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合には、必要に応じて放送法第2条第3項に規定する放送局に対して、連絡のための放送を依頼します。

3 災害情報の収集及び報告

【全ての部】

(1) 災害情報の収集

市は、綾瀬市被害調査報告事務処理要綱に基づき、人員・車両等を活用し、部ごとに所管施設、所管事項等に関する被害状況調査を行い、人的・物的被害に関する情報を収集します。

また、災害が発生した場合や発生するおそれのある異常な現象を発見した市民、事業所等は、直ちに最寄りの市行政機関、警察官（大和警察署）に通報するものとします。

(2) 災害情報等の集約・分析

市は、収集した被害情報に加え、応急対策の活動状況を、①情報源別、②地域別、③被害種別などに整理して取りまとめ、分析します。

災害情報等の集約・分析に当たっては、県災害情報管理システム及び新総合防災情報システム（SOBO-WE B）の活用を努めるほか、次の点に留意します。

- 1 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別する
- 2 確認された情報に基づき災害の全体像を把握する
- 3 応援要請等に係る情報を整理する
- 4 情報の空白地帯を把握する
- 5 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握する

(3) 災害情報の報告

市は、集約した被害状況等は、県防災情報システム等を利用し、県に報告します。また、災害の状況により、県に報告できない場合や火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する被害情報がある場合は、総務省消防庁に報告します。

なお、各部ごとに取りまとめられた詳細な被害状況については、必要に応じて、担当班から県担当部署に直接報告します。

※綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【資料編 11-7】

※通信連絡系統図【資料編 4-5】

※情報報告の連絡系統図【資料編 4-6】

※被害調査事項と担当部局【資料編 4-7】

第2 広報活動

関係機関

- 1 災害広報 ----- 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】
- 2 報道機関への発表と資料の収集 ----- 【事務局】

1 災害広報 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】

(1) 広報活動

市及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、主に次の内容に関して、連携して適切かつ迅速な広報活動を行います。

なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

- 1 避難情報の発令
- 2 被害状況及び災害対策実施状況
- 3 ライフラインや交通規制、公共交通機関の復旧見込み
- 4 被災者に必要な生活情報
- 5 市民等に対する注意事項
- 6 その他必要な事項

(2) 広報手段

ア 市民に対する広報

市民に行う災害広報の手段は、災害の状況により次の手段を有効に活用して実施します。

- 1 防災行政用無線（同報系：屋外子局、個別受信機）
- 2 広報車両、消防車両、警察車両
- 3 広報誌（「広報あやせ」臨時号を含む。）
- 4 チラシ、パンフレット
- 5 綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール
- 6 郵便局等を媒体とした広報
- 7 新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関による広報
- 8 その他の手段

イ 外国人市民に対する広報

安全・安心メールの多言語による配信を行います。また、状況により、多言語による表現をボランティア等の協力を得て行います。

ウ 障がい者に対する広報

視覚障がい者に対しては、可能な限り防災行政用無線（固定系）で放送を行います。また、可能な範囲で点字による広報を行います。

聴覚障がい者に対しては、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メールを活用した文字による広報を行います。

実施については、ボランティア団体等と連携を密にして、必要な情報提供を行います。

※防災行政用無線広報文例【資料編 4-4】

2 報道機関への発表と資料の収集 【事務局】

(1) 情報の発表

市は、報道関係機関への対応は、専任の担当を置くこととし、情報の提供方法、情報内容等のマニュアルを作成し、常に統一した情報提供を行い、情報の混乱を防止します。

なお、報道機関への情報提供については、Lアラートの活用に努めます。

(2) 災害写真等の収集

市は、必要に応じて被害状況、災害対策活動等の災害写真の撮影等を行い、広報資料などに使用します。

また、報道機関が撮影した写真や情報を収集します。

(3) 災害時における 安否不明者の氏名等公表について

市は、災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に安否不明者の氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の 72 時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表の可否や判断基準等について、関係機関と適切な連携を図ります。

第3 広聴活動

関係機関

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 広聴窓口の設置 ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 2 要望等の取扱い ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 3 臨時市民相談窓口の設置 ----- | 【避難・生活支援部】 |

1 広聴窓口の設置 【避難・生活支援部】

市は、災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民等から災害に関する問合せや、要望・苦情等に迅速かつ効率的に対応するため、速やかに対処窓口を設置します。

窓口には、災害の状況によって、専用電話、ファクス、インターネットなどの一般市民との有効な通信手段を設置します。

2 要望等の取扱い

【避難・生活支援部】

市は、被災者から要望や苦情等があった場合は、所管各部や関係機関と連携し、迅速な対応と問題解決に努めます。

なお、被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。

また、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

3 臨時市民相談窓口の設置

【避難・生活支援部】

市は、被災者の生活再建（住宅、福祉、医療、教育など）に向けた総合的な窓口として、関係所管や関係機関等と連携し「臨時市民相談窓口」を開設して、市民の相談、要望などを聴取しその解決に努めます。

第4 災害救助法の適用

関係機関

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1 災害救助法の適用手続 ----- | 【事務局、総務対策部】 |
| 2 災害報告及び救助実施状況報告 ----- | 【事務局、総務対策部】 |

1 災害救助法の適用手続

【事務局、総務対策部】

市は、市域内の災害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県に報告し、災害救助法の適用を要請します。

なお、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、県が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県に情報提供します。

県は、次に掲げる適用基準に基づき、災害救助法を適用します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であるとき（施行令第 1 条第 1 号） 2 被害が広範囲にわたり、県内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上で、市内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であるとき（施行令第 1 条第 2 号） 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき（施行令第 1 条第 3 号） |
|---|

- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当するとき（施行令第1条第4号）
- 5 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき

2 災害報告及び救助実施状況報告 【総務対策部】

(1) 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助の実施は、県が行い、市は県が行う救助を補助します。なお、市は、災害救助法が適用され、県から委任を受ける救助があるときは、速やかに実施します。

また、災害の事態が急迫して、県の救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県に報告し、その後の処置に関して県の指示を受けます。

(2) 救助の実施状況の記録及び報告

市は、委任された災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに所定の様式に記録整理するとともに、その状況を県に報告します。

なお、災害救助法に基づく災害報告は、災害発生の時間的経過により発生報告、中間報告、決定報告の3段階で実施します。

また、災害救助法による救助の種類及び期間については、県災害救助法施行細則（昭和34年規則第90号）及び同細則に基づく、災害救助法施行細則による救助の程度等（県告示）によります。

(3) 災害救助法が適用されない場合の救助の実施

市は、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき、応急措置を実施します。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

第5 緊急輸送

関係機関

- | | | | |
|---|--------------|-------|---------------|
| 1 | 交通情報の収集、道路規制 | ----- | 【土木対策部】 |
| 2 | 交通規制に関する措置 | ----- | 【土木対策部、大和警察署】 |
| 3 | 緊急輸送道路の確保 | ----- | 【土木対策部】 |
| 4 | 道路等の障害物除去 | ----- | 【土木対策部】 |
| 5 | 緊急通行車両の確認申請 | ----- | 【総務対策部】 |

第3章 災害応急対策
第2節 災害対応の調整・組織間連携

- 6 輸送手段の確保 ----- 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】
- 7 緊急輸送の実施 ----- 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】
- 8 物資等集積場所の設置 ----- 【避難・生活支援部】

1 交通情報の収集、道路規制 **【土木対策部】**

(1) 情報収集、交通輸送計画

市は、大和警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集します。特に、緊急輸送道路の状況については、大和警察署、関係機関と密接な連絡を取り、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を計画します。

(2) 関係機関への通報

市は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、市の管理する道路、橋りょう等の損壊箇所がある場合は、県厚木土木事務所東部センター、大和警察署及び関係機関に速やかに通報します。

また、国道、県道の損壊箇所について、各道路管理者、大和警察署等から情報収集に努め、収集した情報は、速やかに関係機関へ通報します。

2 交通規制に関する措置 **【土木対策部、大和警察署】**

(1) 交通規制の実施等

道路管理者、県公安委員会、大和警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、もしくは危険が予想されるとき、又は緊急輸送道路等の確保の必要があるときは、関係機関と連絡を取り、速やかに必要な規制を行います。

大和警察署は、交通規制の要員確保や装備資機材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努めます。

市は、大和警察署と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努めます。

(2) 交通規制の周知

大和警察署は、交通規制を行ったときは、規制内容を立て看板、広報車両、報道機関等を利用して一般に周知します。

市は、必要に応じて交通規制広報の協力を行います。

3 緊急輸送道路の確保 **【土木対策部】**

市は、市域の緊急輸送道路の状況を把握し、交通規制や啓開（障害物除去）作業により緊急輸送道路を県指定道路（第1次及び第2次）市指定道路の順番で確保します。

第3章 災害応急対策

第2節 災害対応の調整・組織間連携

なお、市指定緊急輸送道路補完道路では、被害状況等により迂回の措置を講じます。

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料8-1】

4 道路等の障害物除去 【土木対策部】

市は、災害発生後に道路の被害状況を把握し、市所管の道路に障害物があるときは、速やかに災害時応援協定団体と協力し、重要路線（災害の拡大防止や人命救助に必要な道路、緊急輸送道路に使用する道路等）から優先的に障害物を除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）し、道路機能の早期確保に努めます。

また、国道、県道に障害物があり、通行の支障になったときは、当該管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請します。

なお、放置車両、立ち往生車両等は、運転者等に車両の移動を命令しますが、運転者がいない場合は道路管理者自ら移動等を行います。

また、道路等の応急復旧に要した費用は、原則として当該道路管理者の負担とします。

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 13-9-3】

※災害時における応急対策等の協力に関する協定【資料編 13-9-4】

5 緊急通行車両の確認申請 【総務対策部】

市は、災害の発生により交通規制等が行われたときは、迅速かつ円滑な輸送を図るため、直ちに大和警察署等（各警察署、交通検問所、県警交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊の本隊のうち、いずれか1箇所）に「緊急通行車両確認申出書」「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示します。

なお、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用したときは、「緊急通行車両等事前届出済書」や「規制除外車両事前届出済書」を準備し、大和警察署等に提出して所要の手続を受けます。

6 輸送手段の確保 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】

(1) 陸上輸送手段の確保

ア 輸送車両、輸送人員の確保

市は、災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り市有車両を使用します

第3章 災害応急対策

第2節 災害対応の調整・組織間連携

が、市有車両だけで不足するときは、防災関係機関や災害時応援協定締結事業者、ボランティア等に協力を要請します。

なお、運用又は調達する輸送車両、輸送人員等がさらに不足するときは、次の事項を明示して県に応援要請します。

- 1 輸送区間及び借上期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時
- 5 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- 6 その他必要事項

イ 車両の管理

市は、車両の使用状況を常に把握し、適正な配車を行います。

なお、災害時協定団体等から配車された車両を含め、配車後の車両管理は各部が実施します。

また、緊急輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、市庁舎駐車場、綾瀬市民文化センター第1駐車場及び綾瀬市民スポーツセンター駐車場に待機します。

このため、市庁舎、綾瀬市民文化センター第1駐車場及び綾瀬市民スポーツセンター駐車場は、大規模災害発生の場合、一般車両駐車禁止の措置をとります。

(2) 航空輸送手段の確保

市は、航空輸送が必要なときは、県に県防災ヘリコプター等（自衛隊、他自治体、県警察航空隊）の出動を要請します。

なお、ヘリコプターによる輸送の応援を要請したときは、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、臨時ヘリポートを開設します。

(3) 燃料の確保

市は、緊急輸送等に必要な燃料が不足するときは、災害時応援協定締結団体と連絡体制を確立し、燃料の確保や供給に努めます。

※災害時における自動車輸送の協力に関する協定書【資料編 13-7-1】

※神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱【資料編 13-7-2】

※綾瀬市保有車両一覧【資料編 8-2】

※地震防災応急処置要領一神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【資料編 13-7-3】

※防災規則一相鉄バス(株)【資料編 13-7-4】

※市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧【資料編 8-3】

7 緊急輸送の実施

【総務対策部、避難・生活支援部】

(1) 輸送計画の作成

市は、被害状況や道路規制の状況等を考慮し、以下の輸送対象の優先順位の目安を参考に緊急輸送計画を作成します。

- 1 発災直後から2日目までの間
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の初動の応急対策に必要な人員、物資
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- 2 発災後3日目からおおむね1週間の間
 - ア 上記1段階の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- 3 発災後おおむね1週間以降
 - ア 上記2段階の続行、
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

(2) 緊急輸送活動

市は、緊急輸送計画にしたがい、必要に応じて、民間事業者の車両や施設、ノウハウ等を活用して緊急輸送を実施します。

災害時における輸送は以下に定める範囲を目安とします。

なお、災害救助法が適用され、緊急輸送を実施したときは、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、保管します。

- 1 災害発生後24時間程度まで
 - 1 被災者の避難及び救助
 - 2 給水
 - 3 救護活動における救護員、患者、医薬品等の移送
 - 4 食料、生活必需品等の生活物資の搬送
 - 5 公共施設の応急復旧要員等の移送
 - 6 遺体の移送

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

8 物資等集積場所の設置

【避難・生活支援部】

市は、県が開設する市に近接する広域物資輸送拠点（県総合防災センター）の開設状況を確認するとともに、災害の状況に応じて、県の広域物資輸送拠点や他市町村から届けられる救援物資を受け入れ、市内の指定避難所等に対して仕分けや配送等を行う地域内輸送拠点として、次の候補地の中から状況に応じて、物資等集積場所を開設します。

また、物資等集積場所の運営に必要な人員や資機材等をボランティアや運送事業者等と連携して確保するよう努めます。

物資等集積場所 (候補地)	綾瀬市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	綾瀬市文化会館	綾瀬市深谷中 1-3-1
	協定業者の施設	---
運送用車両基地	綾瀬市民スポーツセンター 駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
	綾瀬市民文化センター 第1駐車場	綾瀬市深谷中 1-3-1
	綾瀬市役所	綾瀬市早川 550
物資等一時集積場所	避難所、広域避難場所	---

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料8-1】

第6 応援・受援

関係機関

- 1 応援要請 ----- 【事務局、総務対策部、消防部】
- 2 受援体制の整備 ----- 【総務対策部】
- 3 災害派遣部隊及び応援職員の要請変更及び撤収
----- 【事務局、総務対策部、消防部】

1 応援要請

【事務局、総務対策部、消防部】

(1) 国及び神奈川県知事への応援要請

ア 国の職員の派遣要請

市は、災害対策や災害復旧のため応援の必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項により、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対して、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣の調整を依頼します。

第3章 災害応急対策

第2節 災害対応の調整・組織間連携

イ 県への応援要請

市は、災害対策や災害復旧のため応援の必要があるときは、災害対策基本法第68条により、県に対して、口頭、電話又はその他の連絡手段により応援（職員の派遣を含む）の要請又は応援の調整を依頼し、後日速やかに文書を送付します。

ウ 派遣職員の経費負担

市は、法令に基づく国、県及び市町村からの派遣職員に対する経費を、災害対策基本法施行令第18条に基づき負担します。

(2) 相互応援協定締結都市への応援要請

市は、災害対策実施に当たり、相互応援協定を締結している他市町村や全国市長会に応援を要請するときは、相互応援協定に基づき、口頭、電話その他の連絡手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出します。

なお、応援措置に要した経費の負担は協定で定めるとおりとします。

(3) 地方公共団体への応援要請

市は、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するために他の市町村の応援が必要な場合は、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求めます。応援要請は、口頭、電話その他の連絡手段により行い、後日速やかに文書を提出します。

なお、応援措置に要した経費は、災害対策基本法第92条に基づき、市が負担します。

(4) 自衛隊への派遣要請

市は、大規模な災害の発生又は発生するおそれのある場合、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣の必要がある場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、神奈川県知事に対して派遣要請を依頼します。なお、緊急の場合は、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告します。

※災害時における相互応援協力に関する協定【資料編 13-2-3】

※自衛隊災害派遣要請マニュアル【資料編 13-4-2】

2 受援体制の整備

【総務対策部】

市は、応援要請した機関から応援の同意を受けたときは、市の連絡窓口を明確にするとともに、派遣部隊や応援職員等の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、執務スペースや宿泊場所、地図や資料、資機材、マニュアルを確保するなど、必要な受援体制を整備します。

派遣要請等により、派遣の決定がされた場合の宿泊場所は、高齢者福祉会館とします。

なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合は、公共施設の空き

スペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮します。

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 2-3】

3 災害派遣部隊及び応援職員の要請変更及び撤収【事務局、総務対策部、消防部】

(1) 要請の変更

市は、災害派遣部隊及び応援職員等の派遣期間、人員などの変更を必要とした場合は、その理由を付して県知事に具申します。なお、手続については、「1 応援要請」に準じて行います。

(2) 災害派遣部隊及び応援職員等の撤収

市は、災害対策活動が終了した場合や応援の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県知事）に対して、撤収を依頼します。

(3) 経費の負担

市は、協定に基づく応援に係る経費を、相互応援協定等に定めるとおり負担します。

また、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担します。

第3節 人命を守るための対策

第1 医療・救護対策

関係機関

- 1 医療・救護体制の確立 ----- 【救護対策部】
- 2 応急救護所の設置 ----- 【救護対策部】
- 3 医療・救護活動 ----- 【救護対策部、消防部】
- 4 健康支援対策 ----- 【救護対策部】

1 医療・救護体制の確立

【救護対策部】

(1) 医療機関の被害情報の収集

市は、災害が発生したときは、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会及び綾瀬市赤十字奉仕団等と連絡体制を確立するとともに、県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により医療機関の被害、診察能力、収容能力に係る情報を収集します。

(2) 医療救護本部の設置

市は、医療救護本部を市災害対策本部内に設置します。
医療救護本部は、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会及び綾瀬市赤十字奉仕団等の協力を得て運営します。

(3) 医療救護班の編成

市は、医療救護活動の実施のため医療救護班を編成する必要がある場合は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会に医療救護班の派遣を要請します。

(4) 県及び日本赤十字社等に対する応援要請

市は、災害の規模又は被災状況に応じて、県、日本赤十字社等の医療関係機関に対して、応援の要請を行います。
また、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(5) 海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請

市は、医療救護本部が実施する医療・救護活動及び県医療救護本部からの応援状況などから判断して、医療援護支援が必要と思われる場合は、海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請を行います。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

- ※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】
- ※災害時における医療・医薬品に関する協定【資料編 13-4-1】
- ※災害医療拠点病院一覧【資料編 6-1】
- ※市内医療機関一覧【資料編 6-2】
- ※医療救護活動体制図【資料編 6-3】

2 応急救護所の設置

【救護対策部、消防部】

(1) 設置

市は、災害の状況に応じて、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会の協力により医療救護班を編成し、次の場所に応急救護所を開設します。

- 1 市域で震度5弱以下の場合
被害の状況により開設
- 2 市域で震度5強以上の場合
綾瀬休日診療所に拠点となる応急救護所を開設し、負傷者や病院などの状況により次の場所から応急救護所を設置
 - 指定避難所（小・中学校 15 校、県立高校 2 校、公共施設 14 箇所）
 - 指定緊急避難場所（26 箇所）
 - 公共施設（指定避難所以外）

(2) 設置の報告

市は、応急救護所を設置したときは、速やかに設置場所、医療救護班の必要性の有無、ライフラインの確保状況、医薬品等の必要性の有無について県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、併せて県医療救護本部に報告します。

(3) 設置の広報

市は、応急救護所を設置したときは、市民に広報します。
また、応急救護所、災害拠点病院等の受入体制について広報します。

3 医療・救護活動

【救護対策部、消防部】

(1) 救護所の運営

派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班は、救護所で次の医療・救護活動を実施します。

- 1 トリアージ
- 2 傷病者に対する応急措置及び医療
- 3 傷病者の医療機関への搬送支援

- 4 助産救護
- 5 広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

(2) 市外の医療機関への協力要請

市は、救急患者の搬送に際し、必要に応じて市外の医療機関等に対して協力を求めます。

(3) ヘリコプターによる患者搬送

市は、重傷者等の搬送について道路の破損又は遠隔地への搬送の場合は、自衛隊等のヘリコプターの緊急搬送の要請を行います。

(4) 医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品を活用します。
なお、被害の状況に応じて不足する医薬品は、大和綾瀬薬剤師会、県及び日本赤十字社等の関係機関に調達の応援要請を行います。

4 健康支援対策

【救護対策部】

市は、災害の発生による避難生活の長期化等により、生活環境の激変に伴い、被災者の心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、必要に応じて、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請して、避難所や応急仮設住宅などの巡回指導、メンタルケア等の健康支援対策を実施します。

第2 消火・救急・救助対策

関係機関

- 1 活動体制の確立 ----- 【消防部】
- 2 火災防ぎょ活動 ----- 【消防部】
- 3 救急・救助活動 ----- 【消防部】
- 4 消防相互応援 ----- 【消防部】
- 5 市民の防災活動
- 6 自主防災組織の活動
- 7 事業所の防災活動

1 活動体制の確立

【消防部】

市は、災害が発生したときは、災害活動を総合的に掌握し、適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防庁舎内に消防警備本部を設置します。

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

また、綾瀬市警防規程の定めるところにより災害出動体制を確立するとともに、消防団を非常招集します。

※消防組織と現勢【資料編 9-2】

※消防本部・消防署車両及び機械器具一覧【資料編 9-3】

※消防団機械器具一覧【資料編 9-4】

2 火災防ぎょ活動

【消防部】

(1) 火災防ぎょ活動

消防警備本部は、火災の鎮圧の必要があるときは、綾瀬市警防規程に基づき消防部隊を編成し、火災防ぎょ活動を実施します。

火災が多発した場合は、建物が密集している市街地の火災防ぎょを優先します。その後、これらの火災を鎮圧した後に延焼拡大のおそれがない地域の火災に対する防ぎょを行います。

また、火災の延焼拡大により消防力を結集する必要がある場合は、全市総括的な防ぎょ方針を決定し、消防団との連携を密にして出動部隊に指示を行います。

消防団は、災害発生時には、受持ち地域の出火防止、初期消火活動を行います。なお、消防警備本部から指令を受けた場合は、受持ち地域外にも出動します。

(2) 避難場所と避難経路の確保

消防警備本部は、火災の発生により、住民に避難の必要がある場合は、避難場所及び避難路の安全確保に全力を注ぎ防ぎょ活動を行います。

3 救急・救助活動

【消防部】

消防警備本部は、災害により、救急・救助を必要とする事態が発生したときは、綾瀬市警防規程に基づき救急隊及び救助隊を編成し、次の救急・救助活動を実施します。

また、災害の状況により、全市総括的な救急・救助活動方針を決定し、出動部隊に指示を行います。

消防団は、災害発生時には、受持ち地域の救急・救助活動を行います。

なお、消防警備本部から指令を受けた場合は、受持ち地域外にも出動します。

1 救急活動

○応急手当、人工呼吸

○トリアージの実施

○優先順位にしたがい重症患者を医療機関へ搬送

2 救助活動

○関係機関（自衛隊、警察、地域住民）との連携による被災者の救出

○救助資機材の確保

4 消防相互応援

【消防部】

(1) 他都市消防部隊への応援要請

市は、災害による被害が全市域に及んだとき、また本市消防力では対応が困難と判断される場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による普通・特別応援並びに消防組織法第44条に基づく、緊急消防援助隊の応援又は神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援を速やかに求めます。

(2) 受援体制

市は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）に基づき、緊急消防援助隊を円滑に受入れるため、神奈川県緊急消防援助隊受援計画（平成15年8月22日制定）に基づき、受援体制を確立します。

(3) 米海軍厚木航空施設への援助要請

市は、米海軍厚木航空施設周辺において、本市消防部の能力を上回る火災が発生した場合は、綾瀬市と在日米海軍司令部間で締結されている「消防相互援助協定」に基づき、援助の要請を行い、米海軍消防隊と協力して消火活動にあたります。

(4) 広域応援部隊の活動拠点

広域応援部隊の活動拠点は、綾瀬市民文化センター第1駐車場とします。
なお、災害の状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

※緊急消防援助隊運用要綱【資料編 11-10】

※神奈川県緊急消防援助隊受援計画【資料編 9-5】

※消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【資料編 13-8-4】

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 2-3】

5 市民の防災活動

市民は、火の始末は素早く、火災が発生した場合は初期消火に努めます。

また、地域で連携し、自宅周囲で火災、家屋等の倒壊が発生した場合は、初期消火、救助活動、軽傷者の応急救護措置に協力します。

6 自主防災組織の活動

災害対策本部や防災関係機関が効果的な応急対策を行うためには、「地域ぐるみの協力体制」が重要になります。

自主防災組織は、地域で出火が確認された場合は、消防署へ通報するとともに

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

初期消火活動を実施し、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に努めます。
また、建物等の下敷きになった者の救出・救護活動の協力を努めます。

※自主防災組織設置状況【資料編 7-9】

7 事業所の防災活動

事業所等は災害が発生し、出火が確認された場合は、消防署へ通報するとともに初期消火活動を実施し、従業員の安否確認に努めます。

また、負傷者が発生した場合は、救出や応急手当を可能な範囲で実施します。

第3 避難対策

関係機関

- 1 避難指示等 ----- 【事務局】
- 2 避難誘導 ----- 【消防部、大和警察署】
- 3 広域避難の協議等 ----- 【事務局】
- 4 市民の避難対策
- 5 事業所の避難対策

1 避難指示等

【事務局】

(1) 避難情報の発令

市は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に、避難が必要な地域に対して、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」等の避難情報を発令します。

なお、避難情報の発令に際しては、必要に応じて、横浜地方気象台や県等に助言を求めます。

避難情報は、次の内容を明らかにして行います。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示します。

- 1 避難対象地域（地区又は施設名）
- 2 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等）
- 3 避難先（安全な方向、避難場所の名称等）
- 4 その他、避難行動時の注意事項
(携行品、避難行動要支援者への支援呼びかけ等)

(2) 県への報告

市は、避難の措置及び解除の状況について、避難状況表により記録し、速やか

に次の項目を県に報告します。

- 1 発令者
- 2 発令の理由と発令の日時
- 3 避難の対象地域
- 4 避難地
- 5 その他、必要な事項

(3) 市民への周知

市は、避難の指示等を行ったときは、防災行政用無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

(4) 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又はそのおそれがあるときで、人命及び身体を保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法、消防法、水防法等に基づき、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入の制限や禁止、又は退去を命じます。

※避難情報発令の実施基準【資料編 4-10】

※警戒区域の設定権限【資料編 4-11】

※避難所等一覧【資料編 7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 7-4】

2 避難誘導

【消防部、大和警察署】

(1) 市の活動

市は、避難の指示等が発令され、対象地域内の市民等が避難するとき、又は避難場所が危険な状態となり、他の場所へ再避難するときなどは、大和警察署、自主防災組織等と連携し、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行います。

- 1 状況が許す限り、あらかじめ経路の安全を確認する。
- 2 避難は原則として徒歩とし、自動車による避難は原則として禁止する。
- 3 携帯品は必要最小限のものに限定する。
- 4 避難行動要支援者の避難を優先する。

(2) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者・責任者等は、必要に応じ職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導します。

(3) 各種催事の主催者の活動

各種催事の主催者は、災害の発生における避難誘導等の適切な措置をあらかじめ確認し、災害発生時の参加者などの安全確保に努めるものとします。

3 広域避難の協議等

【事務局】

市は、災害の発生が予測される場合で、想定される被害が広域にわたり市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、避難者の受入れについて、受入れ自治体と直接又は県を介して、協議を行います。

受入先が決定した場合は、受入先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行います。

4 市民の避難対策

市民は、避難指示等が発せられた場合や家屋倒壊の危険、火災の延焼、洪水、がけ崩れの心配などにより、生命の危険を感じた場合は、自主的に避難行動を開始します。

なお、避難時における携行品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとしします。

避難行動要支援者の避難については、周辺住民及び自主防災組織等が協力し、避難場所（一時避難場所、広域避難場所、避難所）へ誘導します。

また、避難場所（一時避難場所、広域避難場所、避難所）では、地域住民の安否確認の実施に努めます。

避難行動は、災害状況を判断し、段階的に避難しますが、豪雨時などは、自宅から直接避難所に避難するなど状況を考慮した上で実施します。

5 事業所の避難対策

事業所、学校、その他の施設管理者は、災害の発生に伴い、避難の必要が生じた場合には、消防法による消防計画に基づき、避難誘導等の適切な措置を行い、従業員、児童、生徒などの安全確保に努めます。

また、帰宅困難者対策が必要な場合は、安否情報や交通情報等の情報を収集し、災害状況を見極めた上で、徒歩などにより緩やかに帰宅させ、帰宅が困難な人は事業所内で保護を行うなど、交通渋滞や一斉帰宅の発生の抑制に努めます。

第4 行方不明者、遺体対策

関係機関

- 1 行方不明者の捜索 ----- 【大和警察署、避難・生活支援部】

- 2 遺体対策 ----- 【救護対策部、大和警察署】
- 3 遺体の引渡し ----- 【救護対策部、大和警察署】
- 4 遺体の埋火葬 ----- 【救護対策部、避難・生活支援部】

1 行方不明者の搜索 【大和警察署、避難・生活支援部】

(1) 行方不明者名簿の作成

大和警察署は、市と協力し、所在を確認できない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼の受付を行い、要搜索者（行方不明者）の名簿を作成します。なお、個人情報の管理については、関係法令の規定に基づき取り扱います。

- 1 相談窓口や被災現場からの要搜索者情報を名簿に整理する。
- 2 名簿には、要搜索者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴を可能な限り詳細に記録する。
- 3 名簿は、市と警察署で相互に連絡を取り、共有化を図る。
- 4 要搜索者名簿を避難者名簿、診療記録簿、その他市で把握する安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

(2) 行方不明者の搜索

大和警察署は、要搜索者名簿に基づき、消防部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行います。

搜索活動中に発見された行方不明者及び遺体は、直ちに市に連絡後、搜索依頼者に連絡します。

また、発見された遺体は、災害対策本部の指示により最寄りの遺体収容所に収容します。

2 遺体対策 【救護対策部、大和警察署】

(1) 遺体の搬送

大和警察署は、搜索活動中に遺体を発見したときは、遺族等に連絡します。

身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努めます。

市は、状況に応じて、遺体を現場から遺体収容所、安置所まで搬送します。

- 1 検視・検案の受入れ
- 2 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付など
- 3 遺体の引渡し、一時保存
- 4 遺体の洗浄・縫合・消毒等

(2) 遺体収容所、安置所の設置

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

市は、大規模な地震災害により死者が発生したときは、あらかじめ定めてある次の施設に遺体収容所を設置し、遺体の受入れ・収容を行います。

なお、多数の死者が発生した場合は、綾瀬市民スポーツセンター体育館を遺体収容所及び安置所として開設します。

区分	施設名	所在地	電話
遺体収容所 安置所	綾瀬市民スポーツセンター体育館	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292
仮遺体収容所	綾瀬中学校	綾瀬市深谷南2-3-1	0467-78-0024
	綾北中学校	綾瀬市深谷上4-4-1	0467-78-8566
	城山中学校	綾瀬市早川2230	0467-77-6134
	北の台中学校	綾瀬市蓼川1-2-1	0467-77-8430
	春日台中学校	綾瀬市吉岡393-1	0467-76-8661

(3) 納棺用品等の確保

市は、県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等を確保します。

(4) 遺体の検視・調査等

大和警察署は、遺体収容所において遺体の検視・調査等を行います。

(5) 遺体の検案

市は、法医学専門医、警察協力医との協力により、遺体収容所で遺体の検案を実施します。

3 遺体の引渡し

【救護対策部、大和警察署】

(1) 身元判明遺体の引渡し

市は、大和警察署と協力して、検視、検案の済んだ遺体を身元の判明・不明に応じて、それぞれ区別して安置するとともに、身元判明遺体を速やかに遺族に引き渡します。

(2) 身元不明遺体の身元確認

市は、大和警察署、自治会（自主防災組織）と協力して、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

身元の確認には、指紋、歯牙、身体特徴等の確認が必要になります。

身元不明遺体の問合せ等に対応し、遺体の引取人があるときは、遺体を引き渡します。

警察から引き渡された身元不明遺体については、「墓地埋葬等に関する法律」

及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品の写真撮影などを行い、人相、着衣、特徴等を記録し、遺品の保管、埋葬又は火葬を行います。

4 遺体の埋火葬 【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 火葬の許可等

市は、遺族に引き渡された遺体は遺体収容所等において、死亡届を受理し、火葬に対する許可を行います。

(2) 埋火葬の実施

市は、遺族等が遺体の搬送、火葬を行うことが困難なときは、県トラック協会 県南サービスセンター、葬祭業者等の協力を得て、火葬場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を引き渡します。

(3) 埋火葬の期間

災害救助法が適用された場合は、定めにより10日間以内に完了するものとします。

なお、11日以降も埋火葬の必要がある場合は、県知事に次の項目について申請を行います。

- 1 延長する期間
- 2 延長を必要とする理由
- 3 延長を必要とする地域
- 4 延長期間中の埋火葬される遺体の数等

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※資機材等調達に関する協定【資料編 13-6-3】

※災害時応援協定一覧【資料編 13-1】

第5 各種災害時の応急対策

関係機関

- | | | |
|---|-----------------------|--------|
| 1 | 南海トラフ地震の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 2 | 火山災害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 3 | 雪害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 4 | 航空災害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 5 | 道路災害時への応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 6 | 放射性物質災害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 7 | 危険物等災害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 8 | 大規模火災時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |
| 9 | その他の災害時の応急対策計画 ----- | 【全ての部】 |

1 南海トラフ地震の応急対策計画

【全ての部】

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、情報に付記されるキーワード（巨大地震警戒、巨大地震注意又は調査終了）を把握します。

また、混乱を未然に防止するため、「第3章第2節第2」を準用して、市民に正しい情報を広報します。

(2) 事前避難対策

ア 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知します。

- | |
|--|
| <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は1週間の事前避難 ○日頃からの地震への備えの再確認に加え、特別な備え（すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など）を行い、必要に応じて自主的に避難 ○1週間経過してもさらに1週間は、日頃からの地震への備えの再確認に加え、特別な備えを行う（必要に応じて自主的に避難） <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認に加え、特別な備えを行う（必要に応じて自主的に避難） <p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する。 |
|--|

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

イ 後発地震等に備えた事前避難

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していることを踏まえ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等に対して次の事項の周知に努めます。

また、後発地震の発生に備え、避難所の確保に努めます。

- 1 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
- 2 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること。

(3) 児童・生徒等保護対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図ります。

学校、幼稚園等の施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、おおむね次の措置を講じます。

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- 2 学校、幼稚園等の各施設の安全措置をとる。
- 3 初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- 4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等に近接する学校、幼稚園等では、避難準備体制を整える。

(4) 警備対策

大和警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとします。

(5) ライフライン・交通対策

ア 情報収集・広報

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係機関との情報連絡体制を整備し、ライフラインや交通規制等に関する情報を収集します。

また、収集したライフラインや交通規制等の情報を市民へ広報し、必要に応じて不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

イ 交通対策

大和警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が南海トラフ地震対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施します。

(6) 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策

ア 保健医療救護対策

各医療機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、後発地震発生に備え、次の応急対策を実施し、保健医療救護機能の維持に努めます。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことの周知徹底
- 2 地震防災対策本部の設置
- 3 消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策の実施
- 4 入院患者等の安全確保措置
- 5 施設や設備の安全対策を講じた上での診療の継続
- 6 医療救護班の編成待機

イ 社会福祉施設の対策

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、後発地震に備え、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

- 1 施設設備の点検
- 2 落下物等の防止措置
- 3 飲料水、食料等の確保
- 4 関係機関、保護者との連絡体制の確保
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に近接する施設での避難準備体制の確保

(7) 市が管理する施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、後発地震に備え、庁舎等の市が管理する不特定かつ多数の者が出入りする施設に対して、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- 2 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 3 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 4 出火防止措置
- 5 水、食料等の備蓄
- 6 消防用設備の点検、整備
- 7 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- 8 各施設における緊急点検、巡視

※南海トラフ地震に関連する情報【資料編 4-15】

2 火山災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、火山噴火による降灰があったときは、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、降灰に関わる風向・風速情報を収集し、市ホームページ等により、降灰状況を市民等へ周知します。

なお、私有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施します。

(2) 道路の降灰除去

市は、降灰状況に応じて、道路の降灰除去が必要な場合は、「第3章第2節第5の4」を準用して降灰を除去します。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰用資機材（ロードスウィーパー、ホイールローダー、散水車、トラック等）の確保や作業方針の調整が必要なときは、関係機関と連携を図ります。

3 雪害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、大雪警報等が発表され、雪害対策が必要と判断したときは、県、横浜地方気象台、消防本部、大和警察署等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、降雪状況、被害状況を随時把握し、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報共有します。

(2) 災害広報の実施

市は、雪害により車での通行が困難又は不能になり、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して広報します。

(3) 救助・救急活動

市は、大雪等の状況により、救助・救急等が必要になるときは、「第3章第3節第2」を準用して活動します。

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(4) 除雪の実施

市及び道路管理者は、災害を防止するため除雪を実施します。

市は、市道等において立ち往生車両や放置車両が発生し、緊急通行車両の通行の妨げとなっているときは、当該車両の移動等を行います。

なお、大型機械による除雪が困難な幅員が4m未満の生活用道路等については、

地域住民に対し、地域ぐるみの除雪の協力を呼びかけます。

(5) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

4 航空災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、市内に航空機墜落等の事故が発生した場合は、事故関係者と連絡をとるとともに、県や警察と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

(2) 災害広報の実施

市は、事故の状況により、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して広報します。

(3) 警戒区域の設定

市は、警戒区域を設定する必要があるときは、「第3章第3節第3の2 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定し、関係機関へ報告します。

(4) 避難活動

市は、事故の状況により、事故現場周辺住民の避難等が必要になるときは、「第3章第3節第3」を準用して活動します。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、事故の状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

なお、米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に係る緊急措置要領」に基づき、関係機関と連携して、応急活動を実施します。

(6) 行方不明者の搜索

市は、航空機事故等により行方不明者がいる場合は、自衛隊、警察、消防団等の協力を得て搜索活動を実施します。

(7) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

※航空事故等緊急連絡経路図【資料編 4-8】

※航空事故等に係る緊急措置要領【資料編 13-4-4】

5 道路災害時への応急対策計画 【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、県厚木土木事務所東部センターへ報告するとともに、道路管理者や大和警察署と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

なお、道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。また、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制を整えます。

(2) 災害広報の実施

市は、事故の状況により、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して活動します。

(3) 警戒区域の設定

市は、警戒区域を設定する必要があるときは、「第3章第3節第3の2 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定し、関係機関へ報告します。

(4) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、事故の状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、道路に係る事故により、危険物の流出が認められたときは、大和警察署等の関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。

また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。

(6) 道路施設・交通安全施設の復旧活動

ア 道路施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。

また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。

イ 交通安全施設の応急復旧活動

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

道路管理者及び県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。

また、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

(7) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

6 放射性物質災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、市内に放射性物質の漏洩による事故が発生した場合は、事故関係者と連絡をとるとともに、県や警察と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

(2) 災害広報

市は、放射性物質の漏洩による事故の状況により、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して広報します。

(3) 警戒区域の設定

市は、警戒区域を設定する必要があるときは、「第3章第3節第3の2 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定し、関係機関へ報告します。

(4) 屋内退避又は避難活動

市は、事故の状況により、事故現場周辺住民の屋内退避や避難が必要になるときは、「第3章第3節第3」を準用して活動します。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、事故の状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

(6) 放射線測定体制の強化

ア 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

イ 市の措置

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、空間等の放射線量の測定や、飲料水、食品等の放射線量の検査を行います。

(7) 飲食物の摂取制限等の防護活動

ア 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線の被ばくから市民を防護するために必要があると判断したときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じます。

イ 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線の被ばくから市民を防護するために必要があると判断したときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じます。

(8) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

(9) 災害復旧

ア 汚染物の除去等

国の統括のもと、市は、県、関係機関と連携して、放射性物質による汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じます。

イ 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査及び措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置を解除します。

ウ 心身の健康相談体制の整備

市は、県、関係機関と連携して、国とともに、市民からの心身の健康に関する相談に応じる体制を整備します。

エ 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県、関係機関と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します。

オ 治安の確保等

市は、大和警察署と連携して、必要に応じてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

7 危険物等災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害情報の収集・連絡

市は、危険物等の事故が発生した場合は、事故関係者と連絡をとるとともに、県や警察と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

(2) 災害広報の実施

市は、事故の状況により、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して広報します。

(3) 警戒区域の設定

市は、警戒区域を設定する必要があるときは、「第3章第3節第3の2 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定し、関係機関へ報告します。

(4) 避難活動

市は、事故の状況により、事故現場周辺住民の避難が必要になるときは、「第3章第3節第3」を準用して活動します。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、事故の状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

(6) 危険物等の流出に対する応急対策

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。

道路管理者は、所管道路に危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。

大和警察署は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と密接に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。

(7) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

8 大規模火災時の応急対策計画

【全ての部】

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、大規模な火災が発生した場合は、県や警察と連携を図り、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

(2) 災害広報の実施

市は、大規模な火災の状況により、災害広報が必要になるときは、「第3章第2節第2」を準用して広報します。

(3) 警戒区域の設定

市は、警戒区域を設定する必要があるときは、「第3章第3節第3の2 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定し、関係機関へ報告します。

(4) 避難活動

市は、大規模な火災の状況により、現場周辺住民の避難が必要になるときは、「第3章第3節第3」を準用して活動します。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、大規模な火災の状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

(6) 広域的な応援体制

市は、災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

9 その他の災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

市は、その他の大規模な災害が発生した場合は、関係者と連絡をとるとともに、県や警察と連携を図り、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集します。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告します。

(2) 被災者への的確な情報伝達活動

市は、その他の大規模な災害の状況により、被災者への的確な情報伝達が必要になるときは、「第3章第2節第1～第3」を準用して活動します。

(3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、その他の大規模な災害状況により、救助・救急、消火及び医療救護等が必要になるときは、「第3章第3節第1及び第2」を準用して活動します。

第3章 災害応急対策

第3節 人命を守るための対策

(4) 避難所の設置運営

市は、その他の大規模な災害の状況により、避難所の設置運営等が必要になるときは、「第3章第3節第4及び第4節第1」を準用して活動します。

(5) 応急仮設住宅等

市は、その他の大規模な災害の状況により、応急仮設住宅等が必要になるときは、「第3章第5節第6」を準用して住宅を供給します。

(6) 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

市は、その他の大規模な災害の状況により、保健衛生、防疫、遺体対策等が必要になるときは、「第3章第3節第4及び第5節第1」を準用して活動します。

(7) 飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、その他の大規模な災害の状況により、飲料水・食料及び生活必需品等の調達や供給が必要になるときは、「第3章第4節第3～第5」を準用して活動します。

(8) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、その他の大規模な災害の状況により、緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送が必要になるときは、「第3章第2節第5」を準用して活動します。

(9) 広域的な応援体制

市は、その他の大規模な災害の状況により、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「第3章第2節第6」を準用して応援要請を実施します。

(10) 支援等の受入れ

市は、その他の大規模な災害の状況により、ボランティアの受入れ等が必要になるときは、「第3章第5節第5」を準用して活動します。

第4節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援対策

関係機関

- 1 避難所の開設 ----- 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】
- 2 避難所の管理運営 ----- 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】
- 3 避難所の統合、閉鎖 ----- 【事務局、避難・生活支援部】
- 4 帰宅困難者への対応 ----- 【事務局、避難・生活支援部】
- 5 指定避難所外に避難する被災者への配慮
----- 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

1 避難所の開設 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 一次避難所の開設

市は、避難の指示等を発令した場合や自主避難により、一次避難所の開設が必要と判断した場合は、一次避難所を開設します。

一次避難所の開設については、「避難所運営マニュアル」にしたがい、避難所配備職員を派遣し、施設管理者等と連携して、該当施設の安全性の確認を行い、開設準備などを行った後に、避難者を受け入れます。

(2) 風水害時避難所の開設

市は、風水害に際して避難指示等を発令した場合や自主避難により、風水害時避難所の開設が必要と判断した場合は、風水害時避難所を開設します。

避難所を開設するときは、直ちに当該施設管理者に連絡し、風水害避難所担当職員を派遣して、開設準備などを行った後に、避難者を受け入れます。

(3) 二次避難所の開設

市は、一次避難所での生活が困難（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児）と思われる世帯があると判断した場合は、二次避難所を開設します。

(4) 避難所の周知

市は、避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡します。

2 避難所の管理運営 【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 避難所の運営

市は、避難所を開設したときは、「避難所運営マニュアル」にしたがい、避難

所運営委員会を設置し、構成員である自主防災組織等地域住民の代表、避難所配備職員、施設管理者により避難所を運営します。

なお、学校を利用する避難所の運営については、応急教育や早期の教育再開に配慮します。

また、避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、災害ボランティア等の協力が得られるよう努めます。

さらに、避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に行います。

(2) 避難所の生活環境の整備

市は、次の点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう必要な措置を講ずるよう努めます。

- 1 プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の設置
- 2 栄養バランスのとれた適温の食事の提供
- 3 快適なトイレの設置、し尿及びごみの処理
- 4 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回
- 5 暑さ・寒さ対策
- 6 入浴施設の設置
- 7 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握
- 8 洗濯等の生活に必要な水の確保
- 9 福祉的な支援の実施
- 10 ペット同行避難のルールづくり

(3) 多様なニーズに配慮した運営管理

市は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、次の取組みを推奨し、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めます。

- 1 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
- 2 生理用品・女性用下着の女性による配布
- 3 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布
- 4 キッズスペースや学習スペースの設置
- 5 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- 6 トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
- 7 照明の増設
- 8 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

9 性暴力・DV被害者への相談窓口情報の提供

(4) 避難状況の報告

避難所運営委員会は、避難所内の状況を定期的に市へ報告します。

市は、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを県に報告します。

- 1 避難者数及び被災者数
- 2 周辺状況（施設の安全性、ライフライン、道路状況、建物倒壊等）
- 3 緊急を要する事項（人命救助、傷病人等）
- 4 要請事項（飲料水、食料、生活必需品、応急災害対策用資機材等）

3 避難所の統合、閉鎖

【事務局、避難・生活支援部】

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

また、災害の復旧状況、避難所人数の減少状況等を総合的に考慮し、関係各部門との調整を図り、避難所の統合及び閉鎖を決定します。

4 帰宅困難者への対応

【総務対策部、避難・生活支援部】

(1) 安全確保と情報提供

公共交通機関の責任者等は、災害時に利用者等を最寄りの安全な場所や避難所へ誘導するとともに、状況に応じ、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行います。

(2) 避難所の確保、誘導等

市は、鉄道等の運行・復旧状況や避難所に関する情報を市内の事業所等に提供します。

また、近隣市の駅において帰宅困難者が発生し、近隣市から要請があった場合は、帰宅困難者に対する避難所を確保するとともに、状況に応じ、警察署等の協力を得て誘導を行います。

(3) 事業所等の対応

事業所等の責任者は、交通情報等を収集して被害状況を把握し、状況によっては、従業員等を徒歩により帰宅させることや事業所に滞留させるなどして帰宅困難者の発生を抑制するよう努めます。

また、事業所等に宿泊する従業員に対して、仮泊場所、水、食料の確保などに努めます。

※避難所等一覧【資料編 7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 7-4】

※避難所運営マニュアル（標準形）【資料編 7-5】

5 指定避難所外に避難する被災者への配慮【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 避難所外避難者の生活環境の確保

市は、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会（自主防災組織）の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

(2) 在宅避難者への支援

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置する場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、在宅避難者等の支援拠点の利用者に対して、被災者支援に係る情報を広報します。

(3) 車中泊避難者への支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、車中泊避難を行うためのスペースへの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行います。

また、車中泊避難を行うためのスペースへの避難者に対して、被災者支援に係る情報を広報します。

第2 要配慮者対策

関係機関

- 1 要配慮者への支援活動 ----- 【救護対策部、避難・生活支援部】
- 2 避難行動要支援者の避難や安否確認等 ----- 【救護対策部】
- 3 要配慮者に対する避難所での応急支援 ----- 【救護対策部】
- 4 福祉避難所等の確保と移送 ----- 【救護対策部】
- 5 要配慮者への健康相談等 ----- 【救護対策部】
- 6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給 ----- 【救護対策部、土木対策部】

1 要配慮者への支援活動 【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 避難行動要支援者への支援活動

市は、避難行動要支援者に対し、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等の協力を得て、次のような一連の支援活動を行います。

- 1 安否確認、支援内容の把握、支援者等の確保
- 2 避難誘導の支援
- 3 避難所での応急支援
- 4 二次避難所等の確保と移送
- 5 高齢者及び障がい者入所施設被害状況の確認
- 6 健康診断、生活相談、広報活動等
- 7 避難行動要支援者向け仮設住宅の供給と支援

(2) 外国人市民への支援活動

市は、災害時ボランティアセンターと連携して、通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努めます。

(3) 保護者を失った乳幼児の支援活動

市は、保護者を失った乳幼児がいる場合、児童相談所と連携し、保護可能な親戚や養護施設等を検索し、速やかに引渡し又は移送します。引渡し又は移送先が確保されるまでの間は、応急保育にて保護します。

また、病気や衰弱した乳幼児者がいる場合は、受入れ可能な病院等を検索し、速やかに引渡し又は移送します。引渡し又は移送先が確保されるまでの間は、避難所等で保護します。

2 避難行動要支援者の避難や安否確認等 【救護対策部】

(1) 避難誘導

避難行動要支援者は、家族や同居者等及び近隣居住者とともに避難行動を行うことを原則とします。また、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等は、これの支援を行います。

(2) 安否確認等

市及び自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等は「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行います。

(3) 支援ニーズの把握、対応等

市は、安否確認と併せて、災害時ボランティアセンター、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等の協力を得て、支援ニーズの把握を行うとともに、必要な介護・介助要員、資機材等の確保や支援計画を策定します。

なお、専門知識や技術を必要とする要員が不足する場合は、専門ボランティアの協力を要請します。

- | | | |
|---|---------------------------------------|----------|
| 1 | 福祉ボランティア | |
| ① | 医療：医師、歯科医師、薬剤師、看護師等 | |
| ② | 介護：介護福祉士、ホームヘルパー、点字翻訳者、一般ボランティア介護指導者等 | |
| 2 | 通訳、翻訳ボランティア | 外国語通訳、翻訳 |

3 要配慮者に対する避難所での応急支援 【救護対策部】

(1) 生活環境の確保等

市は、指定避難所での生活環境の確保に当たっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居等に努めます。

(2) ニーズへの対応

市は、必要に応じて、避難所に避難した要配慮者の相談体制を確立し、要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援します。

(3) 身体的ケア及びメンタルケア

市は、指定避難所の運営管理に当たって、高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

(4) 要配慮者への情報伝達

市は、避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように努めます。

4 福祉避難所等の確保と移送 【救護対策部】

(1) 福祉避難所等の確保

市は、福祉避難所の被災状況及び使用の可否を確認し、施設の安全が確認され、福祉避難所の開設の必要が認められる場合には、施設を運営する福祉関係団体に対して、高齢者、障がい者等の受け入れを要請し、福祉避難所を確保します。

さらに、公立の社会福祉施設についても、確保します。

(2) 福祉避難所等への移送

市は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送します。

5 要配慮者への健康相談等

【救護対策部】

市は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、自宅被災者や避難所、応急仮設住宅等の要配慮者に対し、次のような支援を行います。

- 1 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等
- 2 ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談
- 3 ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- 4 チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等

6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

【救護対策部、土木対策部】

(1) 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

市は、必要と認めるときは県と協議し、要配慮者向けの応急仮設住宅を供給するように努めます。

(2) 要配慮者向け応急仮設住宅での支援

市は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において、次のような支援を行います。

- 1 スタッフ詰所の設置と運営
- 2 居住環境の向上
- 3 健康相談、メンタルケア対策の実施
- 4 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- 5 ホームヘルパー等の派遣など

※福祉避難所（要援護者）に関する協定【資料編 13-5-3】

※避難所等一覧【資料編 7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 7-4】

※災害時応援協定一覧【資料編 13-1】

第3 飲料水及び生活用水の供給対策

関係機関

- | | | | |
|---|---------------|-------|------------|
| 1 | 飲料水の確保 | ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 2 | 飲料水の供給 | ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 3 | 飲料水以外の生活用水の供給 | ----- | 【避難・生活支援部】 |

1 飲料水の確保

【避難・生活支援部】

県及び市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を実施することを目安に飲料水を確保します。

市は、災害が発生したときは、断水地域や避難所における避難者数等を把握した上で、必要となる飲料水の量を検討して、県企業庁海老名水道営業所に飲料水の確保を要請します。

また、必要に応じて、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保します。

2 飲料水の供給

【避難・生活支援部】

(1) 応急給水計画の作成

市は、断水が発生した場合、県企業庁海老名水道営業所と連携して、速やかに断水状況を把握した上で、応急給水計画を作成します。

なお、市内の医療機関、福祉施設等は、被害状況や要請に基づき、優先的に給水できるよう配慮します。

(2) 応急給水

市は、物資・給水班を組織し、県企業庁海老名水道営業所が確保した飲料水のほか、飲料水兼用耐震性貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。

なお、応急給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援を県に要請します。

また、給水車の派遣に関して、県企業庁海老名水道営業所と連携して、公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請します。

第1次

- ・各家庭、事業所備蓄飲料水
- ・耐震性貯水槽（100m³水槽・市内7箇所）
- ・小中学校受水槽

第2次

- ・ 県企業庁吉岡配水池（確保水量 11,950m³）
（「神奈川県内広域水道企業団綾瀬調整池）確保量 11,000³他市町供給分を含む）

第3次

- ・ 鋼板プール（小中学校 15 箇所）
- ・ 災害用井戸（218 箇所）

・ 第3次以降の施設により確保されている水は、火災の発生状況、消火栓などの被害状況によっては、消防水利として優先的に使用する。
・ 小中学校の鋼板プールの貯水は、主に生活用水に使用する。

第4次

- ・ 鋼板プール等（市内 2 箇所）

第5次

- ・ 復旧された配水管による給水

(3) 周知及び広報

市は、応急給水活動を実施する場合は、広報車両などにより、応急給水実施日時、給水場所、利用方法、その他必要事項（給水容器の持参等）を被災者に周知します。

(4) 応急復旧

県企業庁海老名水道営業所は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて、他の水道事業者等に応援要請を行います。

3 飲料水以外の生活用水の供給

【避難・生活支援部】

市は、県企業庁海老名水道営業所と連携して、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

※飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【資料編 7-8】

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

第4 食料等供給対策

関係機関

- 1 食料等の調達 ----- 【避難・生活支援部】

- 2 食料等供給計画 ----- 【避難・生活支援部】
3 炊き出しの実施、支援等 ----- 【避難・生活支援部】

1 食料等の調達 【避難・生活支援部】

市は、災害が発生したときは、避難所における避難者数等を把握した上で、必要となる主要食料及び副食・調味料等（以下、「食料等」と表記します。）の量を検討して、市の備蓄物資に加え、災害応援協定締結業者の協力を得て、食料等を調達します。

なお、必要量が確保できない場合は、県に対して、支援を要請します。

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合に限り、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請します。

2 食料等供給計画 【避難・生活支援部】

(1) 食料等供給計画の作成

市は、被災状況、食料等の調達状況を調査し、食料供給計画を作成します。

なお、市内の医療機関、福祉施設等は、被害状況や要請に基づき、優先的に食料等供給できるよう配慮します。

(2) 食料等の搬送

市は、調達した食料等については、必要に応じて、物資等集積場所を設置し、一時的に集積します。搬送は、県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て行うこととしますが、業者などから調達する食料等は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

また、物資等集積場所において、食料等の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施する要員を確保して、食料等を配布先の避難所ごとに配分します。

(3) 食料等の供給の実施

市は、各避難所において、被災者への食料等の供給を行います。

供給の際は、高齢者、乳幼児、食物アレルギーを有する者等に配慮します。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供します。また、避難所まで取りに行くことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布します。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※食料調達に関する協定【資料編 13-6-2】

※災害時応援協定一覧【資料編 13-1】

3 炊き出しの実施、支援等 【避難・生活支援部】

市は、避難所等の体制が整った段階で、必要に応じて、炊き出しに必要な米穀、食材、資機材等を確保して、炊き出しの支援を行います。

炊き出しは、一次避難所において、避難所運営委員会、自主防災組織、ボランティア、学校、自衛隊等の協力を得て行います。

また、学校給食センターは、食料等供給計画や各一次避難所の炊き出し状況を把握し、不足している地域への供給を主体として炊き出しを実施します。

なお、炊き出し時には、衛生管理に十分注意し実施します。

第5 生活必需物資等供給対策

関係機関

- 1 生活必需物資等の調達 ----- 【避難・生活支援部】
- 2 生活必需物資等の支給 ----- 【避難・生活支援部】

1 生活必需物資等の調達 【避難・生活支援部】

市は、災害が発生したときは、避難所における避難者数等を把握した上で、必要となる生活必需物資等の量を検討して、市の備蓄物資に加え、災害応援協定締結業者の協力を得て、生活必需物資等を調達します。

なお、必要量が確保できない場合は、県に対して、支援を要請します。

2 生活必需物資等の支給 【避難・生活支援部】

(1) 生活必需物資等支給計画の作成

市は、被災状況、要請状況、生活必需物資等の調達状況を調査し、生活必需物資等支給計画を作成します。

(2) 生活必需物資等の搬送

市は、調達した生活必需物資等については、必要に応じて、物資等集積場所を設置し、一時的に集積します。搬送は、県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て行うこととしますが、業者などから調達する生活必需物資等は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

また、物資等集積場所において、生活必需物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施する要員を確保して、生活必需物資等を配布先の避難所ごとに配分します。

(3) 生活必需物資等の支給の実施

市は、各避難所において、被災者への生活必需物資等の支給を行います。

支給の際は、要配慮者等を優先するとともに、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮します。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供します。また、避難所まで取りに行くことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布します。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※防災倉庫設置場所一覧【資料編 7-6】

※各防災倉庫備蓄品【資料編 7-7】

※生活物資等調達に関する協定【資料編 13-6-1】

※災害時応援協定一覧【資料編 13-1】

第6 ライフライン等の応急対策

関係機関

- 1 情報連絡体制の確保 ----- 【事務局】
- 2 上水道の応急対策 ----- 【県企業庁海老名水道営業所・土木対策部】
- 3 下水道の応急対策 ----- 【土木対策部】
- 4 電気の応急対策 ----- 【東京電力パワーグリッド(株)】
- 5 ガスの応急対策 ----- 【東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者】
- 6 通信関係の応急対策
-- 【NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)】
- 7 バス会社の安全措置 ----- 【神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)】

1 情報連絡体制の確保

【事務局】

(1) 情報連絡

ライフライン関係機関は、所管施設の被害状況、応急対策の状況、復旧の見通し等について、市へ適宜報告します。

(2) 応急対策活動の協議

市は、ライフライン関係機関に情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて、応急対策活動について協議を行います。

ライフライン関係機関は、応急復旧に関する活動状況等について報道機関等を

第3章 災害応急対策

第4節 生活を守るための対策

通じて市民に発表する場合は、情報の一元化のために市にその内容を通知します。

(3) 応急対策活動拠点

ライフライン事業者等の活動拠点は、綾瀬市民文化センター第2駐車場（北側）とします。

2 上水道の応急対策 【県企業庁海老名水道営業所・土木対策部】

(1) 応急対策

県企業庁海老名水道営業所は、職員の動員確保、情報連絡体制や応援体制を確立し、配水施設、管路、工事現場等の点検、被害調査を行うとともに必要な応急措置を行います。

(2) 復旧対策

県企業庁海老名水道営業所は、市と連携して、市民に対して破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて、民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行います。

また、市は、民間工事業者の協力を得て医療施設、福祉施設、避難所等の給水装置の復旧対策を行います。

- 1 配水池、ポンプ所等の施設の復旧
- 2 管路の復旧、配水調整（断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら優先施設から順次復旧）
- 3 資機材等の調達
- 4 給水装置の復旧（医療施設、福祉施設、避難所等を優先）

3 下水道の応急対策 【土木対策部】

(1) 応急対策

市は、汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、災害時応援協定団体等と連携して応急対策を実施します。

- 1 下水道施設被害による道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。
- 2 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- 3 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。
- 4 処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 5 処理施設が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。

(2) 復旧対策

市は、市民に対し破損箇所、注意事項、復旧作業状況等の広報を行うとともに、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行います。

4 電気の応急対策 **【東京電力パワーグリッド(株)】**

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生し、停電が発生したときは、防災業務計画に基づいて、各設備の復旧の優先順位、被害状況、復旧難易度等を勘案して復旧計画を策定し、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努めながら、施設の応急復旧を行います。

市は、東京電力パワーグリッド(株)と情報連絡体制を確立し、電気関係施設の被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知します。

5 ガスの応急対策 **【東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者】**

東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者は、災害が発生したときは、防災業務計画に基づき、速やかに被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに被災施設の応急復旧を行います。

なお、ガス漏洩により被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

市は、東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者と情報連絡体制を確立し、ガス関連施設の被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知します。

6 通信関係の応急対策 **【NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)】**

NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)等は、災害が発生し、通信障害等が発生したときは、防災業務計画に基づき、速やかに被害状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、速やかに被災施設の応急復旧を行います。

市は、NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)等の電気通信事業者と情報連絡体制を確立し、通信関係施設の被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知します。

7 バス会社の安全措置 **【神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)】**

神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)は、災害が発生したときは、地震防災応急措置要領や防災規則に基づき、各種安全措置を講じるとともに、速やかに運行状況、被害状況等の情報を収集し、事業継続対応を検討します。

第3章 災害応急対策

第4節 生活を守るための対策

市は、神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)と情報連絡体制を確立し、バスの運行状況や交通施設の被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知します。

- ※神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画【資料編 10-1】
- ※東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策【資料編 10-2】
- ※東京ガスネットワーク(株)の防災業務計画(抜粋)【資料編 10-3】
- ※災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書【資料編 13-9-1】
- ※災害時における応急対策等の協力に関する協定【資料編 13-9-4】
- ※地震防災応急処置要領—神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【資料編 13-7-3】
- ※防災規則—相鉄バス(株)【資料編 13-7-4】

第5節 生活再建に向けた対策

第1 防疫・清掃対策

関係機関

- 1 防疫等活動 ----- 【救護対策部】
- 2 災害用トイレの設置、管理 ----- 【避難・生活支援部、土木対策部】
- 3 災害廃棄物の処理 ----- 【避難・生活支援部】

1 防疫等活動

【救護対策部】

(1) 防疫活動

市は、次のような場所について市が保有する薬剤・資機材を使用して消毒を行います。薬剤・資機材が不足するときは、県及び大和綾瀬薬剤師会等に調達を要請します。

また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導します。

- 1 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生となった場所
- 2 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある場所
- 3 浸水、倒壊家屋、下水等により不衛生となった場所
- 4 土壌還元によるし尿処理を行った場所
- 5 ねずみ、昆虫が大量に発生した場所
- 6 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所
- 7 ごみ集積所、便所、その他衛生状況が良好でない場所

(2) 避難所における保健活動

市は、避難所等の保健活動を実施します。

また、市の処理対応能力では十分でないとき、厚木保健福祉事務所大和センターに保健師等災害時危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣を要請します。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。
- 2 消毒薬・うがい薬等の配布
- 3 避難者へ手洗い・うがい、屋内清掃、その他衛生管理及び感染症予防策の周知
- 4 インフルエンザ、肺炎等が流行したときは、保健指導の強化

(3) 感染症対策

市は、必要に応じて消毒班を編成し、県の指示により市が感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施します。なお、市の対応能力では十分でないとき

第3章 災害応急対策

第5節 生活再建に向けた対策

るときは、厚木保健福祉事務所大和センターへ消毒班の派遣を要請します。また、感染症患者が発生した場合は、必要に応じ、法の定めに基づき、県により速やかに当該患者を感染症指定医療機関に収容します。

(4) 避難所の衛生管理

市は、避難所生活が長期化する場合は、災害用仮設風呂の設置を検討するとともに、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、避難所等の適正な生活環境を維持するため次の衛生管理活動を行います。

- 1 避難所の過密状況の把握
- 2 土足禁止区域及び下足場の設定
- 3 ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導
- 4 飲料水の安全確保
- 5 日常衛生用品の確保
- 6 室内環境の衛生保持
- 7 洗濯場、物干し場の設置等
- 8 シャワー施設、トイレの衛生管理

(5) 食品の安全確保

市は、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、配布食料等の安全を確保するため次の措置を実施します。

- 1 搬入された食品の消費期限、保管方法、残飯の処理等について管理・指導する。
- 2 避難者及び自宅で避難している被災者へ、手指の消毒、食品・食器の取り扱い、残飯等の処理について適正な措置をとるよう周知する。

(6) 動物対策

市は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物愛護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。

- 1 動物の飼育状況等を把握する。
- 2 飼育者等による自主管理体制を確立する。
- 3 県への資材提供・綾瀬市獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。
- 4 飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。
- 5 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。
- 6 避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。

2 災害用トイレの設置、管理 【避難・生活支援部、土木対策部】

(1) 設置、管理及び周知措置

市は、大規模な災害が発生し上下水道の被害が生じた場合、その被害状況に応じて、災害用トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ等）を設置して、これを管理します。

災害用トイレは、市備蓄品を活用するほか、災害協定業者から調達します。

また、災害用トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

(2) 支援要請

市は、災害用トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

3 災害廃棄物の処理 【避難・生活支援部】

市は、災害発生時に大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、住民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るため、綾瀬市災害廃棄物処理計画に基づき、おおむね次の業務を実施します。

- 1 処理施設の稼働状況を把握し、市内の被害状況について情報収集を行う。
- 2 被害状況等を踏まえ、し尿、生活ごみ・避難所ごみ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。
- 3 災害廃棄物等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- 4 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を設置する。
- 5 被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- 6 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。
- 7 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。
- 8 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるが、倒壊等の二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市が解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

※資機材等調達に関する協定【資料編 13-6-3】

※綾瀬市災害廃棄物処理計画【資料編 10-4】

※地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【資料編 13-9-5】

第2 障害物の除去対策

関係機関

- 1 河川等の障害物の除去 ----- 【土木対策部】
- 2 住家に係る障害物の除去 ----- 【土木対策部】

1 河川等の障害物の除去 【土木対策部】

市は、河川等の緊急点検調査を実施し、橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者及び消防団と連携して、可能な限り障害物の除去を行います。

なお、市単独では、対応が困難なときは、必要に応じて、応援協定締結団体等の協力を得て実施するほか、県に対して、応援を要請します。

2 住家に係る障害物の除去 【土木対策部】

市は、災害により住家又はその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない世帯に対して、住宅の障害物の除去を実施します。

また、障害物の除去は、応援協定団体等の協力を得て実施しますが、労力又は機械力が不足する場合には、県及び災害ボランティアセンター等に対して、協力を要請します。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 13-9-3】

第3 文教対策

関係機関

- 1 児童、生徒の安全確保 ----- 【避難・生活支援部】
- 2 文教施設等の応急対策 ----- 【救護対策部、避難・生活支援部】
- 3 応急教育の実施 ----- 【避難・生活支援部】
- 4 学用品の調達・支給 ----- 【避難・生活支援部】
- 5 園児・児童などの安全確保 ----- 【救護対策部】
- 6 応急保育の実施 ----- 【救護対策部】

1 児童、生徒の安全確保 **【避難・生活支援部】**

市は、災害が発生したときは、各学校長と連絡調整し、児童、生徒及び教職員等の安否を確認します。

各学校長は、災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るため、あらかじめ定めた学校防災計画にしたがい、緊急避難、休校等の応急措置を行います。

2 文教施設等の応急対策 **【救護対策部、避難・生活支援部】**

市は、所管する学校施設、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の文教施設の施設や設備の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて、被災した施設の応急修理を速やかに実施します。

3 応急教育の実施 **【避難・生活支援部】**

(1) 学校施設の確保

市は、学校施設の被災又は避難所として使用していることにより、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次の方法により、応急教育の実施予定場所を選定します。

災害の程度	応急教育実施方法
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	1 特別教室・体育館・講堂の利用 2 二部授業の実施
学校の校舎が全部災害を受けた場合	1 公共施設等の利用 2 隣接学校の校舎の利用
特定の地域が被災した場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、公共施設等の利用 2 被害が小さい地域の学校、公共施設等の利用
市内全域が被災した場合	1 応急仮設校舎の建築 2 隣接市の学校、公共施設等の利用

(2) 教職員の確保

市は、災害により教職員の欠員が生じ、通常の教育を実施することが不可能となった学校があるときは、県と連携して、次により教職員を確保します。

- 1 市内の施設間で調整を行い、必要な教職員を確保する。
- 2 臨時的に退職者等の協力を求める。
- 3 欠員者が多数あり、職員を確保できないときは、県に支援を要請する。

(3) 学校支援チームの受援体制の確保

市は、学校教育再開に向けて、教職員が不足するなど、学校支援チームをはじめとする被災地外からの支援を受け入れる場合は、連絡窓口を明確にするとともに、支援ニーズを集約し、県教育委員会に報告します。

4 学用品の調達・支給 【避難・生活支援部】

市は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、被害の状況に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給します。

なお、災害救助法が適用されたときの学用品の給与は、災害救助法施行細則による救助の程度等の定めるところにより行います。

また、災害救助法が適用されないときは、災害の規模、被害の程度により災害救助法に準じて教育委員会が別に定める基準により支給します。

5 園児・児童などの安全確保 【救護対策部】

保育所などの管理下において災害が発生したときは、施設長（代理者を含む）は、児童の安全確保を行います。

また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携の上、児童を安全な場所に避難誘導するとともに、保護者への引渡しや児童の一時保護を実施して、児童等の安全確保を実施します。

なお、市立保育所における避難対策は、市立小・中学校に準じます。

6 応急保育の実施 【救護対策部】

市は、施設長と協議し、応急保育の実施を検討します。

なお、実施に当たっては、保護者等の意向を確認して行うものとします。

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※市立小中学校・県立高等学校一覧【資料編 12-15】

※市立保育所等一覧【資料編 12-16】

第4 警備対策

関係機関

- 1 災害警備体制の確立 ----- 【大和警察署】
- 2 災害応急対策活動 ----- 【大和警察署】
- 3 防犯パトロール ----- 【消防部、自治会】

1 災害警備体制の確立 【大和警察署】

大和警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

2 災害応急対策活動

【大和警察署】

大和警察署は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

- 1 警報等の伝達
- 2 情報の収集・連絡
- 3 救出救助活動
- 4 避難の指示等
- 5 交通対策
- 6 危険物等対策
- 7 防犯対策
- 8 ボランティア等との連携
- 9 広報

3 防犯パトロール

【事務局、消防部、自治会】

市は、自治会（自主防災組織）と連携して、は、放火・窃盗、その他の犯罪防止のため、避難所及び被災地における防火・防犯巡回パトロールを行います。

また、状況に応じて、防犯協会等に対して、防火・防犯活動への協力を要請します。

第5 ボランティア活動支援対策

関係機関

- 1 災害ボランティアセンターの設置 ----- 【救護対策部、市社会福祉協議会】
- 2 災害ボランティアセンターの運営 ----- 【救護対策部、市社会福祉協議会】

1 災害ボランティアセンターの設置【救護対策部、市社会福祉協議会】

市は、必要に応じて市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークに対し、ボランティアの活動拠点となる災害時ボランティアセンター設置の要請を行います。

市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークは、相互に連携して、災害ボランティアセンターを運営します。

なお、災害ボランティアセンターが設置されるまでの初期対応は、救護対策部が連絡調整などを行います。

2 災害ボランティアセンターの運営【救護対策部、市社会福祉協議会】

市は、災害ボランティアセンターの活動拠点として、保健福祉プラザを提供します。なお、施設の被害状況によっては、他の市内公共施設から指定します。

市社会福祉協議会は、あやせ災害ボランティアネットワーク等と連携して、災害ボランティアセンターを運営します。

※災害ボランティアセンターの主な役割【資料編 12-2】

※災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書【資料編 13-5-7】

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 2-3】

第6 住宅対策

関係機関

- | | | | |
|---|------------------|-------|---------|
| 1 | 震災建築物の応急危険度判定 | ----- | 【土木対策部】 |
| 2 | 被災宅地の危険度判定 | ----- | 【土木対策部】 |
| 3 | 被災住宅の応急修理 | ----- | 【土木対策部】 |
| 4 | 公共、民間住宅の確保 | ----- | 【土木対策部】 |
| 5 | 建設型応急住宅の用地確保、建設等 | ----- | 【土木対策部】 |
| 6 | 家屋の被害認定調査 | ----- | 【総務対策部】 |

1 震災建築物の応急危険度判定 【土木対策部】

(1) 建築物応急危険度判定実施本部の設置

市は、民間住宅等の応急危険度判定が必要なときは、建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定活動を実施します。

なお、震災建築物応急危険度判定士の確保については、市職員、市内在住・在勤の判定士で活動を実施しますが、被害状況等により、県に判定士の派遣要請を行います。

(2) 作業体制の確保

建築物応急危険度判定実施本部は、次のとおり作業体制を確保します。

- 1 判定士の名簿作成
- 2 担当区域の配分
- 3 資機材等の準備
- 4 判定基準の資料準備
- 5 判定統一のための協議実施
- 6 判定ステッカー等の準備
- 7 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定作業及び結果の表示

震災建築物応急危険度判定士は、建築物応急危険度判定実施本部と連携して応急危険度判定を実施します。判定結果は、判定ステッカーを、該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図ります。

なお、判定作業の実施に当たっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考として実施します。

※応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図【資料編 12-7】

2 被災宅地の危険度判定

【土木対策部】

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、被災宅地の危険度判定が必要なときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定活動を実施します。

なお、被災宅地危険度判定士の確保については、市職員、市内在住・在勤の判定士で活動を実施しますが、被害状況等により県に、判定士の派遣要請を行います。

(2) 作業体制の確保

被災宅地危険度判定実施本部は、次のとおり作業体制を確保します。

- 1 判定士の名簿作成
- 2 担当区域の配分
- 3 資機材等の準備
- 4 判定基準の資料準備
- 5 判定統一のための協議実施
- 6 判定ステッカー等の準備
- 7 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定作業及び結果の表示

被災宅地危険度判定士は、被災宅地危険度判定実施本部と連携して被災宅地危険度判定を実施します。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等に

より宅地の所有者及び周辺住民へ周知を図ります。

※応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図【資料編 12-7】

3 被災住宅の応急修理

【土木対策部】

総 第1章
則 第1章

(1) 対象者の調査、募集

市は、り災証明書及び被災者の資力、その他生活条件の調査結果から県が策定する選定基準により、対象者の募集、選定を行います。

(2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市は、災害のため住宅が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住宅）又はこれらに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を実施します。

修理内容は主に次のとおりで、期間は原則として災害発生の日から10日以内とします。

- 1 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住宅へのブルーシート等の展張
- 2 損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- 3 アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

災害予防
第2章

災害応急対策
第3章

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市は、災害のため住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）に対して、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度の修理を実施します。

なお、修理内容は次のとおりで、期間は原則として災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了します。

- 1 屋根、柱、床、外壁、基礎等
- 2 ドア、窓等の開口部
- 3 上水道、電気、ガス等の配管、配線
- 4 衛生設備

災害復旧・復興対策
第4章

4 公共、民間住宅の確保

【土木対策部】

(1) 公共住宅の確保

市は、市営住宅の空家を確保し、入居者の募集、選定を行います。また、県に対し県営住宅等の確保を要請します。

(2) 民間賃貸住宅の提供

市は、県や関係団体と協力し、民間賃貸住宅の空き室の状況を確認し、申込み窓口を開設して住宅に困窮する被災者に賃貸型応急住宅を提供するよう努めます。

5 建設型応急住宅の用地確保、建設等

【土木対策部】

(1) 建設予定地

市は、建設型応急住宅の早期建設を可能とするため、次の場所を建設候補地として選定し、用地の確保に努めます。また、建設場所は、保健衛生上好適な場所であること、また生活の利便性に配慮します。

災害救助法が適用された場合、県は、建設用地を確保された建設候補地の中から選定します。なお、市の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、広域的な調整により必要戸数の確保に努めます。

- 1 公有の未利用地など
- 2 公園等の公共施設
- 3 民間の未利用地、休耕地など

(2) 建設型応急住宅の建設

災害救助法が適用された場合、建設型応急住宅の建設は、県が発注し工事の管理を行います。ただし、県から委任されたときは、市が災害時応援協定団体等の協力を得て実施します。

(3) 高齢者、障がい者向け建設型応急住宅の建設

市は、被災者の実態などを考慮し、建設型応急住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に向けたバリアフリーに対応した住宅を含めて建設します。

(4) 建設型応急住宅の管理等

市は、原則として市営住宅の管理に準じて、建設型応急住宅の管理を行います。入居期間は、原則として竣工の日から2年以内とします。

なお、建設型応急住宅の供与が終了したときは、県知事が処分します。

(5) 入居希望者の把握

市は、建設型応急住宅入居者の募集計画に基づき、被災者相談窓口又は避難所にて、入居希望者の申込みを受付けます。

なお、入居対象者は、原則次の全ての条件に該当する者とします。

- 1 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 2 居住する住家がない者
- 3 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者

(6) 入居決定の方法

市は、原則として、優先世帯など優先度を考慮して決定しますが、災害発生前からのコミュニティの維持や、高齢者や障がい者が集中しすぎないように配慮して、入居者を決定します。

なお、入居後は、保健師などを派遣し、入居者の生活状態の把握など訪問活動を行います。

※優先世帯：①高齢者や障がい者の世帯、②高齢者や障がい者を含む世帯、
③乳幼児や妊婦を含む世帯

※災害救助法施行規則【資料編 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 11-12】

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 13-9-3】

6 家屋の被害認定調査

【総務対策部】

(1) 調査体制の確立

市は、次のような事前準備を行い、調査体制を確立します。

- 1 調査実施計画の策定
- 2 調査員の確保（市職員、応援職員等の派遣要請）
- 3 調査備品の用意（調査携帯品の調達、車両の確保、派遣職員の宿泊場所等）
- 4 参考資料の整理
 - ・ 応急危険度判定による調査結果
 - ・ 火災の調査結果

(2) 調査の実施

市は、被災した家屋について、り災証明の発行と連携した被害認定調査を実施します。

被害程度の調査・判定は、内閣府の「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を踏まえて実施します。

なお、被害規模に比べて調査員が大幅に不足する場合には、県、近隣市町及び民間団体に応援協力を要請します。

また、被害程度の判定が困難なときは、専門知識を有する土地家屋調査士、建

第3章 災害応急対策
第5節 生活再建に向けた対策

築士、不動産鑑定士、学識経験者等の助言を得て判定することを検討します。

(3) 被災者台帳、り災証明書

市は、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき「り災証明書」を発行します。(第4章第1節の1参照)

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムなどのデジタル技術を活用するように努めます。

(4) 広報活動

市は、家屋の被害認定に関する必要事項を広報します。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 調査の進捗状況 |
| 2 | り災証明の内容 |
| 3 | 第1次調査に不服のあるときの申請方法 |
| 4 | 家屋被害認定調査と震災建築物応急危険度判定との相違点等 |

※綾瀬市災害証明等取扱規程【資料編 11-8】

※綾瀬市消防証明等取扱規程【資料編 11-9】

第4章 災害復旧・復興対策

災害からの復旧・復興は、場合によっては長い年月を必要とします。

災害復興の最終目標は「被災者の生活再建」であり、そのためには住まいの再建や仕事の確保が不可欠です。また、全ての社会活動の基盤となる「社会基盤の復旧」は最初に完了させる必要があります。

第4章「災害復旧・復興対策」は、こうした被災者の住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、被災地の産業・経済の復興対策等について、本市及び各防災関係機関がとるべき法律・税制・予算措置等による様々な措置を計画したものです。

第1節 被災者の生活再建支援

関係機関

- | | | |
|--------------------|-------|--------------------------------|
| 1 被災者の経済的再建支援 | ----- | 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】 |
| 2 精神的支援 | ----- | 【救護対策部、避難・生活支援部】 |
| 3 要配慮者への支援 | ----- | 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】 |
| 4 社会福祉施設、社会復帰施設等 | ----- | 【救護対策部】 |
| 5 生活環境の確保 | ----- | 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】 |
| 6 教育の再建 | ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 7 社会教育施設、文化施設、文化財等 | ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 8 ボランティア活動支援 | ----- | 【救護対策部】 |
| 9 情報の提供 | ----- | 【事務局、総務対策部】 |

1 被災者の経済的再建支援 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】

(1) 総合相談窓口の設置

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を設置し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及びり災証明の交付など、各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行います。

(2) リ災証明書の発行

市は、災害救助法による各種施策や税の減免等の支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者にリ災証明書を交付します。

なお、必要に応じて、神奈川県行政書士会等に協力を求めて、被災者支援の迅速化に努めます。

(3) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に管理する被災者台帳を作成し、被災者の援護の実施に努めます。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討します。

(4) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない場合は、神奈川県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金の支給に努めます。

(5) 災害援護資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例にしたがって災害援護資金の貸付を行います。

(6) 生活福祉資金等の貸付

市は、生活福祉資金貸付制度や母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の概要を広報するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市社会福祉協議会に相談窓口を開設し、生活福祉資金貸付等のあっ旋を行います。

(7) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律第3条及び8条」の規定に基づき、綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例等の規定にしたがって、自然災害により死亡した者の遺族に対しては、災害弔慰金を、また自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては、災害障害見舞金を支給します。

また、綾瀬市災害見舞金支給条例等の規定にしたがって、死亡、負傷又は居住の用に供している家屋の損壊、焼失、流失、もしくは床上浸水等の被害を受けた場合は、災害見舞金を支給します。

(8) 義援物資の受入れ及び配分

市は、県と連携して、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握するとともに、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。

また、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知します。

なお、現地の需給状況を勘案し、受入れを希望するもの及び希望しないもののリストを逐次改訂し、これを活用して物資の配分を行います。

(9) 義援金の受入れ及び配分

市は、義援金の受入れ、配分に関して、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(10) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的な要保護者の把握に努めます。

(11) 税の減免等

市は、災害によって被害を受けた市民の方々に対して、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの条例、規則等で定める規定に基づき、必要に応じて適切な措置を行います。

(12) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

※被災者生活再建の流れ【資料編 12-8】

※災害に係る住家の被害認定基準運用指針【資料編 12-9】

※災害の被害認定基準について【資料編 12-10】

※地域経済復興の流れ【資料編 12-11】

※綾瀬市災害証明等取扱規程【資料編 11-8】

※綾瀬市消防証明等取扱規程【資料編 11-9】

2 精神的支援

【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 相談窓口の設置及び精神保健活動の実施

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 被災者の生活再建支援

市は、県と連携して、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師等が電話等で対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

また、被災者のこころのケアに長期的に対応する精神保健活動を行います。

(2) 災害時のこころのケアの啓発

市は、被災に関わる方のメンタルヘルスについて、被災者、支援者、行政関係者等へこころのケアの啓発をしていきます。

(3) 被災児童・生徒のこころのケア

市は、県と連携して、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口などの開設やスクールカウンセラー等による巡回相談などを実施します。

3 要配慮者への支援 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 高齢者、障がい者、児童への支援

市は、高齢者、障がい者、児童等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅サービスや入所施設などへの受入れ、福祉ボランティア等の確保等を県と連携して実施します。

(2) 被災した外国人市民への支援

県及び市は、言葉の壁のある被災した外国人市民が情報を入手できるよう、各種の生活支援情報を多言語、又はやさしい日本語で発信するとともに、相談窓口を設置し、帰国手続、り災証明、義援金などの給付、就労、住宅に関する相談を通訳ボランティア等の協力を得て行います。

4 社会福祉施設、社会復帰施設等 【救護対策部】

(1) 福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

市は、社会福祉施設、社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を県と連携して実施します。

(3) 福祉サービスの体制整備

市は、被災者の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設等を検討します。

5 生活環境の確保 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 食品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用するため、これによる感染症の発生を防止のため、飲料水の安全確保指導を県と連携して行います。また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(3) 仮設風呂の設置

市は、避難所の仮設風呂ニーズを調査し、仮設風呂の設置場所、設置時間等を定め、仮設風呂を設置します。また、必要に応じて、自衛隊に応急仮設風呂の設置を要請します。

6 教育の再建 【避難・生活支援部】

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕等の復旧対策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎や公共施設の利用等により、授業の場を確保します。

(2) 児童・生徒への支援

市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。

また、転入・転出手続についても弾力的に扱います。

7 社会教育施設、文化施設、文化財等 【避難・生活支援部】

市は、被災施設の補修箇所等を確認し、修繕等の復旧対策を検討・実施するとともに、収蔵品の保管場所、破損した収蔵品の修復など、補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

8 ボランティア活動支援 【救護対策部】

市は、県や市社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組む

第4章 災害復旧・復興対策
第1節 被災者の生活再建支援

ボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

また、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化等に対する支援に取り組みます。

9 情報の提供

【事務局、総務対策部】

(1) 郵便料金などの免除

市は、災害時において、日本郵便グループ等が次の特別取扱いを実施するときはその内容を市民に情報提供します。

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 |
| 2 | 被災者が差し出す郵便物の料金免除 |
| 3 | 被災地あて救助用郵便物の料金免除 |
| 4 | 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布 |
| 5 | 保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱 |

(2) 受信料、電話料金などの免除

市は、災害時において、NHK及びNTT東日本(株)神奈川事業部、NTTドコモ等が次の措置を実施するときはその内容を市民に情報提供します。

NHK	① 被災者の受信料免除
	② 避難所等への受信機の貸与・設置
東日本電信電話(株)神奈川事業部 NTTドコモ	① 災害救助法が適用された場合、り災者が利用する災害時用公衆電話の通話料は免除する。
	② 料金等の減免を行ったときは、関係の携帯・自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第2節 地域経済の復興支援

関係機関

- | | |
|----------------------------|------------|
| 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 2 金融・税制面での支援 ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 3 事業の場の確保 ----- | 【避難・生活支援部】 |
| 4 農林水産業者等に対する支援 ----- | 【避難・生活支援部】 |

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 【避難・生活支援部】

(1) 産業振興方針の決定

市は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、県、関係団体等と協力して、被災状況に応じて県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した、新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や問題解決の助けになる相談・指導体制を県及び商工会議所などの関係団体と協力しながら整備、総合的に支援します。

(3) 商談会、イベント等の活用

市は、各種団体と協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベントの活用等により、地場産業等のPRを行います。

2 金融・税制面での支援 【避難・生活支援部】

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が不足することが想定されるため、市は、国等の関係機関に対して、償還条件の緩和など特例措置を要請します。また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長などの特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、県と連携して既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援

市は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 地域経済の復興支援

予想されるため、金融機関（一般、政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者等の意見を踏まえ、低金利の融資など、新たな融資制度の創設について検討します。

(5) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。

(6) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市の納税緩和措置等を県に情報提供します。

3 事業の場の確保

【避難・生活支援部】

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設や低廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊や焼失により被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(5) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急

輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者等に対する支援

【避難・生活支援部】

(1) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(2) 既存制度活用の促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等の再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

第3節 災害復旧

関係機関

- 1 公共施設の災害復旧事業計画
----- 【総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】
- 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 ----- 【総務対策部】
- 3 産業の復旧 ----- 【避難・生活支援部】
- 4 激甚法による災害復旧事業 ----- 【総務対策部】

1 公共施設の災害復旧事業計画 【総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに策定します。

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 【総務対策部】

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担、もしくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるように努めます。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針等により決定されます。また、災害復旧事業費は、知事の報告、その他、地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されます。

※災害復旧事業に伴う財政援助関係の法律等【資料編 12-12】

3 産業の復旧 【避難・生活支援部】

市は、災害により被害を受けた事業者等に対する主な支援制度に関する最新情報を収集整理し、地域の産業や経済の復興を目指し、各種支援情報を発信します。

4 激甚法による災害復旧事業 【総務対策部】

(1) 激甚災害の指定手続

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めます。

(2) 特別財政援助額の交付手続等

市は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、県に提出します。

県は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助等を受けるための手続等を実施します。

※激甚災害・局地激甚災害指定基準【資料編 12-13】

第4節 災害復興

関係機関

- 1 復興計画策定に係る庁内組織の設置 ----- 【総務対策部】
- 2 人的資源の確保 ----- 【総務対策部】
- 3 復興対策の実施
----- 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置 【総務対策部】

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかに復興を図るために、復興に関する事務を行う組織として「復興本部」を庁内に設置します。

復興本部は、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整、復興計画の策定等を所掌します。

※震災復興の流れ【資料編 12-14】

2 人的資源の確保 【総務対策部】

(1) 派遣職員の受入

市は、不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請により職員を受け入れます。

(2) 専門家の支援の受入

市は、災害後の土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的問題に対応するため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士など専門家に支援を要請し、支援を受け入れます。

3 復興対策の実施【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】

(1) 復興に関する調査

市は、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、次の復興に関する調査を行います。

- 1 建築物、都市基盤施設等の被災状況に関する調査
- 2 住宅の復興対策に関する調査
- 3 生活再建支援に関する調査
- 4 地域経済復興支援に関する調査
- 5 復興の進捗状況モニタリング

(2) 復興計画の策定

市は、必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ります。

(3) 復興財源の確保

市は、被害状況調査をもとに、応急事業・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定します。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や需要度に応じて適切な対応が図られるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行います。

さらに、復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金(大規模災害対応分)の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していきます。